

令和元年12月2日 開 会

令和元年12月19日 閉 会

令和元年第4回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

12月2日（月曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開 会（午前10時00分）	4
○日程第1 会議録署名議員の指名について	4
○日程第2 会期の決定について	4
○日程第3 諸般の報告について	4
○日程第4 報第10号 専決処分の報告について	5
○日程第5 承第3号から日程第19 議第110号まで	5
林市長提案説明	5
○休 憩（午前10時36分）	13
○再 開（午前10時37分）	13
○散 会（午前10時38分）	13

12月9日（月曜日）第2号

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	16
○出席議員	18
○欠席議員	18
○説明のため出席した者の職氏名	18
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	18
○開 議（午前10時00分）	20
○日程第1 質 疑（承第3号から議第110号まで）	20
14番 藤根圓六議員質疑	20
浅野子育て支援課長答弁	20
14番 藤根圓六議員質疑	20

江尾福祉課長答弁	21
14番 藤根圓六議員質疑	21
江尾福祉課長答弁	21
14番 藤根圓六議員質疑	21
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	22
14番 藤根圓六議員質疑	22
土井生涯学習課長答弁	22
7番 村瀬誠三議員質疑	23
宇野副市長答弁	23
7番 村瀬誠三議員質疑	23
宇野副市長答弁	24
7番 村瀬誠三議員発言	25
○休 憩（午前10時21分）	25
○再 開（午前10時22分）	25
7番 村瀬誠三議員質疑	26
此島理事兼総務課長答弁	26
7番 村瀬誠三議員質疑	27
此島理事兼総務課長答弁	27
奥田理事兼企画財政課長答弁	28
7番 村瀬誠三議員質疑	28
大西建設課長答弁	28
7番 村瀬誠三議員質疑	29
大西建設課長答弁	29
7番 村瀬誠三議員質疑	30
奥田理事兼企画財政課長答弁	30
11番 上野欣也議員質疑	30
三嶋農林畜産課長答弁	31
○休 憩（午前10時42分）	31
○再 開（午前10時55分）	31
8番 福井一徳議員質疑	31
三嶋農林畜産課長答弁	32
8番 福井一徳議員質疑	32

三嶋農林畜産課長答弁	32
8番 福井一徳議員質疑	32
此島理事兼総務課長答弁	33
8番 福井一徳議員質疑	36
此島理事兼総務課長答弁	37
8番 福井一徳議員質疑	38
此島理事兼総務課長答弁	39
○日程第2 委員会付託（承第3号から議第110号まで）	40
○散 会（午前11時24分）	40

12月16日（月曜日）第3号

○議事日程	41
○本日の会議に付した事件	41
○出席議員	41
○欠席議員	41
○説明のため出席した者の職氏名	41
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	42
○開 議（午前10時00分）	43
○日程第1 一般質問	43
1. 12番 石神 真議員質問	43
（1）美山支所再整備事業	43
此島理事兼総務課長答弁	43
石神 真議員質問	44
藤田健康介護課長答弁	45
石神 真議員質問	45
此島理事兼総務課長答弁	46
宇野副市長答弁	46
林市長答弁	47
2. 2番 加藤裕章議員質問	47
（1）大桑城調査と活用について	47
土井生涯学習課長答弁	47
加藤裕章議員質問	48

土井生涯学習課長答弁	49
(2) 地域防災力の強化について	49
此島理事兼総務課長答弁	50
加藤裕章議員質問	51
浅井理事兼地方創生監答弁	52
加藤裕章議員発言	52
(3) 自然体験保育について	52
浅野子育て支援課長答弁	53
加藤裕章議員質問	53
浅野子育て支援課長答弁	55
○休 憩（午前10時48分）	55
○再 開（午前11時05分）	55
3. 4番 加藤義信議員質問	56
(1) 医療用ウィッグ購入費の助成について	56
藤田健康介護課長答弁	56
加藤義信議員質問	57
藤田健康介護課長答弁	57
加藤義信議員発言	58
(2) 公共工事の平準化について	58
大西建設課長答弁	59
加藤義信議員質問	59
大西建設課長答弁	60
加藤義信議員質問	61
大西建設課長答弁	62
4. 6番 操 知子議員質問	63
(1) 県道79号関本巣線をとりまく歩道整備	63
大西建設課長答弁	63
操 知子議員質問	64
大西建設課長答弁	65
操 知子議員質問	66
大西建設課長答弁	66
○休 憩（午前11時50分）	67

○再	開（午後1時00分）	67
5.	1番 寺町祥江議員質問	67
	（1）薬物乱用防止対策について	67
	此島理事兼総務課長答弁	68
	土井生涯学習課長答弁	68
	鬼頭理事兼学校教育課長答弁	68
	長野まちづくり・企業支援課長答弁	69
	寺町祥江議員質問	69
	藤田健康介護課長答弁	70
	寺町祥江議員発言	70
	（2）市長の政治姿勢と政策、今後について	70
	林市長答弁	70
	寺町祥江議員質問	71
	奥田理事兼企画財政課長答弁	72
	寺町祥江議員質問	73
	奥田理事兼企画財政課長答弁	73
	（3）日本一をめざす山縣市の子育て支援について	73
	浅野子育て支援課長答弁	74
	寺町祥江議員質問	74
	林市長答弁	75
6.	5番 郷 明夫議員質問	75
	（1）国道256号（仮称）高富北バイパスの整備計画について	75
	林市長答弁	78
	郷 明夫議員質問	79
	林市長答弁	80
	郷 明夫議員質問	80
	林市長答弁	81
○休	憩（午後2時00分）	81
○再	開（午後2時15分）	81
7.	9番 山崎 通議員質問	81
	（1）止まらぬ人口減少と水道事業について	81
	高瀬水道課長答弁	82

山崎 通議員質問	83
高瀬水道課長答弁	83
山崎 通議員質問	84
高瀬水道課長答弁	84
○散 会（午後2時29分）	85

12月17日（火曜日）第4号

○議事日程	87
○本日の会議に付した事件	87
○出席議員	87
○欠席議員	87
○説明のため出席した者の職氏名	87
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	88
○開 議（午前10時00分）	89
○日程第1 一般質問	89
8. 11番 上野欣也議員質問	89
(1) 在宅医療（主に在宅介護）推進の課題	89
藤田健康介護課長答弁	90
上野欣也議員質問	91
藤田健康介護課長答弁	91
上野欣也議員質問	92
○休 憩（午前10時21分）	94
○再 開（午前10時22分）	94
藤田健康介護課長答弁	94
9. 8番 福井一徳議員質問	95
(1) 山県インター以北の国道256号バイパスの4車線整備で早期着工を促進す るために	95
林市長答弁	97
福井一徳議員質問	98
林市長答弁	101
福井一徳議員質問	103
林市長答弁	104

○休 憩（午前10時59分）	105
○再 開（午前11時00分）	105
林市長反問	105
○休 憩（午前11時06分）	106
○再 開（午前11時07分）	106
福井一徳議員答弁	107
○休 憩（午前11時15分）	109
○再 開（午前11時30分）	109
（2）公立学校教員給与特別措置法改定による教員の変形労働制導入について	109
服部教育長答弁	110
福井一徳議員質問	111
服部教育長答弁	111
○散 会（午前11時40分）	112

12月19日（木曜日）第5号

○議事日程	113
○本日の会議に付した事件	116
○出席議員	119
○欠席議員	119
○説明のため出席した者の職氏名	119
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	120
○開 議（午前10時00分）	121
○日程第1 常任委員会委員長報告	121
○日程第2 委員長報告に対する質疑	122
9番 山崎 通議員質疑	123
○休 憩（午前10時09分）	123
○再 開（午前10時15分）	123
加藤裕章厚生文教常任委員会委員長答弁	123
○日程第3 討 論（承第3号から議第110号まで）	123
8番 福井一徳議員討論	124
1番 寺町祥江議員賛成討論	126
9番 山崎 通議員反対討論	126

○日程第4	採 決（承第3号から議第110号まで）	129
○日程第5	観光整備特別委員会の報告について	132
○日程第6	議員派遣について	133
○閉 会	（午前10時45分）	134
○会議録署名者		134

令和元年12月 2 日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 12月2日(月曜日)

-
- 議事日程 第1号 令和元年12月2日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第10号 専決処分の報告について
- 日程第5 承第3号 財産の取得についての議決の一部変更の専決処分について
- 日程第6 議第97号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第98号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第99号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第100号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 日程第10 議第101号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第11 議第102号 令和元年度山県市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議第103号 令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議第104号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議第105号 令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議第106号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議第107号 令和元年度水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議第108号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第18 議第109号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 日程第19 議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第10号 専決処分の報告について
- 日程第5 承第3号 財産の取得についての議決の一部変更の専決処分について
- 日程第6 議第97号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第98号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第99号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第100号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 日程第10 議第101号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第11 議第102号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議第103号 令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第104号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第105号 令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第106号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議第107号 令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第108号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第18 議第109号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 日程第19 議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結について

○出席議員（14名）

1番 寺町祥江君 2番 加藤裕章君

3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	浅野晃秀君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	安川英明君
理事兼 学校教育課長	鬼頭立城君	生涯学習 課長	土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼 事務局長	久保田裕司君	書記	棚橋輝英君
書記	長谷部尊徳君		

午前10時00分開会

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第4回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉田茂広君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、3番 古川雅一君、4番 加藤義信君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（吉田茂広君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの18日間とし、12月3日から8日まで、10日から15日まで及び18日を休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から12月19日までの18日間とし、12月3日から8日まで、10日から15日まで及び18日を休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（吉田茂広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年9月から11月までに執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してあります。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

10月9日に、岐阜市において、令和元年第2回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会が開催され、会議では平成30年度決算議案を審議し、原案のとおり認定されました。

11月28日に、令和元年第2回岐北衛生施設利用組合議会定例会が開催され、関係議員と出席いたしました。会議では情報公開条例及び同審査会委員の報酬等の条例並びに個

人情報保護条例及び同審査会委員の報酬等の条例の制定、退職手当組合理約の変更等、平成30年度決算議案、令和元年度補正予算の議案を審議し、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第10号 専決処分の報告について

- 議長（吉田茂広君） 日程第4、報第10号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第5 承第3号から日程第19 議第110号まで

- 議長（吉田茂広君） 日程第5、承第3号 財産の取得についての議決の一部変更の専決処分について、日程第6、議第97号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第98号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第99号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第100号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、日程第10、議第101号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について、日程第11、議第102号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第3号）、日程第12、議第103号 令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議第104号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第14、議第105号 令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議第106号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議第107号 令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）、日程第17、議第108号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について、日程第18、議第109号 岐阜地域児童発達支援センター組合理約の変更に関する協議について、日程第19、議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結について、以上15議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

- 市長（林 宏優君） 改めまして皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年山県市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、師走に入りまして大変お忙しい中、御参集を賜りましてまことにありがとうございます。

今年も非常に大きな災害が発生をいたしておりました。特に9月から10月にかけて発生をいたしました台風15号並びに台風19号により、土砂の崩壊ですとか河川の氾濫など大きな災害が各地で発生をいたし、とうとい人命が失われ、また多くの建物が被害を受けました。改めまして、この災害によりお亡くなりになられました方々に対し深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興、復旧を願うものでございます。

さて、山県市の女性消防隊が11月13日に横浜市で開催されました第24回全国女性消防操法大会に本県の代表として出場し、連日の訓練により磨かれた操法技術とチームワークを遺憾なく発揮され、第9位の成績で優良賞を受賞し、山県市を全国にアピールしていただきました。厳しい訓練に励んでこられた選手を初め、選手を支えていただいた関係者に感謝申し上げますとともに、皆様の御努力が山県市の消防・防災力のさらなる強化につながるものと確信をいたしているところでございます。

また、山県市では市民の皆様の防災意識の向上、災害への備えの強化のため、毎年総合防災訓練を行っております。本年は南海トラフ地震を想定し、10月27日にいわ桜小学校を主会場として多くの関係機関の御協力のもと、谷合地域を中心とした多数の市民の方々やいわ桜小学校の児童にも参加をいただき、避難訓練や倒壊家屋、土砂災害からの救助訓練、ライフラインの復旧訓練等を実施いたしました。参加いただいた地元自治会を初め、御協力いただきました皆様方に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

さらに、11月2日には、事前の備えと事前の共助をテーマとした防災タウンミーティングを開催し、早目の避難完了と災害が発生したときの地域住民の助け合い、いわゆる共助の重要性について講演をいただきました。こうした機会を通じて、住民の防災に対する意識のほか、さらに地域の防災力の向上につながることを願うものでございます。

また、いよいよ令和2年から明智光秀公を主人公としたNHK大河ドラマ「麒麟がくる」が放送され、美濃編では岐阜県が物語の中心舞台になるようでございます。「麒麟がくる」の放送に向けては、山県市内でも地域資源を生かした商品開発や市外から誘客するための取り組みを進めているところでございます。10月21日には、山県市商工会による地域資源を活かした明智光秀グッズの新商品の開発、販売の発表がありました。

11月14日には、名古屋市内において、山県市が明智光秀公や土岐氏のゆかりの地であることを紹介した歴史探訪セミナーを開催し、多くの方々にこの会場に御来場いただきました。また、その歴史や自然を初めとする山県市の見どころを紹介いたしました歴史・観光PR展を引き続き開催しているところでございます。なお、歴史・観光PR展につきましては、「麒麟がくる」が放送開始後の令和2年2月にも名古屋駅において開催す

る予定でございます。

さらに、山県市内においては、古田紹欽記念館におきまして、令和2年4月5日まで特別企画展といたしまして「今、ときが動き出す～土岐鷹から麒麟へ～」を開催中で、土岐氏一族にスポットを当てて紹介するとともに、土岐氏の菩提寺であります南泉寺ゆかりの禅僧、快川紹喜の古文書など南泉寺の所蔵品のほか、大桑城址の曲輪群から採集した陶器など大桑城址採集品を展示しております。

また、令和2年2月には、仮称ではございますが、戦国・大桑城シンポジウムを開催する予定であり、土岐氏一族や大桑城など、山県市の誇る歴史や文化の魅力を紹介し、山県市の認知度向上や市外からの誘客、さらには山県市ファンの獲得につなげていきたいと考えているところでございます。

今後、インターチェンジの開通も控えており、歴史ファンを初め観光客など多くの方々に訪れていただけるよう、山県市の魅力を発掘、発信し、活力のあるまちづくりを目指し取り組んでまいりますので、議員各位を初め関係機関の皆様、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本日御提案いたしております案件を御説明させていただきます。

本日提案いたしております案件は、報告案件1件、承認案件1件、条例案件5件、補正予算案件6件、その他案件3件の16案件でございます。

初めに、資料ナンバー1をお願いいたします。

資料ナンバー1、2ページの承第3号 財産の取得についての議決の一部変更の専決処分につきましては、本年第2回定例会において議決をいただきました議第84号 財産の取得についての取得金額を消費税率等の引き上げに伴い、4,587万円に変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、本年10月1日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、3ページの議第97号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本年10月11日に閣議決定された令和元年8月の人事院の給与改定に関する勧告に準拠して、本年12月以降に支給する市議会議員の期末手当の支給率を引き上げるとともに、令和2年4月以降の6月期と12月期の期末手当の支給率を均等配分するため、改正するものでございます。

次に、5ページの議第98号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、さきに御説明申し上げました議第97号と同じく、人事院の給与改定に関する勧告に準拠して、本年12月以降に支給する特別職の期末手当の支給率を引き上げるとともに、令和2年4月以降の6月期と12月期の期末手当の支給率を均等

配分するため、改正するものでございます。

次に、7ページ、議第99号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院の給与改定に関する勧告に基づき、本年4月にさかのぼり若年層を対象とした一般職職員の給与改定及び勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、令和2年4月以降の6月期と12月期の勤勉手当の支給率を均等配分するほか、住居手当に係る改正など所要の改正をするものでございます。

次に、13ページの議第100号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、一般職の非常勤職員の適正な任用を目的とした会計年度任用職員に関する規定が設けられたことに伴い、山口市の会計年度任用職員の給料や報酬及び期末手当のほか各種手当、費用弁償等の支給について定めるものでございます。

次に、25ページをお願いします。

25ページの議第101号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、会計年度任用職員制度を導入するに当たり、関係する8条例について一部改正を行うものでございます。

まず、条例第1条の山口市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事行政の運営の状況等の公表対象にフルタイム会計年度任用職員を追加するため改正するものでございます。

次に、条例第2条の山口市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員の休職の期間に関する規定を追加するため、改正するものでございます。

次に、条例第3条の山口市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額規定について追加するため改正するものでございます。

次に、26ページの条例第4条の山口市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員も公益的法人等へ派遣させることができるよう改正するものでございます。

次に、条例第5条の山口市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例については、議員による採用、昇進についての働きかけが禁止されている市職員等のうち臨時職員について一般職の非常勤職員に改めるよう改正するものでございます。

次に、27ページの条例第6条の山口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す

る条例につきましては、育児休業中のパートタイム会計年度任用職員について、勤勉手当の支給の対象外とされ、また、育児休業から職務復帰後における号給調整の対象外とされたため改正するものでございます。

次に、条例第7条の山口市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公務災害が発生した場合の会計年度任用職員の補償基礎額について定めるため改正するものでございます。

最後に、条例第8条の山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤特別職の職種が限定されたため限定列挙された職以外の職種を会計年度任用職員へ移行するため、改正するものでございます。

条例案件につきましては以上でございます。

続きまして、今般の補正予算について御説明を申し上げます。

資料ナンバー3をお願いします。

資料ナンバー3、議第102号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第3号）につきましては、2億71万2,000円を追加し、総額を144億5,531万3,000円にしようとするほか、繰越明許費の設定及び債務負担行為・地方債の補正を追加しようとするものでございます。

本補正予算は、人事院勧告を踏まえた人件費とその他のものとは大きく2つに分けられます。

まずは、12ページ以降のその他のものから御説明を申し上げます。

12ページ下段にあります財産管理費のふるさと応援基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金について当初1億円を見込んでおりましたが、2億円が見込まれるためふるさと応援寄附金1億円を追加しようとするとともに、ふるさと応援基金積立金にさらに1億円を積み立てしようとするもので、次のふるさと応援寄附金のふるさと寄附金お礼及び各種業務委託料など、合わせまして5,000万円追加しようとするものでございます。

次に、15ページの中ほどをお願いします。

15ページ中ほど、民生費に入りまして、まず老人福祉費でございます70万5,000円の追加は、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業に関する補助金で、その財源は全額国庫補助金として見込んでおります。

下段の福祉センター費につきましては、美山老人福祉センターの軒裏天井が雨漏りなどが原因で劣化し一部が落下しておりますので、修繕費として98万4,000円を追加するものでございます。

続いて、16ページ中段、母子福祉費の国庫補助金等158万3,000円は、前年度事業の精算返還金でございます。

次に、17ページ最下段でございます生活保護費の医療扶助費1,000万円は、本市の生活保護家庭の動向等を踏まえ、予算額が不足する見込みのため追加しようとするもので、財源の4分の3を国庫負担金として見込んでおります。

次に、19ページ下段、林業振興費の野生鳥獣捕獲報償金450万円は、県の野生鳥獣保護管理推進事業の個体数の調整捕獲が300頭追加採択されることによるもので、その財源は全額県補助金を見込んでおります。

次に、22ページ下段でございます教育費、小学校費の委託料412万5,000円は、伊自良北小学校及びいわ桜小学校のトイレを乾式・洋式化しようとするもので、来年度に学校施設環境改善交付金及び防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の採択を受けられるよう設計を行うものでございまして、財源の一部は過疎対策事業債を見込んでおります。

次に、23ページ中段の中学校費の委託料1,108万8,000円は、最近の異常気象により避難所を開設する機会が増加しており、避難所の環境整備のため各中学校の体育館に空調を整備しようとするもので、来年度には緊急防災・減災事業の採択を受けられるよう設計を行うものでございまして、財源の一部は緊急防災・減災事業債を見込んでおります。

続いて、25ページでございます。

保健体育施設費628万4,000円につきましても、中学校費と同様、総合体育館に空調を整備しようとするもので、来年度に緊急防災・減災事業の採択を受けられるよう設計を行うものでございまして、財源の一部は緊急防災・減災事業債を見込んでおります。

次に、9ページをお願いします。9ページの歳入をごらん願います。

これらの歳入につきましては、歳出で御説明申し上げましたものがほとんどではございますが、10ページ上段の財政調整基金繰入金7,210万7,000円を、今般の補正に伴いまして不足する財源として計上をいたしております。

続いて、5ページまでお戻り願います。

5ページの第2表、繰越明許費につきましては、本年度内に工事が完成しない見込みとなりましたので、新たに繰越明許費を設定しようとするものでございます。

第3表、債務負担行為補正の市道防護柵設置工事450万円につきましては、工事完成時期の年度末への集中を避け、発注・施工時期の平準化を図るため、債務負担行為を活用しようとするものでございます。

続いて、6ページの第4表、地方債補正につきましては、いわ桜小学校のトイレ改修工事設計業務は過疎対策事業を、避難所施設空調設備設置工事設計業務は緊急防災・減

災事業を借り入れできるよう追加するものでございます。

続いて、26ページ以降の補正予算給与費明細書をごらん願います。

こちらは、人事院勧告を踏まえた条例改正でもありますように、市長、副市長、教育長及び議員について、期末手当の支給率を0.05月分ふやそうとすることについての明細でございます。

27ページに移っていただきまして、一般職の給与改定分と期末勤勉手当等も同様に人事院勧告を踏まえたものでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

31ページの議第103号 令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、135万4,000円を追加し、総額を34億9,646万円にしようとするものでございます。

37ページをごらん願います。

総務費88万2,000円の追加は、オンライン資格確認などの国民健康保険システムを改修するもので、その財源は全額県補助金として見込んでおります。

次の償還金の国庫支出金返還金47万2,000円は、国・県負担金の過年度精算返還金でございます。

次に、上側の36ページでございますように、その財源は国保制度関係業務事業費補助金を計上いたしております。なお、不足する財源につきましては国民健康保険基金繰入金47万2,000円を計上いたしております。

続きまして、39ページの議第104号 令和元年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、4万3,000円を追加し、総額を9,544万円にしようとするものでございます。

45ページをごらんいただきまして、これは人事院勧告を踏まえた分で、上側の44ページでございますように、その財源は前年度の決算の成果を踏まえ繰越金96万3,000円を減額しつつ、なお不足する財源を簡易水道基金繰入金100万6,000円で追加いたしております。

続きまして、49ページをお願いいたします。

49ページの議第105号 令和元年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、9万5,000円を追加し、総額を4億8,549万円にしようとするものでございます。

続いて、55ページをごらんいただきたいと思います。

これも人事院勧告を踏まえた分でございますので、上側の54ページでございますようにその財源は一般会計繰入金を計上いたしております。

続きまして、59ページの議第106号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、44万円を追加し、総額を4億4,733万6,000円にしようとするものでございます。

続いて、65ページをお願いいたします。

65ページ、これも人事院勧告を踏まえた分でございます、上側の64ページにございますように、その財源は一般会計繰入金を計上いたしております。

続きまして、69ページの議第107号 令和元年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、第3条の水道事業費用に4万8,000円を追加し、第4条の資本的支出に2万1,000円を追加するとともに、これに連動いたしまして第2条の主要な建設改良事業に2万1,000円を追加し、第5条の職員給与費に6万9,000円を追加しようとするものでございます。

以下にございますのはその明細、予定キャッシュ・フロー計算書、補正予算給与費明細書、予定貸借対照表と予定損益計算書を添付させていただいております。

続きまして、その他の案件3件について御説明申し上げます。

資料ナンバー1、31ページから御説明申し上げます。

31ページの議第108号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議につきましては、中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合が令和2年3月31日をもって解散し、岐阜県市町村職員退職手当組合の構成団体から脱退することとなるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、当該団体の脱退及び規約を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

32ページの議第109号 岐阜地域児童発達支援センター組合同約の変更に関する協議につきましては、平成30年1月に八百津町長より、同組合から令和2年3月31日限り脱退する旨の予告があり、八百津町が組合の構成団体から同日に脱退するため、地方自治法第286条の2第2項の規定に基づきまして、岐阜地域児童発達支援センター組合同約を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、33ページの議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結についてでございますが、契約の相手先である株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部と契約金額6億7,100万円で防災行政無線同報系設備更新工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件工事の入札につきましては、本年9月27日に事後審査型制限つき一般競争入札とし、入札公告を行いまして、10月31日に開札した結果、株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部が最低価格入札者で、その価格は6億7,100万円でございます。11月12日に工事請負仮契約を締結したところでございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議をいただきまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（吉田茂広君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、9日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時38分散会

令和元年12月9日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第2号 12月9日(月曜日)

○議事日程 第2号 令和元年12月9日

日程第1 質 疑

- 承第 3号 財産の取得についての議決の一部変更の専決処分について
議第 97号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第 98号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第 99号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第100号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
議第101号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
議第102号 令和元年度山県市一般会計補正予算(第3号)
議第103号 令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議第104号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
議第105号 令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議第106号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議第107号 令和元年度水道事業会計補正予算(第1号)
議第108号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
議第109号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結について

日程第2 委員会付託

- 承第 3号 財産の取得についての議決の一部変更の専決処分について
議第 97号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

	例の一部を改正する条例について
議第 98号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第 99号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第100号	山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
議第101号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
議第102号	令和元年度山県市一般会計補正予算（第3号）
議第103号	令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第104号	令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第105号	令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議第106号	令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第107号	令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）
議第108号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
議第109号	岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
議第110号	防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

承第 3号	財産の取得についての議決の一部変更の専決処分について
議第 97号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第 98号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第 99号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第100号	山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

- 議第101号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第102号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第3号）
- 議第103号 令和元年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第104号 令和元年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第105号 令和元年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第106号 令和元年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第107号 令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第108号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
- 議第109号 岐阜地域児童発達支援センター組合同約の変更に関する協議について
- 議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結について

日程第2 委員会付託

- 承第 3号 財産の取得についての議決の一部変更の専決処分について
- 議第 97号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 98号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 99号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第100号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 議第101号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第102号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第3号）
- 議第103号 令和元年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第104号 令和元年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第105号 令和元年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第106号 令和元年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第107号 令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第108号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の

減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

議第109号 岐阜地域児童発達支援センター組合理約の変更に関する協議について

議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結について

○出席議員（14名）

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	浅野晃秀君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	安川英明君
理事兼 学校教育課長	鬼頭立城君	生涯学習 課長	土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼
事務局長 久保田 裕 司 君 書 記 棚 橋 輝 英 君
書 記 長谷部 尊 徳 君

午前10時00分開議

- 議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

- 議長（吉田茂広君） 日程第1、質疑。

質疑は、初めに、12月2日に議題となりました市長提出議案、承第3号 財産の取得についての議決の一部変更の専決処分についてから、議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結についてまでの15議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 藤根圓六君。

- 14番（藤根圓六君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして今回5件質疑したいと思いますので、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

最初に、議第102号、資料番号3の令和元年山県市一般会計補正予算の中から、ページ16、民生費、児童福祉費、母子福祉費補正額の158万3,000円の返還金の、どうして返還金になったかという経緯及び内容についての説明をお願いいたします。子育て支援課長をお願いいたします。

- 議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

- 子育て支援課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えをいたします。

母子福祉費償還金利息及び割引料158万3,000円、こちらの経緯と内容についてということで御質問でございましたが、前年度に母子家庭の自立を支援するために、技術や資格を取得する教育訓練、あるいは高等職業訓練を希望される方の費用を助成する母子家庭等対策補助金ということで、国から4分の3に該当する補助金105万円と、それから、不幸にしてDV被害に遭われた母子が母子生活支援施設へ一時的に入所するための母子生活支援施設措置費負担金として、国から2分の1に該当する35万5,000円、県からは4分の1に当たる17万8,000円の以上合計158万3,000円を前年度に受領しておりましたが、いずれの事業も活用することができませんでしたので、その前年度収入済みであった金額を今回返還するものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

- 議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

- 14番（藤根圓六君） 了解しました。

2番目に、同じく資料3のページ17の民生費、生活保護費の1,000万のことについて、

まず1つ、生活保護費の内容と内訳、2番目に保護者数、山県市内で伊自良、美山、高富の数字がわかったら教えていただきたいと思います。一応、それは過年度を含めた3年間の数を、ちょっと経緯を知りたいのでお願いいたします。福祉課長にお願いいたします。

○議長（吉田茂広君） 江尾福祉課長。

○福祉課長（江尾浩行君） 御質問にお答えします。

生活保護費の医療費扶助の1,000万円の内訳についてでございますが、入院に要する医療費としまして、当初月平均7名分を見込んでいましたが、受給者の高齢化などにより、月平均入院者数が11名と4名ふえたことにより医療費扶助を増額するものでございます。

生活保護者数の地区別の内訳につきましては、11月1日時点で、高富地域、62世帯83名、伊自良地域、2世帯2名、美山地域、19世帯26名です。

過年度における生活保護者数の状況につきましては、3月31日時点、平成29年度は73世帯93名、平成30年度は80世帯104名です。今年度は3世帯7名が増加しまして、11月1日現在、83世帯111名です。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 了解しました。

3件目です。同じくページ15の社会福祉費、福祉センター費で修繕費が出ておりますけれども、この修繕費の、ここはたしかデイサービスだと思うんですけれども、修繕費の負担基準額というのは、ここ、指定管理者になっておるんですけれども、その基準額を教えていただきたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 江尾福祉課長。

○福祉課長（江尾浩行君） 御質問にお答えします。

修繕費98万4,000円は、美山老人福祉センターと併設していますデイサービスセンターやすらぎの玄関入り口が雨漏りなどの原因により、天井の一部が劣化しましたので修繕を行うものでございます。

平成27年度までは、山県市社会福祉協議会と指定管理契約を締結していましたが、現在は使用賃貸借契約を締結しており、山県市が管理する施設でございますので、修繕費などの負担基準はございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 了解しました。

4 件目、同じく資料番号 3 号、款10の教育費、項 3、中学校費の中で、1 番目に中学校体育館空調設備費というのが今年度、設計費として出ておりますけれども、これは中学校全て 3 校分かどうかということと、2 番目に、その空調方式はどういう方式でやるのかということと、それと、設計費が一応、一般財源から出ているんですけれども、これは国の補助金制度、例えば学校施設環境改善交付金とか、美山中学校は過疎地域になりますので、自立促進特別措置法からとか、そういった関係は検討されたかどうかということと、4 番目に、今はリース方式というのもあるんですけれども、そういった比較検討はされたかどうか。

以上、4 点をお願いいたします。学校教育課長によろしく申し上げます。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

1 点目の中学校体育館空調設備実施設計委託料の1,108万8,000円の内訳でございますが、基本調査料158万4,000円と中学校 3 校分の実施設計料950万4,000円でございます。

2 点目の空調方式でございますが、ガス空調なのか電気空調なのか、または空調機の設置の仕方等の御質問と考えますが、このことに関しましては、基本調査結果を踏まえて検討することにしております。大災害時の避難所としての環境整備の視点やイニシャルコスト、ランニングコストの維持管理費の調査結果等を十分考慮して決定したいと考えております。

3 点目の国の補助制度利用につきましては、来年度までの事業で有利な地方債、緊急防災・減災事業債の活用を見込んでおります。

4 点目のリース方式との比較検討につきましては、地方債の活用を前提といたしますと、その制度の機能からはリース方式は対象外となりますので、現在のところは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

○1 4 番（藤根圓六君） 了解しました。

最後ですけれども、同じように総合体育館の空調方式のことですけれども、生涯学習課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 御質問にお答えします。

まず、総合体育館の委託料につきましては628万4,000円ですが、基本料206万円、実施設計料が422万4,000円となっております。

方式、国の補助制度の利用、リース方式の比較検討につきましては、ただいま中学校の答弁がございましたが、全く同様でございますので、よろしく申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 了解しました。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 以上で藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 議長より許可をいただきましたので、質疑をさせていただきたいと思えます。

1問目、条例の一部改正について。

議第99号、資料1のページ7、山県市の職員給料、なかなか言いづらいかもしれませんが、適正だと思われるかどうか、副市長にお尋ねしたいと思えます。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） お答えします。

職員給料につきましては、山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づきまして、市のホームページや広報やまがたなどで毎年公表しているところでございます。

そこで、本市の職員の給料や諸手当といった給与制度全般並びに昇給制度につきましては、基本的に人事院勧告に基づき設計され、国の制度に準じております。そのような関係で、職員の給料は適正であると考えております。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 実は私も、余り適正か適正でないかという判断は難しいかなというふうに思っております。

ただ、1つ資料がございまして、厚生労働省の2018年の調査によりますと、厚生労働省、今、集計が余り正しくないということで問題になっておりますが、ある意味正しいとすれば、月額が約2万670円、それから年に換算すると約250万ほどというのは、これは大卒の初任給の平均だそうです。

さらに、ここからが再質問になるわけですが、ラスパイレス指数というのは、副市長は当然御存じだと思いますが、一般行政職で山県市が平成30年4月1日現在で95.7です。岐阜県内の市の平均はどれだけかといいますと、98.0です。

再質問でお伺いしたいのは、1つ目が、ラスパイレス指数に合わせて給料の引き上げというのも今後考えていかなきゃいけないんじゃないか。もちろん先ほどおっしゃった人事院勧告、これはなかなか無視することが難しいかもしれませんが、必ずしもこれに従う必要はないという判断もあります。

2番目、それから、この資料の7ページから10ページのこの行政職の給料表を見ますと7級で終わっているんですね。よその市町村を見ても7級以上、8級があったり9級があったりなんていうところもあるようですが、この給料表の7級以上というのも将来考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

なぜそういうことを思うかという、もちろん若手の職員の将来へのそういう仕事の意欲、それから、非常に難しい判断になるかもしれませんが、いい給料が支給されれば、やっぱり高卒、大卒の子たちも、こんな給料がいいなら山縣市を目指そうかなという、いい人材も来る可能性があります。給料がある程度よければ仕事のモチベーションも上がってくるだろうし、また、もちろん給料のほかには職場環境も大事だし、ベクトルと申しますか、方向性が定まっていれば仕事に対する意欲が湧いてくるのではないかな。そのうちの1つが私は給料ではないかなというふうに判断しております。

繰り返しますが、ラスパイレス指数に合わせての給料の引き上げも今後考えていってもいいんじゃないかなというのは1つ目、2つ目が行政職の給料表をもう少し、7級で終わっているけれども、もう少し上まで考えてもいいんじゃないかなというのが2問目です。

以上、副市長に再質問をお願いします。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 質問にお答えしたいと思います。その前に、大学卒の給料でございまして、2万670円じゃなくて20万だと私は記憶しておりますが。

○7番（村瀬誠三君） そうです、ごめんなさい。間違えています。

○副市長（宇野邦朗君） 御訂正をお願いしたいと思います。

それでは、まず、ラスのアップはどうかという御質問でございまして、このラスパイレス指数といいますのは、議員も御承知のとおり、いろんな世代、人数、そして、その給料というものから、国の職員の給料を100として幾つかということでございます。ラスにつきましては、先ほど御質問の中にありました95.7、そして、市町村平均が、県下ですが、これは市ですか、県下の市の指標が98.0ということで、こちらからも、うちは2.3低いことは事実でございます。

先ほど申しましたように、うちの職員バランスからいきますと、合併後、非常に職員

の採用を控えてきたというところで、若い人たちが10年間近く入っておりません。そのような関係で、どうしても職員の昇級がおくれていたということが1つ、否めない事実だと思います。そのような関係で低いんじゃないかと思っておりますので、今後は、ここ5年ほど、定年退職分は補充し、若いところを取り入れているということで、これにつきましては、今後、ラスも上がってくると、このように考えております。

そして、2つ目ですが、7級しかない、これでは若手職員云々でございますが、当然、国は10級まで、そして、9級ですと岐阜県と岐阜市ですか。8級が大垣、各務原、この辺ですとそこら辺に来ると思えます。そして、合併市に至ってはほとんどが7級でございます。それは、やはり給料表というのは、それぞれ職務の状況等においても国のほうで指導しているところでございます。そのような中で、人口及び、1番大きいのは人口だと思いますが、職務内容等も含めて7級から8級にするというのは非常に難しいのではないかと、このように考えております。

そのような中で、若い人をいかに獲得するかでございますが、まず、新卒者の給料というのは、この21市、ほとんど変わっておりません。そのような中で、じゃ、何を選んでいただくかという、やはり働きやすさ、そして、残業等の適正な時間、そして、明るい職場。このようなところがまず第一だと思いますし、その前に山県市の認知度、小さくてもやはり山県市としてすばらしいものを持っていれば、新卒者の方々も目をとめてくれるんじゃないかなと、このように考えております。ちなみに、今年度1回目の採用試験では大体9倍の競争率で、非常に我々としてもほっとしているという状況でございます。

何分にも、職員のやる気を引き出すというのは非常に重要なことでございますので、今後も給料以外の点にも十分注意してやっていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 副市長から指摘されたとおり、厚生労働省、20万6,700円が月ということ。ごめんなさい。訂正します。

次の質問にまいります。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 次の質問にまいります。

工事請負契約の締結について、理事兼総務課長にお尋ねします。

議第110号、資料1のページ33、防災行政無線同報系設備更新工事は適正な予定価格であったかどうか。また、これだけの大きな工事の積算ってなかなか大変だろうと思うんですけども、積算を行われたのは1人でやられたのかどうか、また、その積算の確認検査者というのは、検査、正しいか正しくないかというのは1名でやったのか、2名、3名おったのかどうか。それから、更新工事とありますが、前はいつ入札をされたかどうかをお尋ねしたいと思います。理事兼総務課長、お願いします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目、適正な予定価格であったかといった御質問でございました。予定価格につきましては、今回5つのメーカーから聴取した見積もりをもとに積算し、適切に設定したという認識でございます。

また、50.3%という請負率であったため、予定価格について御心配いただいているのかなというふうに推察するところでございますが、今回入札を実施するに当たりましては、同種工事に係る全国の市町村における落札率、実績ですね、そういったものについても調査いたしました。近年では23件のデータがございまして、落札率につきましても99.8%から42.4%、大きい幅がございましたので、70%を下回っておりました自治体に、私どものほう、直接聞き取りいたしました。そうしましたところ、失格判断基準価格を設けていなかった自治体が5団体ございました。また、失格判断基準の引き下げを行ったという自治体も1団体、実際にごございました。今回、こういったことも参考にしまして、山県市の今回の入札につきましては失格判断基準価格を設けない方法を採用し、その結果、請負率は50.3%ということになったわけでございます。

なお、調査した23件のうち、先ほど御紹介した6団体につきましては、その落札率が68.5%から42.9%という実績もございまして、こういったところからしても、今回の予定価格が不適正であったということは決して考えていないというところでございます。

次に、御質問の2点目、これだけ大きな工事の積算は1人で行ったのかといった御質問、また、積算の確認検査者は何人であったかという御質問でございました。

積算につきましては、設計業者の助言のもと、一般監督員である当課の主幹が行っております。また積算の確認につきましては、主任監督員、総括監督員として、それぞれにつきまして別の係員が行っております。

最後の御質問、更新工事とあるが前回はいつ入札を行ったのかという御質問でございました。この防災行政無線でございますけれども、平成15年4月1日の市町村合併する以前から、旧高富、旧伊自良、旧美山がそれぞれで整備しておりました。その後合併を契機に、3つの無線機器を統一する入札が行われまして、平成16年の9月工事着手、平成18年3月から現在の体制で運用しているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

実は私も公務員をやっております、その間、約3分の1以上が契約担当をさせていただきました。それで、総務課長の答弁がいい悪いというんじゃなくて、必ず僕らも言われたのは、95%以上のときには必ず契約審査会なんかで協議をします。それから、先ほどおっしゃった23件、近隣に聞かれたという話ですが、例えば70%切れば、それが適正だったかどうかというのは必ず問われるということで、非常に心苦しい。安けりや安いでいいじゃないかというのが本音にありました。ありましたけど、こういう議員さんであるとかいろんな方の意見を聞くと、安いと手抜きしないかという心配を必ずされるんですね。手抜きであったり、材料が悪いのを使っていたりというようなことがないかという心配が必ず質問の中で出ます。

ですから、それも一理あるけれども、本当は安いほうがいいけどなと担当者としては思っていたわけなんですけど、まず1点目、例えば、23件聞かれたということですけども、そういう手抜き工事の心配と、材料の粗悪品の使用とか、そうしたり、下請企業への圧力というようなことの心配はされなかったかどうか、まず1点目。

2点目、約6億が浮いたわけなんですけど、この浮いた金って、ごめんなさい、私も勉強不足で申しわけないですが、どこへ行ったのか、その2点を教えてください。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問2点いただきました。御質問にお答えいたします。

まず、材料の話でございました。

○7番（村瀬誠三君） 材料とか手抜き。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 材料と、下請の圧力というんですか、今回の防災行政無線ですけども、道路工事とか橋梁の工事とは違いまして、ほぼ既製品の部品を組み合わせつつっていくというものだと理解しておりますので、材料の面で粗悪なものを使うとか、そういったものは基本的にはないものというふうに考えております。

また、下請への圧力ということでございましたが、当然そういったものはあってはならないものだと思っておりますし、そこは信用関係の中でやっているものというふうに理解しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 再質問にお答えいたします。

一応、13億円程度を予定しておりましたのが6億円で済んだということで、残ったお金はどうなるかという御質問でよかったと思いますが、本年度6億円と、来年度の債務負担で6億円ほどを予定しておりました。細かい数字はわかりませんが、来年度予算で6億、済みません、金額はわかりませんが約7億円を予定しておりましたが、予定価格の50%程度に落ちたということで、6億円を今年度と来年度に分けて、余った分、不要な額50%につきましては、執行しないという形になると思います。

予算につきましては、今年度と来年度の出来高によってまた分けますので、3月で補正をするのかなというふうに考えております。

なお、財源につきましては、緊急防災・減災を予定しておりますので、それに伴って借入額が減少するのかなというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 次の質問にまいります。

補正予算についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

議第102号、資料3のページ5、これの繰越明許費についてお尋ねをいたします。

繰り越しをかけた主な理由は何か、それから、設計はいつごろできていたのか、また標準工期何日をとっていたか、3番目、発注はいつ行ったのか、契約金額は総額幾らなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

補正予算で繰越明許費をお願いしている農免道路は、社会資本整備総合交付金を受けて道路事業を実施しておりますが、本年4月1日の内示で、要望額に対する交付金が前年度実績の20%から、本年度は100%と予想を上回る交付率になったことから、6月の定例議会で約2億3,800万円の補正増額の承認をいただき、事業を実施しております。補正承認後に交付申請を行い、令和元年8月6日に交付決定をいただいております。

繰り越しをかけた主な理由は何かについてですが、用地交渉に不測の時間を要したこ

とによるものです。

設計はいつごろできたのかについてですが、平成26年に詳細設計、平成29年度に県道周辺と農免南側の詳細設計を行い、平成30年度及び令和元年度に用地測量を行っております。また、令和元年10月に工事積算を行っております。

標準工期についてですが、今回は補正予算で繰り越しをお願いしている金額から算出すると370日となります。

発注はいつごろ行ったか、契約金額は総額幾らかについてですが、令和元年9月18日に、岐阜県より翌年度にわたる債務負担の承認の通知をいただいております。

これより本議会に補正予算として繰越明許費をお願いするもので、工事の発注はまだ実施しておりません。ちなみに、国からも発注関係機関事務の適切な実施に向けた取り組みとして、速やかな繰り越しの手続を行うよう、地方公共団体における平準化の取り組み事例について、「さしすせそ」として公表されているところでもあります。「さ」として債務負担行為の活用、「し」は柔軟な工期設定、「す」は速やかな繰越手続、「せ」積算の前倒し、「そ」早期執行のための目標設定（執行率の設定、発注見通しの公表）としております。

ただし、速やかな繰越手続については、気象や用地関係、補償処理困難、資材の入手難、その他やむを得ない理由により、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始することとあります。山県市としましても、繰り越しに際してはむやみに実施するのではなく、明確な繰り越し理由を第一に考える必要があると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 建設課長の話はわかったというのが本音ですけれども、できれば、こういう繰り越しとか債務負担は、全協でちょっとこういうふうだよという話があるとか、議案の提案理由の中にそういうものが、こういう大きな工事は繰り越しをやったとか債務をやったというのはあってもいいんじゃないかなというふうに思っております。

それと、もう一点は、これは確認ですのもう一度建設課長に聞くんですが、用地とか先ほどおっしゃったように、用地関係なんかだと繰り越しが、柔軟性が持たれてきたという昨今の理由があるよということを聞いておりますけれども、用地なんかだと、用地と書けばもうすぐ繰り越せるのかどうか、そこら辺だけ、1点だけ確認します。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 再質問にお答えします。

用地と書けば、いろいろ繰り越しの理由がございまして、県のほうで。あと、用地取得困難と書けば大体がお認めいただけるという認識ではございますが、これはもうイレギュラーなケースでございまして、今年度の事業で、今年度用地買収をしておりますので、ちょっとなかなかそこら辺の、急に交付金がついたということで、急遽事業を進めていくという目的がございまして、今年度中に行うという事業用地交渉をしているのに少し時間を要しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 次の質問にまいります。

理事兼企画財政課長にお尋ねします。

補正予算について、議第102号、資料3のページ6、1,370万円の内容について括弧書きで書いてありますね。対象経費とか交付税算入の件について説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

地方債補正の1,370万円につきましては、目的の欄には避難所施設空調設備設置工事設計業務としておりますが、先ほど他の議員さんにお答えしましたように、中学校3校及び総合体育館の空調設備の実設計分を緊急防災・減災事業で借り入れができるように追加しようとするものでございます。中学校体育館と総合体育館の合計を足しますと1,737万2,000円となりますが、内訳でございまして、先ほどもありましたように、基本調査が364万4,000円、実設計が1,372万8,000円でございます。基本調査分というのが基本対象外となりますので、対象は実設計分の1,372万8,000円でございます。10万円未満をカットとなりますので、起債の借り入れには1,370万円としております。

財政措置につきましては、起債対象事業費の100%が充当され、元利償還金の70%が交付税で措置されることとなるものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○7番（村瀬誠三君） 以上です。

○議長（吉田茂広君） 以上で村瀬誠三君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 発言の許可をいただきましたので、1点お尋ねをいたします。

資料のほうは、資料3、ページ19、野生鳥獣被害対策450万円についてお尋ねをいたします。

1点目は、今年度の予算の中の野生鳥獣被害対策委託料1,967万円との関連はどういうふうに捉えていくのですかということが1点。

それから、県の補助金といいますと、今まで会員のほうが限定されて、役員をやっていないだと取れないとかということで、会員の中にいろいろ不満が出てきているわけですから、同じ扱いになるのか、その辺の詳しい状況を説明いただきたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えいたします。

1点目の野生鳥獣捕獲業務委託料との関連でございますが、今回補正で挙げました野生鳥獣捕獲報償金につきましては、市の野生鳥獣捕獲業務委託料を支払わない11月から3月の狩猟期間中のニホンジカを少しでも多く捕獲していただくために活用する事業でございます。補助率10分の10の県費でございます。したがって、野生鳥獣捕獲業務委託料の1,967万円とは別でございます。

2点目の捕獲会員の限定でございますが、今回、市から依頼する業務委託、捕獲業務につきましては、希望者全員に従事していただきますので、制限はございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○11番（上野欣也君） わかりました。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩いたします。

議場の時計で10時55分から再開いたします。

午前10時42分休憩

午前10時55分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位4番 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 御指名いただきましたので、質問通告書に基づいて質問したいと思います。

1点目、令和元年度の上野市一般会計補正予算についてです。

資料は3の19ページです。野生鳥獣捕獲報償金450万、捕獲300頭の追加のための補正予算が計上されています。そこで、先ほど同僚議員の質問もありましたので、重なる部分を省いて質問したいと思います。

1点目に、今回の追加300頭数の追加になった理由及び今年度当初予算計上した際の捕獲見通しとの比較についてお尋ねをしたい。

それから、2点目は、これは会員指定がないということでしたので、これは省いて3

点目に行きます。この対応についてですが、今後山県市の猟友会の皆さんにどういうふうに周知徹底されるのか。現状どのような形でされていて、今後、どのように周知徹底をするのかという点について、農林畜産課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えいたします。

1点目の300頭の追加理由でございますが、市の野生鳥獣捕獲業務委託でのニホンジカ捕獲頭数は、9月までの半年で300頭を超え、昨年の豚コレラでの禁猟の影響で鹿がふえており、また農作物や植林への食害被害増加も懸念されることから、3月までの月平均の捕獲目標を100頭とし、合計500頭ということで、当初予算の200頭に対してさらに300頭を追加補正したものでございます。

2点目の周知徹底につきましては、市の猟友会の事務局のほうを通じまして御案内させていただき予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 1点目はわかりました。

2点目については、市の事務局を通じてという話だったんですけど、猟友会との関係ではどういうふうに会員まで徹底されるのでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 市の猟友会の事務局のほうに通知をする予定でございますので、事務局のほうから、会員のほうには周知されるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 了解しました。

では、次、2点目の問題についてお尋ねをします。

山県市の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例ということで、100号と101号に関係しますので、あわせて。資料は、資料1の25ページから30ページのところです。

来年度から実施される会計年度任用職員制度については、保育士の労働条件整備に関連して、その具体的な制度設計について理事兼総務課長にお尋ねをしてきました。そうした経緯も踏まえて、提案されている条例についてお尋ねをいたします。

まず1点目、この会計年度任用職員制度が従来の雇用契約と違う点についてお尋ねをします。

2点目、この制度設計に当たり、対象となる雇用者の契約時間帯別、部署別の人員に

ついて教えていただきたい。

3点目は、この制度をつくるに当たって、対象となる雇用者の意見をどのように集約してきたのか。

4点目、パートタイムとフルタイムの勤務時間の区分はどこでしているのかと、フルタイムとの違いですね。それから、フルタイムの中にも区分を設けているかどうか。

5点目、以前、議会の一般質問で、5年勤務の場合は時間給に50円加算、10年勤務の場合は1時間に100円が加算される体系になっているんですが、雇用期間1年未満のこの制度になったら、勤続給的な50円、100円の加算はどのようにするのかお尋ねをしました。その際に、何らかの形で考慮する由の答弁がありましたので、この制度の中でどのように具体化をされたのかお尋ねしたい。

6点目、非常勤の特別職員について、指定されない職種の職員の場合は、例えば環境保全監視員の年額3万4,000円は、時間給などどのような体系の扱いにするのか。

7点目、最後ですけれども、来年度開始の会計年度任用職員制度実施に当たって、全国の労働組合のアンケートでは、自治体の中には財政不安から月給を引き下げて手当に回す改悪案が提示され、保育士や病院職員など重要な行政を担う職でも、月2万から4万円も下げられる例もあるとのことでした。

先月の19日、衆議院の総務委員会で、この問題を我が党の本村伸子衆議院議員が取り上げて、高市早苗総務大臣は、給料や報酬を削減することは適切でない、制度の施行に伴い必要となる経費は地方財政計画に計上することにより、適切に財源を確保していくという答弁がありました。また、総務省の大村慎一公務員部長は、総務省マニュアルというのは1例を示したもので、支給対象の勤務時間は地方公共団体の実情等に即して適切に判断されるべきだとの答弁もありました。

山口市には労働組合はありませんが、月給や時間給を引き下げ、手当等に回すの実態はないものと確信しますが、その点の確認をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） それでは、順次御質問にお答えいたします。

まず1点目、従来の雇用契約と違う点という御質問でございますが、現在、特別職非常勤職員は規則、臨時職員につきましては市の独自の要綱に基づき、選考により、良好な成績をおさめた者に対して、労働条件を書面で明示した委嘱状または任命書、あるいは雇用通知書を本人に交付して労働契約を締結しているところでございます。

一方、改正後の地方公務員法におきましては、会計年度任用職員を含む全ての一般職

につきまして、条件付採用が適用されることとなります。これによりまして、常勤職員と同様、会計年度任用職員についても能力を実地に実証する必要があり、常勤職員が6月のところ、今回1月とする条件付採用期間を経て、その職務を良好な成績で遂行したときに正規職員となると、正式採用となるということでございます。なお、任用時におきましては、現在と同様でございますが、労働基準法の規定に基づき、労働契約締結に際して労働条件を明示した書面を交付する予定でございます。

また、会計年度任用職員の任期につきましては、1会計年度を超えない範囲内とされておりまして、現在の臨時・非常勤職員と同様に、1年以内で任命権者が定める期間ということになります。なお、次年度の採用選考を受けていただくことで、引き続き任用されることも可能という制度でございます。

2点目、対象となる雇用者の契約時間別、部署別の人数について御質問をいただきました。

平成31年4月1日現在、臨時・非常勤職員につきましては計330人でございます。内訳を申しますと、時間別では、週30時間未満の者が148名、週30時間から35時間未満の者が76名、週35時間の方が106名となっております。また、部署別で見ますと、子育て支援課が164名、保育士65名等でございます、子育て支援課が164名、学校教育課が給食調理員34名を初め合計で86名、さらには生涯学習課の出先機関、こちらで44名、公民館長等でございます、などとなっております。

次に、御質問の3点目、雇用者の意見をどのように集約したかという御質問でしたが、全国の地方公共団体において、最小のコストで最も効果的な行政サービスを行うといったことを目的として、臨時・非常勤職員を多種多様な勤務形態で任用してきたことから、さまざまな課題が生じてございます。

こういったものに対しまして、国のほうでは、平成28年に地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会を設置しまして、地方公共団体から意見収集をし、検討を重ねてまいった経緯がございます。今回、これらの検討経緯を経て整備された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、今回、会計年度任用職員制度に関する規定が新たに設けられたものでございます。山口市としては、会議などを開催し、雇用者から意見を直接お伺いするといったことまでは行っておりませんが、今回制度設計するに当たりましては、各臨時職員等を担当しております関係各課から随時意見を伺いながら、制度の設計について検討を進めてきたというところでございます。

御質問の4点目、パートタイム、フルタイムの勤務時間の区分につきまして御質問い

いただきました。

今回の会計年度任用職員制度におきましては、1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一、つまり38時間45分である者をフルタイム会計年度任用職員とし、これよりも短い時間である者をパートタイム会計年度任用職員と定められております。なお、フルタイムの中には別の区分は特にございませんで、勤務時間でフルタイムかパートタイムかを定め、任用するものでございます。

質問の5点目でございます。雇用年数による加算額について御質問いただきました。

議員御指摘のとおり、現在勤務している臨時・非常勤職員の方の中で、5年の勤務以上、あるいは10年以上の勤務の方につきましては、時間給に勤続加算を行っております。

会計年度任用職員の制度に移行するに当たりましては、正規職員の給料表を準用することとしておりますが、この制度の開始後につきましてはこの勤続加算に変えて、移行後の勤続年数に応じて給料表の号給調整を行うといったことを検討しておるところでございます。なお、現在勤続加算されている臨時職員等、こういった方が来年度以降会計年度任用職員となる場合につきましては、勤続加算された時間給と制度移行後に支給される時間給の差額分につきまして現給保障することも今、検討しておるところでございます。

続きまして、御質問の6点目、年額報酬となっている方の取り扱いということでございますが、今回の改正により、会計年度任用職員につきましては正規職員の給料表を準用することとしております。その中で年額の方につきましては、その給料表より勤務実態等をもとに、1時間当たりの時間給を割り戻したものに実際の勤務時間に応じた給料を算出していくといったことを考えております。

なお、議員から御質問の例示ということいただきました環境保全監視員についてでございますが、これまで非常勤特別職という位置づけでございましたが、今回整理を行う中で、当該職種の業務内容が協力依頼を受けて行う要素が大きいということから、今後につきましては、有償ボランティア的な位置づけとして整理をする予定でございます。したがって、今までお支払いしておりました報酬につきましては、来年度以降、謝金としてお支払いする予定でございます。

御質問の最後、7点目でございます。月給や時間給の引き下げはないかといった御質問でございました。

議員御指摘のとおり、会計年度任用職員制度へ移行するに当たりまして、増加する期末手当の支給分につきまして、月給ベースで調整する例があるやに聞いておるところでございます。しかしながら、山口市におきましては、臨時、あるいは非常勤職員の処遇

改善といったものが今回の制度改正の趣旨の1つにもあるということに鑑みまして、決して時間給等を引き下げて期末手当を支給するような対応といったものは考えておりませんので、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） ありがとうございます。今の答弁との関係で少しお聞きをしたいと思います。

今、一番最後のところでは、処遇改善という趣旨を生かして適正に運営をするということなので、これは当然そういうことだというふうに理解をしていますが、明確に答弁されたのでいいことだというふうに思います。

ちょっと順不同になりますけれども、1つは勤続加算を認めるということで、現金保証ですか、そういう検討をしたいということでしたが、この制度そのものの中でそういう形が認められるかどうか。自治体で決めればよいということであればそういうことでもいいと思うんですが、それが1点と、それから、フルタイムのところなんですけれども、正規と同じ時間ということになってはいますが、山県市の場合は、以前は7時間半勤務を7時間に統一して、その分差額を時間給に上げたというのか、その改定をやったと思うんですが、保育士の皆さんは7時間勤務という方がかなりおみえになるんですね、以前もお聞きしましたけど。この人たちは、私は当然、フルタイムの取り扱いになるものというふうな思いをしていたんですけれども、今回そういう形になっていないということなので、それはなぜなのか。今後、そこの部分については具体的な見直しをする予定がないかということについてお聞きしたいと思います。

それから、3点目、非常勤の職員のところでは有償ボランティア的な扱いという話がありましたけれども、時間給を算定してということで、これは今回の時点で、全ての職種にわたって時間給換算をしてやるのかどうか。中身を見ていると、表だけではよくわかりませんが、例えば御質問の中に出した環境保全監視員の方の年間の額ですけれども、実際にどれだけの仕事をしているかということを経験ではかって、時間給を逆算というようなこともあったんですけれども、全ての職種についてそういう時間管理がきちっとされていて、ここが妥当というような中身でされているのか、そこらあたりについてお聞きをしたいと思います。

それから、全体で、ここの330人の臨時の雇用の人ということですが、子育てとか学校とか生涯学習、特に教育分野とかそういう分野で、非常に当然、人数が多いと、構成が多いということなんですけれども、ここのところは、先ほどの保育士の7時間問題も触

れたんですけれども、果たしてこういうような中身でいいのかどうかということについて、私は少し職員からのリサーチも含めて検討する必要があるのではないかと。この間、保育士については、退職後の不採用という、不補充で、短時間のパートに切りかえてきたという経緯があって、今、山口市の場合6割ぐらいになっているんですけれども、これとの関係で、かなりウエートを占めているという関係も含めて、ここの処遇改善ということ考えたときには、ここらあたりについては、今の正規と同じ時間がフルタイムという扱いについては考慮が要るんじゃないかと思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） まず、御質問4点いただいたと思います。

1点目が、勤続加算と認める、勤続加算されているものについての現給保障につきましては、制度の中に認められるのかといった御質問だったと思います。今回の会計年度任用職員の制度を検討するに当たりましては、ほかの自治体の例も参考にしながら、あるいはそのもとになるのが、総務省のほうからマニュアルが示されておりますので、そういった中で、御質問いただいた勤続加算、今されている方の取り扱いについても、現給保障というような言葉もたしかあったかと思っております。そういったものも参考に、今回制度設計を進めているといったところで御理解いただければと思います。

続きまして、保育士の臨時職員につきまして7時間勤務が多いんですけど、こういった者はフルタイムにすべきではないかといったような御指摘であったかと思っております。

私どもとしても、全体の職員の中で臨時職員が占める割合が高いという認識、特に保育士につきましては、たしか全体で100名ほどの中で65名ぐらいが臨時職員であるというふうに認識しております。しかしながら、そのほか臨時職員、保育士を見てみますと、7時間勤務の者であるとか、ほかの時間、より短い時間の者もみえるかと思っております、こういった実情につきましては、当然私どもの行政としての職員に対するニーズ、こういった時間に勤務してほしいというニーズもありますのと、他方で、多様な働き方といったものが今求められている中で、そういったところからいきますと、行政側のニーズに加えて、働く側の方のニーズというのもあるのかなと。現状、臨時職員が多い、いろんな時間の臨時職員がいるということにつきましては、そういった両方のニーズから生み出された状況ではないかと思っております。

今回、基本的には7時間の方も、国の制度に準じて1分でも短ければパートタイムということですので、基本的には、パートタイムでそのまま移行しようと思っておりますが、今後その現場の中で、会計年度任用職員は単年度の任用になってきますので、毎年

の見直しを行う中で、パートタイムがいいのかフルタイムがいいのかにつきましても、毎年の検討の中で加えていく、検討すべき課題かなど、かように考えておるところでございます。

3点目が、非常勤職員、有償、全てを時間給換算するのかといった御質問だと思いますが、当然支払いにつきましても、条例の中で月額、日額、時間給という、あるわけですけれども、基本的には今回、給料表のどこに当てはめていくかというのを考えるに当たっては、それぞれの時間給といったものも考慮した上で設定していくということでございます。

御質問の4点目、子育て等教育分野におきましても、処遇改善等をお願いいたします。考慮したとき、フルタイムにするといった選択肢もあるのではないかとといったような御質問だったかと思いますが、こちらにつきましても、先ほど保育士に関する御質問の答弁でお答えさせていただきましたように、現状の勤務時間、臨時職員の雇用の時間というのがばらばらである背景には、当然私どもの行政のニーズといったものもあるでしょうし、働き方改革という観点、さまざまな働き方が今求められているということを考えますと、労働者、働いていただく方のニーズといったものもあろうかと思えます。例えば話を申し上げますと、主婦の方であれば、雇用の中で働きたいといったリクエスト、希望をお持ちの方もみえますので、そういった双方のニーズから出てきている状況であると思えますので、繰り返しになりますが、会計年度任用職員につきましても、1会計年度で契約は一旦終わって、また次、その職を置くのかどうかということも含めて毎年度検討していくこととなりますので、そういった検討をする中で、フルタイムがいいのかパートタイムがいいのかということについても、毎年検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今御答弁いただいた中で、2点だけお聞きをしたいと思えます。

勤続加算のような形で、これは制度的につくりたいということなんですけれども、現在5年、10年ではなくて、それはずっとこれから継続して、勤続的な中身を認めるかどうかという点が1点、それから、2点目は、多様な働き方ということで、これ、実は現場にもお聞きしたんですけれども、例えば保育士さんの中で、今まだ子供が小さいので6時間にしてほしいとか5.5時間にしてほしいということで、かなり山田市は柔軟に対応されていると思うんですね。そういう制度で今まできちっと認めてきたということなんですけど、1面で、私は7時間の方がかなり多いんですね。1面で見ると、子供の保

育という意味でいうと、1日でやっぱり通してみていくということが重要だと思うんです、子供を。そういうような関係でいくと、やっぱりその部分については、特別にやっぱり考慮が必要じゃないかと。毎年見直しをしていくからというふうな話があったんですけれども、そもそもこういう制度をつくっていく上で、最初の時点でそこらあたりの位置づけは明確にすべきではないかなというふうに思うんですけれども、ぜひ子育て日本一というふうに、市長も公約に掲げられていますので、その部分については特別な検討ができないかどうかというのをお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 2点御質問いただいたかと思います。再々質問にお答えいたします。

1点、勤続加算、現在5年、あるいは10年の方につきましては、それぞれ5年経過した時点で50円、10年経過した時点で100円の加算がございまして、こういった方が引き続き会計年度任用職員になるに当たっては、今の現給保障を考えているといった話が1点ございましてのと、あと、もう一点ですけれども、こちらにつきましても詳細規則等で詰めていくわけですけれども、来年度新たに会計年度任用職員になった方につきましても、毎年、昇給という言葉は当てはまらないので号給調整というんですけれども、そういった方につきましても、5年を限度にということ今のところ考えておりますが、そういった方につきましても、給料が上がっていく仕組みを考えておるといったところでございます。ただ、確定事項ではございませんので、今こういった検討をしているといった意味で御理解いただければと思います。

御質問2点目でございますが、保育士の現場のニーズということで、今、特別な考慮が必要ということであれば、今考えてはどうかといったところであったかと思っておりますけれども、こちらにつきましては今後、制度を実際に決定していく中でいま一度、各課とも協議をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 以上で福井一徳君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。これもちまして、承第3号 財産の取得についての議決の一部変更の専決処分についてから議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結についてまでの15議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（吉田茂広君） 日程第2、委員会付託。

承第3号 財産の取得についての議決の一部変更の専決処分についてから議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結についてまでの15議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（吉田茂広君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

11日は総務産業建設委員会、12日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時から第2委員会室で開催されます。

なお、20日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時24分散会

令和元年12月16日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和元年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 12月16日(月曜日)

○議事日程 第3号 令和元年12月16日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(14名)

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	浅野晃秀君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	安川英明君

理事兼
学校教育課長

鬼頭立城君

生涯学習
課長

土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼
事務局長

久保田裕司君

書記

棚橋輝英君

書記

長谷部尊徳君

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（吉田茂広君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 石神 真君。

○12番（石神 真君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を1つ行わせていただきたいと思っております。

質問事項につきましては、美山支所再整備事業ということで、これで私ども3回目の質問になります。

それでは、過去に公共施設についての質問を副市長にお尋ねしたところ、公共施設等の見直し検討会議の中で、美山支所を第一に整備計画を進めていくとの答弁をいただいております。そのときには、平成29年度設計、翌年の30年度解体、そして、平成30年度から31年完成予定で事業を行うとのスピーディーな答弁をいただきました。だが、その後、支所の中には、水道監視装置、有線テレビサブセンター等の機器の移動が必要となり、多額の費用が必要になることがわかり、スケジュールの変更をして進めていくとの説明をいただきました。

その後、担当課では、美山支所再整備のスケジュール案というのをこの前私はいただきましたが、そこで、その後、意見交換会や内容、また、跡地にどのぐらいの建物を再整備しようとしているのか、今後についてのお考えを理事兼総務課長にお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） それでは、御質問にお答えします。

美山支所の再整備につきましては、平成29年6月以降、美山北部地域の自治会連合会や山村開発センターに入居する3団体の代表者の皆様と意見交換を重ねているところでございます。

そこで、まず、意見交換会の内容でございますが、前回御質問いただきました平成30年第1回定例会以降について申し上げますと、平成30年8月に行った意見交換会では、支所と山村開発センターに入居する3団体の事務スペースを同じ建物で整備する案をお

示しましたところ、団体のほうからは、同じ敷地内で別々の建物として整備したいといった意見をいただきました。

その後、今年度につきましては、関係団体から、必要な機能や面積等について再度意見聴取を行うとともに、地元の自治会連合会からいただいた要望事項のほか、昨年度からの検討事項でもありました施設の配置計画等について検討を進め、去る11月28日には、北部以外も含めた美山地域の自治会連合会長や関係団体の皆様に対して、スケジュールも含め具体的な再整備計画案を提示し、意見交換会を開催したところでございます。

次に、再整備する建物の概要でございます。11月の意見交換会では、支所を解体した跡地に、支所と3団体の施設を隣接させる形で別々に整備する計画としており、その規模につきましては、高齢者や障がい者の方々の利便性、こういったことを考慮しまして、いずれも平屋建てで、支所が延べ床面積約270平方メートル、団体施設が延べ床面積約160平方メートルの計430平方メートル程度を考えております。なお、支所につきましては、事務室や3団体も利用可能な会議室のほか、地元自治会からの要望も踏まえまして、地元の方々が集う談話室、さらには、保健師が常駐する健康相談スペースを計画しているほか、内装には地元の木材を活用したいと考えておるところでございます。

最後に、今後の進め方でございます。11月に行った意見交換会では、お示した案に対して大幅な見直しが必要となる、そういった御意見はございませんでしたが、引き続き細部を詰めるとともに、必要に応じ、関係者の皆様と協議を重ねながら進めていきたいと考えております。

また、完成までのスケジュールにつきましては、現支所の解体前に移設等が必要となる防災行政無線や水道、あるいは有線テレビといった関連設備につきまして、遅滞がないよう処理を着実に進めつつ、令和2年度に各種調査、測量、令和3年度に実施設計、そして、令和4年度以降、現支所の解体、新支所の建設工事を進め、令和5年度末までの完成を目指してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 理事兼総務課長の答弁を伺いましたが、やはり地元自治会からの要望も踏まえたといったいいお返事をいただきました。

また、談話室、さらには保健師が常駐する健康談話スペースの計画も進めていると御答弁いただきました。

また、この保健談話室には、前も市長にもお話ししましたが、いろんな形で、やっぱり北部には医療施設のところが大事だという、市長からも答弁もいただいております。

そこで、再質問の内容としましては、保健師のことに触れてで、余り触れていただいておりますので、この健康談話室を診療所にできないかと私自身は思っておりますが、なぜなら、今後、北部地域のことを考えますと、やはり医療機関に通う不便さを感じるものではないかと思っております。

そこで、診療所にするには、山県市の医師会、または岐北厚生病院などとの協議が特に必要になってくると感じておりますが、医療のことなので、ここで、健康介護課長はどのようなお考えをお持ちかお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

以前には、美山北部も活気にあふれ、3人の開業医の先生がおられました。人口減少が進み、医院も廃業されて、現在は美山北部地域への往診をしていただける先生がおみえになりますが、医療機関への通院は家族の協力が不可欠となっています。

美山北部地域の皆様の健康増進のため、平成24年度から保健師が美山支所に常駐し、地域に根づいた保健活動を行っております。美山北部地域の方々への保健指導や健診の受診勧奨はもちろんのこと、高齢者や独居の方々への訪問などを行っており、今後も保健師の常駐は必要と考えております。

美山支所の再整備に当たり、市民の方の健康相談スペースを設けることは、健康介護課長として要望するところであります。

議員御提案の診療所につきましては、課内で、他市町村の診療所や伊自良北診療所などを参考にし、検討を行っております。

診療所以外の方法での医療提供も含め、美山北部地域の今後の医療提供体制につきましては、山県医師会とともに考えていかなければならない課題であると認識しておりますので、山県医師会と協議を重ねてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 中までつけ込んだことはなかなか言えないと、確かに感じるところではありますが、やはり住民のことも考え、また、医師会とも調整をとって進めていくと、担当課長の妥当な御答弁をいただきました。これは、確かにそのとおりでありますので、ありがたいことだとも思っております。

再々質問の一番最後には、やっぱり統括で市長にお伺いをしたいと思っておりますが、その前に、理事兼総務課長にはスケジュール案について細かく、先ほど言いましたが丁寧に答弁をいただきました。そこで、診療所に関しては、ただいま課長にも前向きな答弁も

いただきました。

そこで、今後、理事兼総務課長には、美山支所の前の道路、ここは418号で緊急輸送道路にもなっております。

今見ますと支所の入り口が、バスが出入りすると少し狭く感じるんですね。非常事態のことを考えますとやっぱり間口は広く欲しいと、そのように感じますが、間口を広くする計画は、今後、どういうふうを考えているのかと、また、これは副市長に今度はお尋ねしますが、公共施設等総合管理計画の目玉でもあり、一番最初にやらないかん第一歩だと、すばらしい、力強い御答弁をいただいております。

そこで、いま一度、副市長に、美山支所の整備については、北部地域の活性化の拠点の1つでもあるのでよりよいものを必ずつくるという決意をお伺いいたしますし、市長には、ちょっと総括で市長の答弁もいただいて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再々質問にお答えします。

国道418号から支所への入り口付近には、現在、岐阜バスのバス停と、トイレを併設した待合所がございます。また、郵便ポストや消火栓を備えた緑地帯もございます。

議員御指摘のとおり、国道418号は緊急輸送道路に指定されておりますが、美山支所は、災害発生時における対応の活動拠点として活用することも想定されるため、非常時には緊急車両などが出入りしやすいよう、一定の間口を確保する必要があると考えております。

なお、間口拡張の方法といたしましては、バス停及びトイレ併設の待合所の移設、あるいは緑地帯の撤去など、こういったことが考えられますが、バス停などを利用される地域の皆様の御意見も伺いながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 石神議員の再々質問にお答えをいたします。

美山支所の再整備の概要につきましては、支所機能に加えまして、市民の方々が集う談話室や健康相談スペースなどを設けることを今検討しているところでございます。美山北部地域の拠点にふさわしい、また、市民の皆様が利用しやすい施設となるよう、引き続き、地域の声もお伺いしながら進めてまいります。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 総括的な答弁ということでございますが、課長や理事、それから副市長が答弁させていただいたように、しっかりとした機能性を備えた支所にしたいということを考えております。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

通告順位 2 番 加藤裕章君。

○2 番（加藤裕章君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、大きく 3 点質問をさせていただきます。

まず、1 点目は、大桑城調査と活用についてでございます。

この件については、本年の 6 月定例会において、大桑城跡を長期計画でレーザー測量や発掘調査など実施してはどうかとの質問をさせていただきました。レーザー測量については、意味のあるものと考えているとの御答弁でありました。

いよいよ来年 1 月から大河ドラマ「麒麟がくる」が放映されますが、関心が高まりつつある今こそ、長期計画での調査を実施すべきと考えております。

そこで、具体的に調査の実施に向け、財源を含めてどのように進めていかれるのかを生涯学習課長にお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 御質問にお答えします。

大桑城の調査と活用につきましては、まず、地域、市民の多くの皆様が山県市に残る歴史資産を知り、その貴重さを知ってもらうこと、この貴重な財産を市民の勲章、誇りとなることが肝要であると考えております。

このため、議員御提案のとおり、貴重な歴史遺産を後世に継承していくことは、教育委員会の責務であり、調査、保存、活用していくことが必要と考えております。これまで調査、保存、活用につきまして、県などの指導をいただきながら、情報収集しておるところでございます。

今年度は、まず、大河ドラマ「麒麟がくる」放映を絶好の機会と捉え、まず、大桑城の歴史や史跡の貴重さをより多くの皆さんに知っていただくため、令和 2 年 2 月 9 日に著名な専門家をお招きしまして、戦国・大桑城シンポジウムの開催を予定しております。その後は、県や専門家の皆様に指導いただきながら、よりよい方向を考えていく必要があると考えております。

なお、調査の場合の財源につきましては、国の補助 2 分の 1 が考えられ、ほかにも、財源確保にはクラウドファンディングなども考えられますので、調査、研究してまいり

ます。

こうした保存、活用に当たっては、地権者や市民との協働、十分な市民の皆様の理解、そして運営体制の整備、充実、予算確保等が必要となってきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 今後、調査等具体的に検討して、調査の場合の財源は国の補助に加え、クラウドファンディングなども考えられるという御答弁でありました。

ドラマを見た全国の山城や歴史のファン、また、山縣市にルーツのある方などが継続的につながりを持つ機会を提供できる仕組みが必要と考えております。

ことし11月9、10には全国山城サミットが可児市で開催されました。山縣市もブース出展されましたが、全国から大変多くの参加者が集い、潜在的に多くの山城ファンの方がみえるということを実感しました。

講演の中で、可児市は、滋賀県立大学や名城大学と連携しながら山城の調査を実施しているとの話がありました。可児市は、発掘調査などの調査に人手が欲しい、一方で、大学側は実地で学習できる場を求めているとのことで、両者のニーズがマッチして、1カ月ほど学生が公民館に宿泊しながら調査に携わったそうです。すると、地元の住民との交流が生まれ、機運がより一層盛り上がりにつながったということでありました。

また、岐阜城では、最近になって、新たな石垣が発見されたりして注目を浴びましたが、このように、何かしら現場が動いていると人の心を動かすのではないかと考えております。

御答弁にありましたクラウドファンディングの活用については、平成30年の第1回定例会でも、クラウドファンディング型のふるさと納税について質問しましたが、総務省は、ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設され、ふるさと納税に対する考え方や、集まった寄附金の使い道などを見た上で、応援したい自治体を選ぶことを推奨しております。

例えば、静岡県の三島市では、日本が誇る貴重な文化財「山中城跡」を後世へつなげたいというプロジェクトに対して、ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングによって寄附を募り、今年度は180名以上の方から約180万円の寄附があったそうです。寄附者には、名前を書いたのぼり旗を山中城に掲示するなどされております。

福井県の坂井市では、ふるさと納税の使い道を、目指せ国宝化！丸岡城周辺賑わい創出事業として募集して、3年8カ月間で何と1億3,800万円の寄附があったそうです。さ

らに、ことしは、今までの寄附者や全国の城ファンの方をターゲットにして、自動継続寄附サービスを活用して、寄附者を100口城主として登録して、城主証や登録手形と称した丸岡城無料入場券の発行や、ツアーやワークショップに参加できることなど、継続的にかかわりを持つ仕組みをつくられております。

いろいろ事例を述べましたが、もう一つ、静岡市では、使い道を駿府城跡天守台発掘調査として募集して、2年間で約6,000万円の寄附があったそうです。寄附者には発掘体験に招待するなどされております。

このように、さまざまな工夫を凝らして取り組みをされておりますが、今回のドラマ放映は全国に知ってもらふ絶好のいい機会ですので、ぜひ基礎的な調査をしていただき、その際の財源確保のためだけではなく、関心のある方が山県市のファンになってもらい、長期的にかかわりを持っていただけるような仕組みを検討していただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。生涯学習課長にお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 再質問にお答えします。

ただいまは、可児市の大学との連携による調査、静岡県三島市の山中城跡など具体的な先進例を御紹介いただきました。

御提案のとおり、ドラマ放映を、多くの皆さんに大桑城の歴史や史跡を知ってもらう絶好の機会として、関係部署や関係機関と連携して、活用できるものは有効に活用し、進めていく必要があると考えております。

ふるさと納税等を活用するには、具体的な目的や目標を明確にする必要があり、議員御提案のとおり、山県市に対して、一時的ではなく継続的にかかわっていただけるよう、観光や歴史、関係団体等も連携して検討していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

地域防災力の強化についてであります。

近年、毎年のように各地で想定外の災害が発生しております。ことし10月には、台風19号では広範囲にわたる被害が発生しました。犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。また、今なお多くの方が不自由な生活を強いられていることと存じますが、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

さて、豪雨などの災害がふえる中、行政からの避難情報を受けても避難行動を起こさ

ない避難意識の問題が指摘されております。気象庁では、ことし5月から大雨や洪水時の防災気象情報や市町村の避難情報に危険度に応じた5段階の警戒レベルを加えております。避難勧告などの情報が理解されず、住民が逃げおくれた反省から、避難のタイミングを示すためであります。多くは避難勧告がでて自分では危険だと認識していないからです。

認識するためには、平時より災害リスクや避難行動などについて学習しておくことや自主防災組織などの避難計画の作成や避難訓練などを行い、地域の安全をみずからが考え、地域の防災力を高めていくことが必要です。これらの普及活動や指導においては地域の防災リーダーを育てることも必要だと考えております。それが地域の結束力を高めることにもつながります。

昨年12月定例会において、防災士の資格を取得された防災リーダーの活躍の環境づくりについて質問させていただきましたが、どのような活動を希望されるのかについてアンケート調査や意見交換など、まずは意向を確認するとの御答弁でありました。その後、アンケート調査をとられたと聞いております。そこで、理事兼総務課長にお尋ねします。

1つ目に、アンケート調査の結果、防災士資格を取得された方の意向はいかがでしたでしょうか。

2番目に、その調査を踏まえ、防災士を活用した取り組みをどのようにお考えでしょうか。

3つ目に、自主防災組織の活動や支援についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

山口市においては、平成29年度から平成30年度の2年間、防災リーダー養成講座を開催し、89名の方に防災士の資格を取得いただきましたが、昨年度実施したアンケートでは52名の方から回答をいただきました。

まず、御質問の1点目、アンケート調査の結果でございますが、実際に防災士として活動されておられる方は、残念ながら、わずか11名となっております。その要因はさまざまございまして、仕事や学業が多忙といった事情を抱えておられる方もみえますが、活動する場がない、あるいは自主防災組織等からの依頼がない、さらにはスキルに自信がないといった意見も多くございました。また、今後協力いただける分野といたしましては、災害図上訓練や避難所開設運営訓練の指導といった声が多かったほか、防災講話の講師、あるいは応急手当、救助方法の指導につきましても、何名の方から御協力いただけたらという回答をいただいております。

2点目のアンケート結果を踏まえた防災士を活用した取り組みについてでございますが、毎年のように全国各地で発生する豪雨災害のほか、近い将来、南海トラフ地震の発生も懸念されており、共助の取り組みを中心とした地域防災力の強化が喫緊の課題となっております。しかしながら、地域防災の重要な担い手である自主防災組織の活動につきましては、山口市総合ボランティア・サポートセンターに登録されております防災士の皆様の指導、支援のもと、防災訓練や研修会を活発に実施されておられるケースもございますが、活動が低調な組織も数多くあり、取り組みの強化が必要と考えております。そのため、山口市といたしましては、今回のアンケート結果、あるいは自主防災組織の取り組みの現状も踏まえ、地域防災力の強化に向け、防災士の活用を積極的に進めたいと考えておるところでございます。

3点目の自主防災組織に対する支援についてでございますが、防災士の皆様には、共助の取り組みの先導役として、その知識を生かし、防災訓練や地区防災計画の作成といった自主防災組織の活動を支援いただきたいと思いますと考えております。そのためには、今後、詳細を詰めてまいります。市の防災リーダー養成講座により資格を取得された防災士、あるいはそれ以外の講座等を通じて資格を取得されている防災士の皆様について、市総合ボランティア・サポートセンターに登録いただき、市内の防災士が一丸となった取り組みを進めることが有効であると考えております。

大規模災害が全国各地で相次いでいる中、地域防災力の向上は待ったなしの課題でございます。山口市といたしましては、取り組みが少しでも前進するよう、自主防災組織や防災士の取り組みに対する助成、こういったことに加えまして、アンケートでも声のありました防災士のスキルアップ等、支援策の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 防災士や自主防災組織の取り組みに対する支援について、大変前向きな御答弁をいただきました。

さて、国では、東日本大震災の教訓を機に、国土強靱化基本法を平成25年12月に公布、施行いたしました。国土強靱化を推進するための体制を早急に整備することが、地方公共団体の責務として求められております。都道府県、または市町村は、国土強靱化地域計画を定めることができると明記されております。この国土強靱化地域計画は努力規定となっており、令和元年12月1日現在で、都道府県は全てで策定済み、市区町村は策定済みが120、策定中が865という状況とのことです。

国は、本年8月2日に開催された関係府省庁連絡会議での申し合わせで、地域計画に基づき実施される取り組みに対して、関係府省庁所管の34の交付金、補助金の交付判断に当たり、今年度が一定程度配慮としておりましたが、令和2年度はさらに重点配分、優先採択として、また、令和3年度は、計画が作成されていることを要件化を検討するとのことです。この34の交付金の中には、防災・安全交付金、地方創生整備推進交付金、消防防災施設整備費補助金など、各省庁にまたがる大変幅広いメニューとなっております。

この計画策定に当たっては、施設の整備や耐震化、代替施設等のハード対策や防災訓練や防災教育などのソフト対策など、災害リスクや地域の状況などに応じて、適切に組み合わせる推進することが求められております。全ての課が横断的にかかわりながら作成する必要があると思っております。

そこで、理事兼地方創生監に再質問をいたします。

今後必要となる本市の国土強靱化に向けた事業の財源確保のためには、早期にこの国土強靱化地域計画を策定することが重要と考えておりますが、この策定のお考えはいかがでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 浅井理事兼地方創生監。

○理事兼地方創生監（浅井 聡君） 再質問にお答えします。

国土強靱化地域計画につきましては、議員の質問にありましたとおり、本年8月2日に開催された関係府省庁連絡会議での申し合わせで、関係府省庁の34の交付金、補助金の交付判断とするよう検討することとなったと認識しております。

つきましては、山縣市としましても、今後の交付金、補助金の要求に必要な要件を確保するため、11月12日に内閣官房国土強靱化推進室から講師を招き、職員対象に国土強靱化地域計画についての説明会を開催し、現在各課から抽出したプロジェクト員による会議を立ち上げ、令和3年度の予算審査において、要件化となった際に間に合うよう、来年夏をめどに山縣市国土強靱化地域計画を作成するための作業を進めているところであります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） ただいま答弁いただきましたが、これ、全ての課にまたがることだと思いますので、ぜひ調整をしていただきながら、早急につくっていただきたいと思っております。

続きまして、自然体験保育について質問をいたします。

今年度事業で、山県市の自然環境を活用した保育の充実を進めるため、自然体験型保育事業が実施されました。自然の中で子供たちの豊かな感性を育み、多彩な体験活動ができる保育環境は、市の魅力として、子育て世代の移住定住につなげる一助になるのではないかと考えております。

そこで、今年度事業の成果と、また、来年度の方針についてお尋ねをします。子育て支援課長にお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えをいたします。

自然体験保育の初年度となる本年度は、市立保育園園児約150名を対象として、伊自良川の上流の小川や、あるいはみやまの森で合計4回の事業を実施いたしました。また、市立保育園の若手保育士によりまず先進地研修及び市民等を対象とした自然と子どもサポーター研修を実施し、自然体験保育に携わり、立案できる人材の育成を図りました。

本年度参加した園児へ聞き取りをしましたところ、約半数の子供が今まで川などへ入ったことがないと、また、多くの子育て世代が自然とかかわることもなく、山県市の自然と触れ合えていないということでございまして、地域資源である自然とかかわることの大切さについて気づかされたことが大きな成果かと言えます。

また、今後につきましては、園児の自然体験及びそれをサポートする方々の研修などを継続するとともに、就学児童、親子を対象とした事業も充実し、自然の知識を正しく理解した上で、多くの親子が山県市の自然の中で安心して活動できる事業を拡充して、子供たちの豊かな感性を育てていきたいと考えております。

また、多彩な体験活動ができるこの山県市のこういった保育環境を新たな市の魅力としてPRしていきたいとも考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） ただいまの御答弁で、園児へ聞き取りをして、自然とかかわることの大切さに気づかされたとのことでありましたが、現場の保育士さんの声も大切だと思っております。

三重県では、平成27年度に県内全ての認可保育施設を対象に、野外体験保育有効性調査というものを実施しました。調査の報告書によりますと、有効性については、野外体験保育の実施頻度が高い保育施設ほど多くの園児に自分から進んで何でもやる、さまざまな情報から必要なものが選べる、人のために何かをしてあげるのが好きだなどの様子が見られるとの結果でありました。野外体験保育に積極的に取り組む保育施設に子供を

通わせる保護者は、今の子育てに肯定的な感情を持っているとの結果でもありました。一方、課題については、保育士さん方の課題になるんですが、安全性の確保が困難が最も高く、次いで、職員の負担が大きい、職員にスキルがないとのことでありました。これらの課題については、私も一部の方から同じような内容の御意見を聞いております。恐らく似たような状況ではないかと思っております。

園児にとって有効性はあるけど、保育士の安全管理やスキルの向上を学ぶ機会を提供することや、また、新たに野外体験保育に取り組むことには負担増にもつながるということから、各園での活動計画の見直しや、また、外部人材の協力を得ることも必要ではないかと考えております。

例えば、関市では、森林文化アカデミーと連携しながら、全ての公立保育園での自然体験活動を取り入れて実施されておりますが、今年度は子供たちの森遊び道具として、刃物業界とも連携して、morinocoナイフというものを共同開発しているとのことです。今まで危険だと遠ざけていたナイフを、安全に配慮しながら野外での活動に活用するそうです。また、ナイフは関の地場産業でもあり、小さなころから地場産業に触れる機会にもなっているとのことです。

また、美濃加茂市では、これは小学校での活動になりますが、森林文化アカデミーや地元の森林組合や製材所などと連携して、アベマキ学校机プロジェクトというものを実施しております。この内容については、アベマキを伐採するところから、製材、それから乾燥、製造するところを小学生の方が実際に現場で見学して、小学校の1年生に入学するときに、その机の天板を、アベマキでつくった天板を渡して、卒業するまで6年間同じ机を使用するということだそうです。そして、卒業するときには、その天板をさらに加工して、卒業証書を入れるものだったり、ペンなどに加工して、卒業してからも愛着を持って使っていた学校の机を使えるということだそうです。全てのこの事業は、美濃加茂市内の事業者内で完結するプロジェクトとなっております。

山県市には、例えば美山杉がありますし、山県市の木はクリの木でもあります。森林文化アカデミーを初め市内のさまざまな機関と連携して、幼児期から身近な地場産業などに触れられる機会が得られるような取り組みもいいのではないかと考えております。

そこで、再質問をします。

保育士の安全性の確保や負担の軽減、外部人材の協力などの課題に対して、今後どのように取り組まれていくのか。また、森林文化アカデミーなどと連携して、市内の地場産業などにも触れられるような取り組みについてのお考えはいかがでしょうか。子育て支援課長に伺います。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 再質問にお答えをいたします。

御発言のリスクにつきましては、本年度事業実施に当たり安全性の確保ということを第一義に計画、実施いたしました。初年度ということもございまして、事前確認、点検を念入りに行った上で、保育士、受託事業者及び担当課の職員も加えて、多くの大人の見守りにより、子供たちが安全に楽しく過ごすことができたと思っております。また、保育士等の負担も考えまして、年長児クラスを市内同一の活動フィールドというところまでバスで移動させ、受託事業者により実施をいたしました。

ですが、移動を含めた時間設定の難しさ、開催時期の設定による園のその他行事との兼ね合いなど、調整の難しさがあったのかなということ認識しております。また、近年、自然に触れ合える機会の減少に伴い、安全に自然と接する知識の蓄積が少なくなっていくことは、保育現場等でも同じと考えておりまして、安全かつ円滑に自然を利活用する知識等の習得が重要であると考えております。

これら本年度の実績を踏まえ、自然にあふれる山県市に住む園児を見守る保育士さん等の支援者にとりましても、自然体験事業のノウハウとスキルを学ぶ機会は非常に重要であると捉えておりまして、次年度は、比較的この近傍にあります、先ほど議員もおっしゃられました岐阜県森林文化アカデミーの機能を利活用して、市内外の外部講師の協力による自然体験保育を充実させたいと考えております。

その中で、保育現場での知識及び立案能力等の向上と子供の自然体験を支援する人材の育成を継続しつつ、園児や就学児童、その親子などについても自然体験に興味関心を持っていただく取り組みを進めていこうと考えております。

また、先ほども申されました市内の地場産業である美山杉やクリの木との触れ合いにつきましても、郷土への愛着につなげるよい機会であるというふうに捉えております。今後は、関係機関と調整を図りながら事業に取り入れたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時5分より再開いたします。

午前10時48分休憩

午前11時05分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、議長より指名をいただきましたので、通告に従い2点質問させていただきます。

まず1点目、医療用ウィッグ購入費の助成についてお尋ねをします。

2012年6月に制定された第2次がん対策推進基本計画の全体目標には全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の向上に加え、がんになっても安心して暮らせる社会の構築が設定され、分野別施策として、がん患者の就労含めた社会的な問題への対応が掲げられ、2016年12月には、新たな課題に対応するため、公明党の主導のもと法改正が成立し、治療と就労の両立支援、緩和ケアの強化、がん教育の推進が盛り込まれました。

がん教育の推進について、私は、平成29年第1回定例会で質問をし、当時の教育長より、1点目に、がんについての講話をいただく機会を設け、外部講師の活用を図る、2点目に、がんについて家庭との連携を図る、3点目に、保健主事、養護教諭等の研修の充実、以上3点を平成29年度新学期よりスタートするとの答弁をいただきました。

日本最大の国民病とも言われるがんについて、日本人の死因で1番多いのががんです。今や2人に1人が一生のうち何らかのがんになり、3人に1人ががんで亡くなる時代です。しかし、がんは、がん治療の進歩により生存率は改善され、早期発見、早期治療によって治せる病気へと変わりつつあります。しかし、がん治療に用いられる抗がん剤は、脱毛や肌のトラブルといった副作用を伴います。

そこで、がん対策推進基本計画にある治療と就労の両立支援、緩和ケアの強化の観点から、医療用ウィッグについて健康介護課長にお聞きします。

医療用ウィッグとは、病気によって減少した頭髪のかわりにつけるかつらのことですが、脱毛などでお悩みの方が一時的に活用するもののことを言います。副作用により、治療前と変わった容姿が気になり、人との交流を避けたり、離職を余儀なくされるケースも多くあると伺っております。

医療用ウィッグは、治療前の自分の髪型に近い状態にすることで、心の落ち込みを癒やす効果や、治療しながら仕事を継続するなど、社会復帰の手助けともなっています。

そこで、まずは医療用ウィッグの必要性についての認識を伺います。

○議長（吉田茂広君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

議員御発言のとおり、もはやがんになることは珍しくなく、また、がん医療の進歩により、社会とつながりを保ちながら治療を続ける時代です。

がん治療においては、方法や個人差にもよりますが、多くの場合、抗がん剤を投与し

ます。抗がん剤は分裂が早いがん細胞を攻撃しますが、正常細胞の中でも分裂が早い毛母細胞も攻撃するために脱毛が起こります。抗がん剤を投与してから10日から20日後に脱毛が始まり、投与が終了すれば再び発毛します。しかし、もとどおりになるまでに数カ月を要すると聞いております。

脱毛により外見が変わってしまうことは、殊に女性にとっては非常に大きな悩みであり、ウィッグは、がん患者が精神的な不安や苦痛を和らげるため、また、できるだけ早くふだんの生活に戻れるようサポートするための重要なものであると認識しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 今、がん患者の方をサポートするための重要なものだったということでした。

当事者の方からすると、医療用ウィッグは美容補助という次元のものではなく、抗がん剤治療を行うがん患者の方にとって、副作用による毛髪の減少は療養生活上の大きな苦痛となっており、医療用ウィッグは、抗がん剤治療を行う患者の方にとって、がん治療の副作用を緩和するケアに相当するものであり、治療を不安なく円滑に進めていくために必要不可欠になっています。しかし、医療用ウィッグは価格が高額であることや、同時に抗がん剤治療を行っている患者の方にとって、大きな金銭的負担にもなっている現実があり、公明党としても岐阜県知事宛てに医療用ウィッグ購入費助成を要望してまいりました。治療のためとはいえ、脱毛は苦痛であり、生活上の大きな障害ともなっています。経済的かつ精神的な不安が少しでも癒やされるよう、また、市として少しでも支援できるよう、そうした二重の心体的不安は、特に経験された今の市長には十分理解していただけるものだと思います。

そこで、本市として医療用ウィッグ購入費の助成をお願いしたいと思いますが、再度、健康介護課長にお尋ねをします。

○議長（吉田茂広君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

今年度より、岐阜県では、がん患者医療用ウィッグ購入費助成を開始しております。対象者は、がんの治療を受けた者、または現に治療を受けている者とし、ウィッグを購入した日及び申請時に県内に住所を有しているということになっております。助成額は、購入費の2分の1とし、上限を1万円と定められております。

山県市といたしましても、県と同額の内容で、県に助成金の交付申請をされ、助成が決定した方への市の助成を考えております。来年度の新規事業として予算要望をしてま

います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 担当課として予算要望していくということでした。医療用ウィングの購入費助成、ぜひとも来年度の新規事業としてよろしく願いをいたします。

続きまして、次に、地域を守る建設土木工事の担い手を育てる公共事業の平準化についてお聞きします。

近年では、大規模震災、大規模水害、また、大規模風害と、想定を超える自然災害が頻発しています。これらの自然災害に対して、住民の安全を確保し、被害を最小限に食いとめるためには、建設土木事業者等の協力が必要不可欠です。今後の少子高齢化、人口減少社会において、建設業にかかわる人材確保が年々難しくなっている中で、建設業界の活性化による担い手確保のためには、公共工事の平準化が必要であります。

公共工事の平準化により、働き手の皆さんは、年間を通して安定的に仕事ができ、計画的な休日取得など働き方改革も可能になります。また、事業者の機材の稼働率向上により、重機等の保有も促進され、地域の建設事業者の災害への即応能力も向上します。

さらには、行政にとっても、発注職員等の事務作業が一時的に集中することを回避することができ、年間を通した切れ目のない公共工事の発注は、担い手となる建設業者の効率化や安定化、また、公共工事の品質確保の上でも重要であり、品確法の改正においても、工事完成時期の年度末への集中を避けるため、発注・施工時期等の平準化に努めることとされています。発注・施工時期等の平準化に当たっては、債務負担行為の活用や、発注見通しの公表、余裕期間の設定、また、適切な工期設定等により、発注時期及び工期末が一時的に集中しないよう、年間を通じた分散化を図る必要があります。

そこで、建設課長にお聞きをします。

1点目に、債務負担行為の活用について伺います。

本市も債務負担行為は活用されております。予算は単一年度で完結するのが原則ですが、大きな公共工事など、単年度で終了せずに次の年度にわたり支出をしなければならない事業には、債務負担行為が設定をされています。そこで、道路の舗装工事や修繕工事など、工期が12カ月未満の工事や、短期で行える事業においても、平準化を踏まえ、年間を通して必要に応じて事業を進められる体制を整えておくことは、住民の安全・安心を守る上で大切なことだと思います。

そこで、幹線道路や橋梁など、長い工期を要する工事だけでなく、例えば、生活道路の舗装工事や、修繕工事などにも債務負担行為を設定し、年度をまたぐ工期で発注でき

のようにすることも必要と考えますが、考えをお伺いします。

2点目に、公共工事のゼロ市債の活用についてお聞きします。

公共工事の平準化を図るためにゼロ市債を活用する自治体がふえています。ゼロ市債とは、通常、新年度に発注する工事を前年度中に債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を結ぶことにより、年度内または新年度早々の工事の着手を可能にするものです。ここで、その工事の支払いは、前払い、中間前金払い、部分払い、また、工事竣工に伴う支払いは、新年度の予算で対応することとなります。

そこで、ゼロ市債の活用について、現状と今後の方針をお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

岐阜県においても、岐阜県公共事業執行共同化協議会平準化等推進部会を立ち上げ、令和元年10月18日に第1回平準化推進部会の開催が行われ、出席いたしました。部会では、各市町の現状と課題についても協議が行われ、施工時期が限定される理由として、河川の濁水期施工や農地の農繁期以外の施工についての問題点について、多くの発言がありました。他市も発注時期が重なることに対して苦慮している現状でした。

1点目の短期で行える事業についての債務負担行為活用についてですが、山県市としても、平準化ができる状況であれば、年度をまたぐ工期で発注することも必要であると考えております。

2点目の御質問ですが、現状としましては、毎年市内全域を対象とした小修繕工事と点々補修工事については3工区に分けて早期発注を行っているところでございます。本年度につきましては、早期発注として、舗装6工事と、防護柵設置1工事を4月1日契約しております。また、前年度からの繰越工事を6本行いました。これも平準化の一環として考えております。

なお、今回の補正予算において、防護柵設置工事1カ所を債務負担行為、ゼロ市債で補正をお願いしているところでもございます。

今後の方針については、債務負担行為等を活用していく考えでございしますが、工事を早期発注するためには、例年の事業をこなしながら並行して測量、設計、積算、自治会調整、交通規制の連絡等を行わなければならないと、現在の工事担当職員には負担の増加が伴いますが、できる範囲での早期発注に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 現在の工事担当職員には負担の増加が伴うということでした。

しかし、年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通した工事量が安定することで、発注者、受注者双方にメリットがあり、発注者側は発注職員等の事務作業が一時的に集中することを回避することなど、受注者としても実働日数の向上などによる企業経営の健全化や処遇改善など効果が期待をされます。

地方公共団体の平準化の取り組みについて、平準化の先進事例、「さしすせそ」があります。それは、「さ」、債務負担行為の活用、「し」、柔軟な余裕期間制度の活用、「す」、速やかな繰越手続、「せ」、積算の前倒し、「そ」、早期執行のための目標設定、発注見通しの公表も含め、先進的な取り組みが進められております。そこで、公共工事の柔軟な工期の設定についてお伺いをします。

1点目に、公共工事の工期設定や施工時期の選択をより柔軟にすることで、工事の平準化を初め効率的な施工が可能になります。具体的な事例として、工事着手時期、工事完成期限などが特定されない工事の発注に当たって、落札日の翌日から一定期間内に受注者が工事着手日を選択できる工事着手日選択可能期間を定め、ゆとりある工事を促すフレックス工事契約制度といったものがあると聞いております。また、工事着手時期が特定される建設工事の発注に当たっては、落札日の翌日から工事着手日指定日の前日までの間を事前の準備期間として定めることにより、計画的な発注を行い、円滑な工事を促す早期契約制度というものがあります。

そこで、こうしたフレックス工事契約制度や早期契約制度などを活用しての公共工事の柔軟な工期の設定についての現状と今後の方針をお伺いします。

2点目に、公共工事の速やかな繰り越し手続について伺います。本市としても、繰り越し制度は活用されています。今回も、繰越明許費も設定をされております。年度末間際の繰越手続や年度内の工事完了に固執することなく、当年度で完成しないことが明らかな工事については、適正な工期を確保し、安定して工事を進めていただくために、速やかな繰越手続が必要です。工事や事務業務を実施する中で、気象や用地、補償処理、資材の入手難など、あくまでもやむを得ない事由により工事が予定どおり進まない場合、受注者に配慮し当初の計画を見直すことは、働き方改革を推進する意味からも重要です。

こうした取り組みが積極的になされていない自治体も多くあるようです。そこに、やむを得ない理由で工期がおくれそうな公共工事については、年度末にこだわることなく、早い段階から必要日数を見込んで、繰越手続を積極的に進めるべきと考えますが、再度、建設課長に方針をお伺いします。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 再質問にお答えします。

1点目の公共工事の柔軟な工期設定についての現状は、フレックス工期契約制度及び早期契約制度については採用しておりません。今後につきましては、企画財政課契約係と協議を行い、対象工事に対して施工業者皆様の意見も参考にしながら検討を行い、実施していきたいと考えております。

議員も御存じのとおり、国土交通省、土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室により、地方公共団体における平準化の取り組み事例において、平準化の先進取り組み事例として、「さしすせそ」として取り組みを記載しております。山口市としましても、「そ」の早期執行のための目標設定として、工事の最終発注目標月を9月と定め、工法等の検討を行い、発注計画を作成し、早期発注に努め、標準工期をしっかりとれるように実施しております。また、発注見通しについてもホームページ等で公表を行うとともに、各自治会様に発注計画の連絡をしているところでもございます。

2点目の早い段階での繰越手続の積極的活用についてですが、平準化の取り組み事例の「す」において、工事または業務を実施する中で、計画または設計に関する諸条件、気象または用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他やむを得ない理由により、基本計画が策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合は、その段階で速やかに繰越手続を開始する、としております。山口市といたしましても速やかな繰越手続を実施する考えではございますが、むやみに繰り越しを行うのではなく、理由等を慎重に検討し対応していく考えでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 柔軟な工期設定についてのフレックス工期契約制度と早期契約制度については、施工業者の方の意見も参考に実施をしていきたいとのことでした。また、言われるとおり、繰越手続は理由が重要ですので、どんな事業においても、安易な手続は、安易な理由の繰り越しではなく、計画に基づいた上で十分に検討していただきたいというふうに思います。

品確法では平成27年より、これまで発注者に対し施工時期の平準化を実施することを努力義務として規定されてきました。しかし、平準化の取り組みが浸透しつつあるものの、特に市町村ではいまだ低い水準にあり、さらなる平準化率の向上が期待をされています。そこで、本年6月の改正品確法の公布、施行において、公共工事の施工時期の平準化が発注者の責務として明確に規定をされ、位置づけをされました。平準化によって、働き方改革の推進、生産性向上への取り組み、持続可能な事業環境の確保が求められています。60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引

退することが見込まれ、建設業を支える29歳以下の割合は全体の10%程度と、人材確保と育成が喫緊の課題ともなっています。

また、災害時の緊急対応の強化の連携も課題です。工事量の偏りを減らし、平準化により、発注者受注者ともに期待される効果は大きいと考えられます。国交省による本市の平準化に向けた全国統一的指標及び中部地区重点の取り組み状況において、平成29年度の本市の平準化率の評価は大変低い順位で掲載をされていました。平成30年度の発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みへの目標として、本市が立てられていたことが、工事の早期発注を行い、施工時期の平準化を図り、総合評価落札方式の導入件数を増加させるという内容でした。

国土交通省は、施工時期の平準化に関する数値目標を設けるよう要請しています。数値目標に使用するのは、全国統一指標として活用されている平準化率です。平準化率は、年度の平均と、4月から6月期の稼働状況、件数、金額の比率で、閑散期である4月から6月期の稼働をふやすための指標で、数値が高いほど平準化が進んでいることとなります。

そこで、本市の目標値、また、目標について、最後に建設課長にお伺いをします。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 再々質問にお答えします。

議員も御存じのとおり、国による今回の法改正の背景については、平成26年度に品質確保法と建設業法、入札法を一体的に改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の長期的な育成、確保のための基本理念や具体的措置を設定しました。この担い手3法の施行により、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、ダンピング対策の強化など、5年間でさまざまな成果が見られた一方で、相次ぐ災害を受け、地域の守り手としての建設業への期待、働き方改革推進による建設業の長時間労働の是正、推進等による生産性の向上など、新たな課題や引き続き取り組むべき課題も存在します。そこで、本年6月に新たな課題に対して、5年間の成果をさらに充実させるため、新担い手3法として、再び公共事業の品質確保の促進に関する法律、建設業法、建設業法及び公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を改正しましたとしています。施工時期の平準化など発注者の責務が明記されたことに伴い、山口市としても、これからの責務等を実施し、働き方改革、生産性の推進、向上を図るために、必要となる具体的な取り組みを積極的に推進しなければならないと考えております。

また、建設業を取り巻く現状は、建設業就労者の大幅な減少があり、全体の就労者は

平成12年から平成27年で31%減少しています。特に若年層の29歳以下は約7割減少に対して60歳以上が微増している状況です。これは、他産業に比べて多い労働時間と出勤日数となっており、年間労働時間は339時間長く、出勤日数は30日多く、厳しい労働条件であることがわかります。また、それに伴う影響として、高齢労働者の大量離職による深刻な担い手不足や、労働時間と出勤日数の多さにより若者が入職しない等により、各市町村の安全・安心な生活を維持することが困難となり、災害時に生命、財産を守る応急対応ができないことや、冬期交通の安全性、除雪、凍結防止剤散布が確保できない現状もあり、人材確保も大変重要であると考えております。

議員御指摘のように、平成29年度には平準化に向けた発注事務関係の取り組み状況は、山口市は大変低い状況でしたが、平成30年度についてはよい方向に改善をしております。これは、前年度の結果を踏まえ、目標となる項目を設定したことによる効果だと認識しております。このことから目標設定は大変重要であると感じています。

そこで、御質問の目標値、または目標についてですが、対象にできる工事について、測量、設計、積算等のスケジュール作成等及び現地状況等について、課内で十分協議を行い発注計画を作成し、中部ブロック発注協議会でも重点事項としている目標平準化率を目指し、早期発注に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

通告順位4番 操 知子君。

○6番（操 知子君） 議長より許可を得ましたので、通告のとおり、県道79号関本巢線を取り巻く歩道整備のうち、梅原地内について質問を行います。

これまでも、県道79号関本巢線における歩道未設置箇所の早期整備実現に関する要望は、住民団体からも提出されております。そこで、まずは歩道整備が進まない理由について、建設課長へ見解を求めます。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

関本巢線の歩道設置については自治会要望を受け、山口市としましても、早期着手に向けて毎年要望を行っているところでもございまして、毎年、岐阜土木事務所による管内視察の際にも現地を確認していただいております。

また、主要地方道関・本巢線整備促進期成同盟会で、未整備区間における強力な事業推進のため積極的に事業を進めることとして、山口市森地内から岐阜市外山地内について、歩道整備の推進を岐阜県に要望しているところでもございます。

御質問の整備が進まない理由についてですが、岐阜土木事務所からの回答は、現在、山県市内において歩道整備を2カ所実施中であり、まだ事業が多く残っており、当該事業完了後、市内のほかの要望箇所とともに、今後の取り扱いを検討してまいりますと御回答いただいております。

また、岐阜県の考え方として、県内でも多くの歩道設置要望を受けており、予算的制約等があることから、優先度をつけて取り組まざるを得ない状況もあり、具体的には通学路の指定や歩行者の利用状況、周辺道路網等を考慮していくこととなります。さらに、歩道設置の事業が既存道路に歩道幅を付加するという事業の性格上、沿道地権者様の軒先を削り取るような用地買収となることから、沿道地権者様を含めた地元の御理解、御協力が大前提の事業となり、新規事業化に当たっては、これらのことを踏まえ、岐阜土木事務所管内におけるほかの候補箇所とともに検討していくこととなるとも回答いただいております。

山県市としましては、今後も当地区の歩道設置の早期着手に向け要望してまいりますので、御理解願います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 再質問を行います。

平成27年度道路交通センサスによりますと、岐阜美山線接続から256号線接続までの4.4キロメートルにおける歩道設置率、いわゆる進捗率は38%、うち両側歩道設置区間、両側自転車歩行者道設置率はわずか2%となり、車両通行量においては、昼間12時間では9,655台、24時間では1万2,455台となっております。5年前の平成22年度と比較しても、昼間12時間、24時間とともに増加しており、歩道未設置箇所の点在する状況下で、平均時速39.3キロメートルから47.8キロメートルの旅行速度で車両が通行しております。また、昼間と比較して、夜間の交通量が多い傾向であります。

そこで、この県道79号関本巣線における用地買収に関して、山県市としてはどのように協力をを行うお考えか、見解を求めます。

また、このたびの県道79号関本巣線は、都市計画法に基づく山県市都市計画マスタープランにおいても、東西交通軸として、都市根幹交通軸として位置づけられており、比較的近距離である県内各地域との広域交通を支えるものであり、岐阜市などとの交流、連携を強化するためにも整備を促進すべきものとしての記載もあります。しかしながら、現状は、62%の歩道未設置箇所、80%の両側歩道未設置箇所が続いている状況です。

そこで、山県市内における歩道の設置状況として、既存道路に対する必要な歩道箇所

の進捗状況と今後の見通しについて見解を求めます。

また、平成18年3月に策定された山縣市都市計画マスタープランは、合併して新しいことを理由として、市内全域を計画の対象としております。そこで、山縣市都市計画マスタープランの方針に基づき、山縣市の国道3万2,302.8メートル、県道7万2,281.4メートルを含む市内の幹線道路を対象として、現況、課題を整理し、将来を見据えて道路網をより有効に機能させるために必要な整備箇所を見出し、今後の合理的かつ効果的な道路整備に資する山縣市道路整備推進計画を策定することが必要かと考えますが、見解を求めます。

以上3点について、建設課長へ御質問します。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 再質問にお答えします。

1点目の県事業に対する用地買収に関して、市はどのように協力していくのかについては、事業の実施が決まれば、岐阜土木事務所の用地課と協力して字絵図等をもとに法務局等で地権者の特定を行い、その後、関係地権者様の皆様に対して事業や用地の説明が実施されます。説明会の案内及び会場設定を行い、説明会に同行します。説明会で地権者皆様の了承が得られれば、岐阜県と山縣市において関係地権者皆様と現地で立ち会いを行います。その結果、了承いただいた地権者様から順次用地交渉を行うこととなります。交渉の日時の設定の連絡も随時行っております。用地交渉は、ほとんどが自宅へお伺いします。地権者様の都合により夜間、休日にお伺いすることが多く、山縣市職員も同行しております。また、岐阜県における事業の早期用地取得に協力するため、体制強化として昨年11月に用地担当職員の増員がなされております。

2点目の、合理的かつ効果的な道路整備に資する道路整備推進計画の策定についてですが、幹線市町村道の選定は、都道府県建設省所管施設整備計画の一部として樹立し、昭和46年度、1、2級及び市町村道整備網計画について、昭和47年1月21日付、地方道路整備課長通知により道路台帳整備事業で、道路法第28条及び施行規則第4の2に基づき旧町村でそれぞれ、昭和57年度から昭和59年度に道路台帳調書及び道路台帳附図を作成しており、幹線道路を1・2級道路と位置づけ、各市町で重点的に整備してきたところでございます。合併後の平成16年度から18年度に旧町村の幹線道路を引き継ぎ、道路台帳デジタル化により市道番号を統一し管理しているところでもございます。

山縣市としても、国道県道を軸とした幹線道路につきましても、合併後も整備を進めており、高富地域においては、高富町交通環境整備計画を平成12年度に策定しております。伊自良地域及び美山地域におきましても、幹線道路の1・2級市道において、合併

以前からその時期、その状況に応じた整備が行われております。山県市の現状からも、現在、東海環状自動車道山県インターチェンジへのアクセス道路及び周辺道路整備、企業誘致に伴う道路整備を重点的に進める事業を実施しております。この重点的に進める路線についても、以前の計画にも記載されており、事業は推進されていると考えております。

また、議員御提案の新たな道路整備推進計画作成については、現在の計画の進捗状況を確認しながら、計画変更も含め検討していきたいと考えております。

既存道路に対する必要な歩道箇所については、関本巢線については、考え方の1つとしましては全線で必要と考えます。また、当該路線の平成30年度末の数値は、山県市内の道路延長は7,410.7メートルで、歩道設置総延長は3,572.9メートルです。現在も、井戸尻地内と森地内で事業を実施しております。ちなみに、山県市道の歩道設置状況ですが、平成30年度末の歩道設置総延長は1万4,547メートルで、平成27年度より800メートル増加しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） それでは、再々質問を行います。

県道79号関本巢線を取り巻く歩道整備に関して、再答弁までをいただきました。そこで、再々質問は、歩道設置までの歩道を取り巻く環境について御質問します。

これまでの住民団体における歩道設置の要望書においては、工事用の大型ダンプカーの通行があること、住民の生活や自転車で通学する中高生がいること、過去発生した事故が要望理由として挙げられております。

山県署提供による交通事故統計によると、平成21年1月から平成30年12月までの過去10年間の県道79号関本巢線梅原地内における人身事故は、年間件数22件から30件、年間負傷者数7名から30名、死亡事故は、平成27年、平成30年における計2件となります。

交通安全、命を守るという観点から、歩道設置までの期間における対策に関して見解を求めます。

以上、建設課長へ御答弁を願いまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 再々質問にお答えします。

私の意見としては、対策は必要と考えますので、岐阜県に積極的に要望してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 以上で操 知子君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で13時より再開いたします。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を3件行います。

1件目は、薬物乱用防止対策についてです。

国の薬物乱用防止対策においては、平成10年薬物乱用防止五か年戦略の策定から、薬物の需要と供給の両面から総合的な取り組みが推進されてきました。覚醒剤事犯の検挙人員は、第四次薬物乱用防止五か年戦略が策定された平成25年以降若干減少傾向にあるものの、平成29年においても、依然として1万人を超える数値で推移、65.5%と過去最高値を記録している再犯者率の向上も懸念されています。平成30年のデータでは、覚醒剤事犯で検挙された30歳未満の者は1,259人、一方、大麻事犯で検挙された30歳未満の者は平成26年から増加、平成30年中の検挙人員は1,950人、検挙された者の約半数が30歳未満の青少年です。

現在、国は犯罪対策閣僚会議のもとに設置された薬物乱用対策推進会議において、平成30年に新たに策定された第五次薬物乱用防止五か年戦略に基づき、薬物乱用の根絶に向けた総合的な対策を推進しており、子供や若者の覚醒剤や大麻等の乱用の実態把握、その乱用の危険性や有害性について広報、啓発、教育に取り組むことを重要視しています。

山口市では、先月11月に高富中学校にて薬物乱用防止教室が開催されたところかと存じますが、市の薬物乱用防止対策、現状について4点お尋ねいたします。

1点目は山口市内の犯罪状況について、理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

2点目は、講演会や研修会等の開催、啓発活動について、生涯学習課長にお尋ねします。

3点目は、学校教育における取り組みについて、理事兼学校教育課長にお尋ねをいたします。

4点目は、労働機関、企業との連携について、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問のうち、山県市内の薬物犯罪の状況についてお答えします。

岐阜県警察本部の公表データによりますと、山県警察署管内における過去5年の薬物事犯の検挙人数は、平成26年はゼロ、平成27年は覚醒剤1名、平成28年は覚醒剤2名、平成29年は覚醒剤1名、大麻等1名の計2名、平成30年は覚醒剤1名となっており、年間1名から2名の間で推移している状況でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 2点目の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、全国では覚醒剤や大麻事犯で検挙された約半数が30歳未満の青少年であり、再犯率も年々増加の途をたどっている状況にあります。

教育委員会としましては、関係機関との連携による未然防止のため、広報、啓発等が必要と考えております。このため、令和2年1月12日開催の成人式におきまして、薬物乱用防止のチラシを配布して啓発を予定しております。今後は、さらに関係機関と連携しまして、毎年7月の青少年非行・被害防止全国強調月間がございまして、そういったところでの街頭啓発、PTAなどの集会等などで繰り返し広報、啓発に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 3点目の学校教育における取り組みについてお答えします。

山県市立小中学校におきましては、国の薬物乱用防止五か年戦略にのっとりた取り組みを進めております。市内12校全ての学校におきまして、学校保健計画に薬物乱用防止教室の実施を位置づけ、小学校は6年生対象に、中学校では3年生を対象に年1回以上開催しております。開催に当たりましては、薬物等に関する専門知識を有する学校薬剤師、保護司、税関職員、麻薬取締官の方などを講師にお招きし、薬物の危険性や依存性について発達段階に応じた内容をお話しいただいております。その際には、ダメ、ゼッタイの薬物乱用防止に関する啓発リーフレット等の教材も配布し活用しております。

また、小学校5、6年の保健の教科書、病気の予防の単元の中で薬物乱用と健康が取り上げられておりますし、中学校3年保健体育、健康な生活と病気の予防の単元の中で薬物乱用と健康や薬物乱用のきっかけが必須の学習内容として位置づけられております。

児童・生徒は薬物乱用の心身への害などの理解のみならず、そのきっかけとなり得る飲酒や喫煙、SNS、インターネットを通じた誘いなど自身を取り巻く社会的環境への対応策についても学んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

4点目の労働機関、企業との連携についてでございますが、国の第五次薬物乱用防止五か年戦略によると、有職・無職少年に対する啓発の強化として、新入社員等を対象とする薬物乱用防止講習を警察庁が実施すると記載されております。

まちづくり・企業支援課としましては、国や県から市の担当部署を通じて啓発活動等の協力依頼がございましたら、健全な企業活動の推進の観点から、商工会と連携して周知に努めてまいりたいと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問を行います。

山口市での検挙数が1名から2名で推移していることをどう捉えるかですが、ゼロではないということだと思います。山口市においても他人事ではなく、その危険が身近にある状況であると考えます。成人式での啓発やチラシ配布、小中学校では薬物乱用防止五か年戦略にのっとった取り組みが行われていることを大変心強く感じます。まちづくり・企業支援課からは、担当部署からの依頼に応じて、健全な企業活動の推進の観点から連携をしていただけるという姿勢をお答えいただきました。

自身の脳や心身が侵されるだけでなく、自身の人生、周囲の人生をも巻き込む薬物の乱用は一度だけという思いから手を染めてしまうと取り返しがつかないこととなります。御答弁にもありましたように、正しい知識と認識のもとに未然に防止することがとても重要であると考えます。

力を入れて取り組む先進的な自治体では、市民や団体へのビデオ、啓発用のパネルなどの貸し出し、企業や飲食店などへのパンフレットの配布、出前講座などを実施しています。学校教育のみならず、家庭や地域、企業、団体などあらゆる機関が一丸となって取り組んでいかなければなりません。より一層の対策が求められる中、各課や他機関との連携、市としてはどのような体制で進められるのでしょうか。主たる窓口は健康介護課になるかと思っておりますので、健康介護課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

議員御発言のとおり、山県市内での検挙人数がたとえ1名でもあるということは、その危険が身近にあり、誰でも薬物を入手することができる状況にあると考えられます。薬物乱用は、法律で厳しく禁止されているからだけではなく、心身の健康の悪化、犯罪や事故の発生の増加、それに伴う周りの人間関係の消滅など、かけがえのないものを多くの人がなくすことにもなるのです。

健康介護課では、第2次山県市健康増進計画、健康山県21の中で、薬物の依存についても心の健康として重要な課題と位置づけております。計画推進の活動の中で、特に山県市薬剤師会が薬物乱用防止の出前講座の協力をいただけるなど、先に答弁された各課の取り組みも含めて進めている状況にあります。

薬物に関する窓口といたしましては、県内の保健所、県精神保健福祉センター、青少年SOSセンター、警察安全相談室などがあります。市役所各課の連携とともに、そうした機関とも連携しながら、さらにそれぞれの年代に合わせた啓発や研修会を重ねてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） お答えいただきましたように、ワンチームとなって取り組みを一層進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2件目は、市長の政治姿勢と政策、今後についてお尋ねをいたします。

ことし4月に行われました山県市長選挙において、林市長が当選をされました。現在山県市では、来年度予算編成方針が通達され、編成の真ただ中であると存じます。毎年この時期に予算編成についての質問を行ってきておりますが、来年度は市長の新たな任期の最初の予算編成、また、今年度は第2次山県市総合計画の前期計画などの最終年度でもあります。先日開催されました全員協議会では、第5次山県市行政改革大綱、第2期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第2次山県市総合計画後期基本計画の策定について、その中で、国の戦略の基本方針やSDGsなどの新たな視点を踏まえる方針を御説明いただきました。

そこで、市長の今後4年間の政治姿勢と政策、また、それを踏まえた令和2年度予算編成、次期計画に向けての基本的なお考えをお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

私の政治姿勢と政策についての御質問でございますが、本年5月の臨時議会で市政に対します所信の一端を述べさせていただきましたときと大きく変わりはございませんが、初心を忘れず、職責の重さを厳粛に受けとめ、市民の皆様の御負託にお応えすべく、対話と共感をモットーとし、4つの重点施策を掲げ、市政発展のため全力を尽くす所存でございます。

4つの重点施策とは、昨年度までの3つの柱、1つ目の包括的な子育て支援と女性の活躍、2つ目にはインターチェンジの開通を契機としたまちづくり、3つ目には健康寿命の延伸と高齢者の活躍でございます。それに今回、防災、減災による市民の安全性の確保、この1つを加えまして4つの柱といたしております。新たに加えました防災、減災による市民の安全性の確保につきましては、河川改修、自主防災組織の活動支援や避難所等の環境整備などを検討しております。

次期の計画につきましては、国や県の総合戦略やSDGsなどの新たな視点も取り入れながら計画にも盛り込んでいくよう、山縣市総合計画審議会及び山口市まち・ひと・しごと創生会議に諮問しており、現在審議をいただいているところでございます。

次に、予算につきましては、財政状況は引き続き厳しい状況でございますが、事業を推進するに当たっては時期を逸しないようにすることが必要であると考えております。東海環状自動車道の山県インターチェンジの供用開始や大河ドラマ「麒麟がくる」の放送などに関連する事業は今がその時期であると考えております。そこで、インターチェンジの開通を契機としたまちづくりでは駅前機能を目指すバスターミナルの整備と地域公共交通体系の再整備を行うとともに、山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例に基づく振興支援を推進してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、現在は国、県でも予算編成の真ただ中でございまして、今後とも国や県の動向を注意しながら、令和2年度の予算編成方針の重点項目であります、先ほどお話し申し上げました4つの柱を大切にしながら、適切なる予算案の策定に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問を行います。

昨年までの3本の柱に加え4本目の柱、また各計画の新たな視点も今後の市政に反映されることを期待いたします。

再質問は、次期計画の視点としてお答えいただきました、SDGsについてお尋ねをいたします。

今後加速していく人口減少は、地域の維持や住民サービスの提供が困難になるなど、自治体運営に深刻な影響をもたらします。この人口減少に対応していく新たな切り口、持続可能なまちづくりと活性化の実現につながるツールとして、SDGsの利用が注目されています。

誰一人取り残さないという考えのもと、世界の課題を網羅的に取り上げたSDGsは目標や指標を列挙したものであり、それを達成するための方法を示しているわけではありません。各自治体がSDGsを達成するための仕組みや目標設定は各自治体自身で行うこととなります。SDGsの17のアイコンが自治体行政の枠組みを示しているという解釈ではなく、SDGsの各目標を自治体の課題解決につながる施策に翻訳し、わかりやすい導入計画を取りまとめる必要があるのではないのでしょうか。

SDGsの多くは、2030年までに実現可能かどうかという根拠には基づかず、あるべき理想の姿として設定されています。まずは、山口市の2030年のあるべき姿をビジョンとして取りまとめ、SDGsの理念を反映し、それをまち全体で共有していくこと、また、それを促進していく推進組織の整備が重要となります。次期計画へ導入されるSDGsの位置づけ、また、山口市全体の理解を深める取り組み、体制はどのようでしょうか。理事兼企画財政課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 再質問にお答えします。

次期計画へのSDGsの位置づけにつきましては、国の総合戦略の政策体系が11月に示され、基本目標に向けた取り組みを実施するに当たり、新たな視線に重点を置いて施策を推進するとされました。新たな時代の流れを力にするのうち1つは地方創生、SDGsの実現などの持続可能なまちづくりとされており、横断的な目標として都道府県や市区町村におけるSDGsの達成に向けた取り組みの割合を掲げる予定となっております。

山口市においても、現在、第2期山口市総合戦略と第2次山口市総合計画後期基本計画を一本化して第2期総合戦略等の策定を審議会に諮問し、作業を進めております。現在も審議中ではございますが、SDGsの理念である誰一人取り残されない社会の実現は、山口市がこれまで取り組んできている市の政策決定において向かうべき方向性と同じでございますので、計画にも関連づけてまいりたいと考えております。

また、理解を深める取り組み、体制につきましては、最近SDGsバッジをつけている方を見かけるようにはなりましたが、SDGsの認知度はまだまだ低いと思われまます。そこで、市の広報での特集を組んだり、ホームページでの啓発に努めまして、市民の皆

様や企業、民間団体などにも周知に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再々質問を行います。

ただいまお答えいただきましたように、市内のSDGsの認知度はまだまだ低い状況の中で、今後この計画の策定は審議会での協議の後、市民の方へもパブリックコメントを求めていかれることになると思います。お答えいただきましたような、山口市がSDGsを計画に関連づけて取り組む意義やその有効性などを計画にもしっかりと明記すべきと考えますが、いかがでしょうか。理事兼企画財政課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 再々質問にお答えします。

パブリックコメントは来年度早々に開始したいとは思っております。意義や有効性につきましては、今回SDGsをのせるかのせないかということ自体、今総合計画の審議会等で検討していただいておりますので、今回の関連させるということは、とりあえずどのような事業がSDGsに当てはまっていくのかというようなことを中心に、市民の皆様にもそのパブリックコメント等を通じて知っていただくというような考えでおりますので、また先ほどの答弁と重なりますが、いろいろな広報であったりホームページ等で周知等もしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 次の質問に移ります。

3件目は、日本一を目指す山口市の子育て支援についてです。

これまで山口市は、子育て支援日本一を目指し、さまざまな取り組みを進めてきました。全国的な実施に先駆けて平成27年9月より行ってきた3歳児以上の保育料無償化は、園児とその保護者に当たると想定される年齢の転入増など大きな成果につながっています。本年度10月からは、その保育料無償化の取り組みが全国で実施となりました。山口市では、国の無償化の対象となっていない給食費のうちの副食費についても継続して無償化しており、他市より手厚い支援となっておりますが、全国的な取り組みがスタートし、他市との差別化は薄れてしまうのが現状です。山口市で子育てをしたいと子育て世代が思える支援、また、山口市で子育てをしてほしいという思いが市内外に伝わる施策が必要であると考えます。日本一の子育て支援を目指す山口市、今後の課題についての認識、考えはどのようでしょうか。子育て支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えをいたします。

議員御発言のとおり、山口市では全国に先駆け、市立保育園で主食費を含めた保育料の無償化を実施いたしております。本年10月からの幼児教育・保育の無償化以降につきましても、他の県内の市町村で大体500円から1,000円ほどの主食費と、それから4,000円から5,000円ほどの副食費を、副食費というのはおかず代でございますが、これを保護者負担としておりますが、これらを全てゼロ円といたして負担軽減を図っているところでございます。

ちなみに、これはあくまでも市で比較した場合なんですけど、県内の市で主食費、副食費ともに無償化しておりますのは、この山口市のみとなっております。そのほかにも、高校生の福祉医療費の助成、あるいは大学生の教育ローンの利子補給金の交付、また不妊検査費、治療費の助成や、それから第一子から第二子の出産祝い金10万円、第三子目からは20万円を地域振興券で支給するなど、子育て世代の経済的な負担軽減を図るとともに、子育て世代包括支援センターやその他の機関が連携をしまして、親子の心身に寄り添ったきめ細やかな切れ目のない包括的子育て支援を行っております。

現在におきましても、さまざまなこういった独自事業を展開し、子育て世代からそれなりの御評価をいただいているとは考えておりますが、国の幼児教育・保育の無償化以降、他市町村との差別化が薄れていることは認識しております。

今後につきましては、子育て支援日本一を目指して実施している一つ一つの事業をブラッシュアップし、山口市で生まれ育った子供たちが地域に愛情を持ち、子育て世代が生活しやすいと感じられる事業を充実し、その施策を市のホームページ等で市内外へアピールしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問をいたします。

ただいま子育て支援課長より、差別化が薄れてしまっていることへの御認識、またそれを受けて、今後は事業の一つ一つをブラッシュアップ、充実させていくとお答えをいただきました。

どの子育て支援がどのような効果をもたらしたのか、数値的な分析が難しいものもあるかと思いますが、事業の評価や検証にも御尽力いただき、今後の支援へとつなげていただきたいと思います。

これまで子育て支援日本一を目指し、さまざまな取り組みに力を入れて取り組んでき

た山口市ですが、出生率や子供たちの自己肯定感の低さなど、まだまだ課題を抱えているのが現状です。

ただいま課長の御答弁にありました出産祝い金について、再質問をいたします。

山口市は地域振興券で支給をされています。現金ではない、地域振興券でという背景には、山口市で生まれたお子さんに山口市の店舗の物を、山口市での子育ての中で地域を知ってほしいという願いが込められたものかと考えます。山口市で生まれた新しい命を迎える、これも山口市ならではの1つのおもてなしかと感じますが、その思いがしっかりと伝わるよう、現在窓口渡しのお祝い金を市長が直接手渡しをされてはいかがでしょう。現在、市長は山口市を旅立たれるとうとい命に、これまでの感謝の思いを込め、市の代表としてお見送りに伺われていることと存じます。山口市に生まれた新しい命を、市の代表として温かくお出迎えし、子育て支援日本一を目指す山口市の姿勢を示されてはいかがでしょう。市長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

議員御発言のように、新たな命の御誕生に当たり、このふるさと山口市での生活を末永く健やかに過ごしていただきますよう御祈念いたしておりまして、これらを支える、また新たな一員としてお迎えするに当たり、この事業は最高の機会とも捉えております。

現在、この出産祝い金は、支給決定後に対象となる親さんと申しますか、保護者の方が自身の都合に合わせて振興券の受領を子育て支援課で行う仕組みとなっております。次年度、来年度以降におきましては、月に1度私が直接お渡しをすることのできる日を設定させていただき、その日に来庁されることが可能な親さん、保護者さんにつきましては私が直接お渡しをさせていただくということとし、親さんの利便性も考え、別の日にお越しになられても子育て支援課の窓口で受領できる仕組みといたします。

なお、特定された指定日に急用等で私が不在の場合などは、副市長、または担当の子育て支援課長がかわってお渡しするようしていきたいと、新たな仕組みをつくっていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（寺町祥江君） 以上です。

○議長（吉田茂広君） 以上で、寺町祥江君の一般質問を終わります。

通告順位6番 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 議長から発言の許可を得ましたので、通告に従い、以下質問をさせていただきます。

県管理道路、国道256高富バイパスの山県インターチェンジ以北の道路整備について、昨年平成30年12月議会で一般質問をいたしました。都市計画街路、岐阜駅高富線を4車線の道路幅25メートルから2車線道路に変更しようとする理由について副市長にお伺いいたしました。そこでの回答は、2車線に変更要望する理由につきましては、県岐阜土木事務所が行った平成22年の道路交通量のデータで、20年後の交通量を推計したところ1万1,500台となり、バイパスの車線数は2車線で対応可能なこと、また周辺の土地利用状況から2車線のほうが道路利用が容易になり、利便性が高まるとの答弁でした。

また、地元要望である西深瀬地区の落堀川の断面拡大、用排水路の管理道路、いわゆる副道でございますが、その建設、用排水路の暗渠でなく開水路での施工、市道との交差方法、鳥羽川合流部を盛り土構造でなく高架構造で。また、県の鳥羽川改修計画は当面下流の富岡橋までとされており、上流の水防活動のため、椎倉川左岸堤防管理道路の確保等の地元要望について、これにつきましては県土木に伝えるとの答弁がなされたところです。

さらに、ことしの令和元年6月議会では、再び256高富北バイパスについて、林市長に、県の将来推計交通量でも4車線となるべき交通量が推計されていることから、県当初計画どおりの用地買収4車線、工事は暫定2車線で県に要望すべきではとお尋ねをしたところでございます。また、地元要望の西深瀬地区での交差点位置等の交差方法、用排水路での開渠構造での築造、用排水路の管理道路の築造、落堀川の断面拡大やバイパス本線東側での落堀川の改修、水防活動のための椎倉川左岸堤防管理道路の確保などの地元要望事項について、個別に解答されるよう一般質問をしたところでございます。

市長答弁では、2車線要望については、将来交通量推計でも2車線で対応可能な交通量であり、周辺土地利用を考慮し、地域の皆さんにとってより使いやすく早期に全線を完成するため、2車線で整備できるよう岐阜土木事務所に要望している。地元要望の交差点位置や用排水路及び鳥羽川合流部については重要事項と考えており、今後も岐阜土木事務所と協議を行い要望していくと答弁がなされたところでございます。

そこで、今回は6月議会での市長答弁の256バイパスのインター以北を2車線で対応可能な交通量と判断されたその根拠についてお聞きいたします。

4車線道路となる設計基準交通量は、都市部の4種1級の道路では1万2,000台以上と道路構造令で規定されております。この設計基準交通量は、交差点設置間隔、車線幅員、側方余裕、大型車混入率、側道条件などで補正をしなければならぬと規定されております。設計基準交通量1万2,000台は、1車線の車道幅員が3.5メートル、側方余裕、いわゆる路肩でございますが、1.75メートル、また、大型車の混入はない乗用車のみの交

通ということでございまして、また、信号交差点のない出入り制限する沿道条件、これを前提に基準が設定されていることから、これらを考慮いたしますと、本バイパス計画では、1車線当たりの車道幅員が3.25メートルで、基準交通量に0.94を掛けた値となります。また、側方余裕は1.25メートルでございまして、0.92を掛けた値となります。大型車交通量も5%と考えられますが、これについても基準交通量に0.95を掛けた値となります。設計基準交通量1万2,000台はこれらの要素を加味して、先ほど申しました補正をいたしますと9,900台、ないしは9,000台弱程度の高富バイパスの設計交通量となります。

また、交差点間隔だけに着目しても、2車線に変更要望しようとする高富北バイパス1キロメートル区間には、交差点が西深瀬、鳥羽川右岸、西側に新設の伊佐美交差点と3つ設置されることになっています。交差点が多い場合、1キロメートルに2ないし3の交差点がある場合は、交差点が多い場合に該当いたします。この場合は、設計基準交通量1万2,000台に0.8を掛けた値、すなわち9,600台が設計交通量となります。すなわち、自動車の最大許容交通量、設計交通量でございまして、いずれにしても交差点を検討した場合は9,600台、また、車道幅員等を考慮しますと9,900台程度となることから、県の推計した2035年の将来交通量1万1,500台は、これらの設計交通量を上回る交通量と推計されていることから、インター以北の高富北バイパス全線は、2車線ではなく4車線道路で計画することが必要となります。また、西側新設予定の伊佐美交差点とその東、現の伊佐美交差点までの間をついてみますと、設計基準交通量1万2,000台をも上回る1万3,400台の交通量が県で推計されております。この区間についても、当然4車線道路となります。

また、現在の交通量の状況を見てみますと、256の直近では、平成22年度の24時間自動車交通量は、道路交通センサスによれば1万3,277台であり、平成27年度においては交通量は1万6,507台と3,200台ほど増加している状況です。

一方、岐阜県都市政策課が平成31年3月に実施した公共岐阜県総合都市交通体系調査業務委託、いわゆる中京都市圏パーソントリップ調査と言いますが、これによりますと、現況を平成23年とし、おおむね20年後の2035年、令和17年でございまして、を予測年次とした将来検討が行われています。ここでもバイパスを2車線とした場合は、2車線バイパスに1万1,500台、現道に4,600台が流れ、合流後の新設伊佐美交差点以東、以北では1万3,400台が流れるとされています。2020年の東海環状の完成に伴い、交通量は1万400台の往復交通量の新たな増加をも推計されております。

また、通常、都市計画決定された4車線道路を2車線道路に変更する場合には、変更

地点に接続する交通量を分散できる主要な道路との交差点がある場合には車線変更も検討されることもあります。しかしながら、車線変更点となります、国道256バイパスの高富インターチェンジ北側の隠山橋取り付け付近では、交通量を分散できる道路、主要な交差点もない状況です。したがって、バイパス区間の交通分散できない地点で車線数を4車線から2車線に変更することはできないとされております。

ところで、都市計画変更をしようとする場合には、都市計画変更説明会では大桜地区を初め、尾ヶ洞地区、美山地域の市民の方々を含む広範囲の地元の意見を聞くことが必要となります。また、車線数変更など都市計画決定の大きな変更については、都市計画決定と同様にさまざまな都市的な基礎調査や行政手続が必要となります。これらを踏まえて、山県市の都市計画変更に関する審議会で決定することが求められます。

そこで、市長にお尋ねをいたします。

1点目、2035年の県推計の将来交通量推計でも、設計基準交通量1万2,000台を補正した設計交通量を上回る1万1,500台もの交通量を予測していることから、山県インター以北のバイパスを2車線ではなく、4車線が必要となり、4車線で要望すべきであります。したがって、当面用地は4車線完成で用地買収し、工事は暫定2車線施工で早期に完成し共用できるようにすべきであります。これに対する市長の所見はいかがかお聞きをいたします。

2点目、また、西深瀬地区の交差点の設置方法、用排水路の開渠構造化、落堀川の断面拡幅、また、その管理用道路の設置、暗渠構造としないバイパス東側での落堀川の築造、鳥羽川合流部の高架構造化、椎倉川左岸堤防管理道路の確保等の地元要望についての県との現在の協議状況について、個別にお答えをお願いいたします。

3点目、市都市計画審議会の開催日程についてはどのようになっているのか、以上3点についての答弁をお願いいたします。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の暫定2車線施工についての所見ということでございますが、この当該路線の暫定2車線につきましても、完成4車線化までの期間、片側歩道のみ形態が一般的には20年以上継続されることが予想されるため、地元地域の生活者にとりましても非常に不都合な形態が長期間続くわけでございます。そうしたことから、幅員及び車線数の変更を行おうとするものでございます。また、御指摘の設計基準交通量ですが、都市計画変更を行うに当たり、議員御指摘の補正による設計基準交通量につきましても、道路事業者であります岐阜県の関係機関にも確認をとりながら進めており、山県市とし

ては、都市計画の変更を行うことにつきましても問題はないと考えております。

2点目の御質問ですが、個別の要望につきましては現在道路計画の詳細を行っていることと都市計画の変更の進めている段階であり、現時点では詳細な個別協議までは行うことができておりません。

次に3点目の御質問でございますが、この都市計画の変更は県の決定事項でございます。都市計画、これも県でございますが、県の都市計画審議会が県で行われて計画の変更が行われるわけでございます。都市計画法第16条による幅広い皆様への地元説明会の開催を予定しておりますが、市の都市計画審議会は任意でございますので、現在検討している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 3点についてお答えをいただきましたが、まず、最初の1点目、4車線から2車線に変更した理由ですけど、暫定2車線で工事をした場合には片側歩道になる、地元にとって不都合だという答弁だったと思いますが、暫定のやり方についてはいろいろなやり方があります。前は、県は片側の4車線なら片側の分を施工したやり方が一般でしたが、沿道の土地利用等から、現在では真ん中残し、両側をきちっと整備して真ん中を残してやっていくという方法がとられております。ということから、片側歩道にするのか両側につけてやるのか、これは設計次第だと思います。これは、当然県のほうで設計することでございますが、暫定にしたから地元にとって不都合という状況は、暫定工事のやり方が変化してきておりますので、それは地元にとって不都合ということは当たらないと思います。まず、この点について市長にお聞きしたいということが第1点目。

第2点目は、補正は県で確認したが、いわゆる設計基準交通量の補正でございます。これについては、補正については県のほうで確認中であるということでございます。確認中であるということから、問題がないということですが、やはりこれ、大きな問題なんです。要は、設計基準交通量は先ほど申しましたように、大型車がゼロ、乗用車のみの交通とか、車線幅員が大幅に違っています。要は自専道路といえますか、自動車専用道路をある程度頭に置いた交通量ですので、これは当然、地域に住家が張りついておりますので自専道路にはできないと思います。だから、これについては、やはり補正をすべき内容でございます。この補正についてどう考えておられるのか、再度お答えを願いたいと思います。

また、都市計画の変更の点でございますけれども、これは基本的には任意というわけ

ではございません。いろいろな例えば用途地域でもなんでもそうですが、市の都計審で審議してから県のほうへ上がっていくということが通常のやり方でございます。今ちょっと初めて、いや、県の都市計画がしてそれが市におりてくる、そういうことはありません。あくまでも市の都計審議会が審査し、それを県に上げるという手順でございますので、その点についても再度お答えをお願いいたします。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まず、質問の1番目の片側の歩道の設置の方法とといいますか、設置の仕方につきましては、県から示された片側歩道は、現在まで示されているのは東側に片側歩道を設置するという案でございました。それ以上の案は示されておられません。

そして、補正云々というお話でございますが、これは都市計画審議会、県が都市計画を変更していただくわけでございますので、市が変更するわけではございません。あくまでも県は市の意見を聞きながら、例えば市長が山県市がそういう意見があるから都市計画で4車線になっているのを2車線にするということはないと思います。しっかりとした、先ほどのお話にありましたように、基準として定められたデータ、要綱等によりまして変更がされるものでありますので、市の要望がこういった形だからという、その理由で変更がされることはないと思います。ありません。思うだけではございません、そういう制度でございます。

また、先ほどの3番目の計画の変更は最初に市が行うということでございますが、これはあくまでも県からそういった意見を求められた段階で、県から市のほうへおりてくるのではなく、市から県のほうへ審議会の状況等を踏まえてお話するものでございますし、ただ、先ほど申しましたように、市の都市計画審議会は任意ということでございますので、現在検討している状況で、具体的な審議会の審議はいただいております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 再々質問いたしますが、先ほど交通量の推計です。これは、道路構造令にしっかり規定されておるものです。県がこういうふうに指示したとかいうものではありません。要は、道路をつくる場合の憲法ともいうべき道路構造令に基準交通量は補正しなければならないと書いてあります。忠実にそれをやっていただくということだけだと思います。勝手にということではないものですから、これはそのように、道路構造令というものにもう規定をされておりますので、補正をしなくてはならないというものですので、その点、誤解のないようにしていただきたいと思います。私も、道路専

門で、県で職員でやっておりましたので、その辺は間違いのないことしか発言できませんので、そのようなつもりで発言をしておりますので、思いつきでしゃべっているわけではございません。少なくとも、今この256の道路をしっかりとつくるかつくらないかというのは、来年に山県インターが開通します。それまでにはバイパス全体が間に合いませんでしたけど、私は今が山県市発展の最後のチャンスだと思っております。4車線をつくるか2車線をつくるかはもう全然違いますので、その辺について、また市長にも再考する要素を頭に置いておいてほしいと思います。質問ではございませんけれども再考ということで、再々ということをお願いいたします。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

私が説明したいのは、都市計画の変更は県が変更されることでありまして、それによりまして、先ほどの道路構造令による数値の調整と申しますか、そういった基準は当然今の県がされることでありまして、市がそうしたことを要望したから変更になるということではございません。そうしたことを踏まえますと、私のと申しますか、市の考え方で道路が最終的に変更になるかならないかということは、やはりしっかりした基準を県が持ってみえますので、その基準に従ってやっていただくと、決定していただくということが大前提でございますので、今のそうした状況の中におきましても、事前に県と色々な調整をさせていただいておる中で、そうした数値を踏まえても大丈夫でしょうということ、県からそうした数値をいただいて検討していますので、そういったことも踏まえますと、変更につきましては適切に決定されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で2時15分から再開いたします。

午後2時00分休憩

午後2時15分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位7番 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 議長の許可をいただきましたので、とまらぬ人口減少と水道事業についてを質問いたします。

広域化する水道事業問題と水道法の改正は、経営環境の中で経営の効率化や民間事業への参入案も叫ばれている。水道管の老朽化対策など諸問題が山積する中で、人口減少

と相まっの今後の運営方針について質問します。

1点、広域化についてどのような考えでおられるか。

2点、民間事業者の参入については、今後の対策について。

3点は、運営方針のこれからについてを質問いたします。

○議長（吉田茂広君） 高瀬水道課長。

○水道課長（高瀬正人君） 御質問にお答えします。

水道事業につきましては、施設等の老朽化に伴う修繕維持管理費用の増加、更新時期の到来や人口減少に伴う使用料収入の減少により、その経営環境は厳しさを増していますことから、効率的な事業運営が一層求められます。

さて、議員御質問の広域化する水道事業問題と水道法改正に伴い、厳しい環境の中で経営の効率化や民間事業者への参入をどのように考えているかにつきましては、まず、広域化することによる問題としましては、1点目に、地理的条件から施設の統廃合ができない場合には、統合によるメリットが少なくなります。2点目に、複数の事業体による水道料金決定が困難となることが懸念されております。

次に、経営の効率化及び民間事業者の参入につきましては、今回、水道法の一部を改正する法律の中で官民連携の推進がございまして、水道の基盤強化のために、PFI法に基づき地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者に設定できるコンセッション方式が創設されました。このコンセッション方式につきましては、民間事業者の参入により、経営や技術のノウハウを生かしまして、業務の効率化が図れるというメリットがあるとお聞きしている一方、諸外国では民間事業者が参入した結果、料金が値上がり、水質の悪化、人件費削減によるサービスの低下などの事例が見られております。

山県市におきましては、今後人口減少により使用料収入が減少し、1人当たりの維持管理費用の増加が予想されます。現在も経営環境は厳しいですが、法改正後も市民の最低限の生活を保障するための水道経営について市町村が経営する原則は変わりませんので、現在のところ民間事業者の参入については考えておりませんが、今後、民間事業者の参入等のお話があった場合には慎重に考えたいと思っております。

次に、今後の運営方針につきましては、水道事業における課題は数多くございます。特に、水道管の老朽化対策については、毎年漏水調査を実施しまして、過去における水道管の修繕箇所、管路の法定耐用年数等を考慮し、優先順位を決め、計画に基づいて事業を進めてまいりたいと思っております。

また、来年度中には、総務省より要請されています水道事業経営戦略を策定いたしま

す。この経営戦略は、水道ビジョンと事業計画をつなぎ合わせる役割を意味しております。財的な裏づけのもとで将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画を策定するものでございます。今後は本計画に基づきまして、5年ごとにPDCAサイクルを繰り返すことで業務の改善も考えてまいります。今後の人口減少も考慮し、水道事業の抱える課題もこの水道事業経営戦略の中で精査しつつ、水道事業の運営をしております。なお、策定につきましては、各方面からの意見を聴取するために、水道事業審議会において調査及び審議を行い、この戦略に反映していく予定でございます。策定後には、議会に報告をいたしまして、その後ホームページにも掲載する予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 再質問は具体的な内容についての質問ですが、高度成長期に敷設された、要するに埋め立てた水道管の耐用年数はおおむね40年と聞いています。更新の負担が莫大な金額になり、財政を圧迫することは間違いありません。費用はふえる、事業主体は安定的な運営は不可能にもなります。水道事業そのものの独立採算は不可能になります。その点についての水道課長の見解を求めます。

2点目に、人口減少による需要と供給のバランスが崩れ、今後の維持管理は難しくなります。山口市のように住宅がまばらに散らばる中山間地域では、急激な値上げを余儀なくされることがあります。打つ手はあるのでしょうか。

3点目に、水道事業運営に最も必要な職員養成は万全でしょうか。技術者関係の高齢化、水質検査や伏流水の目配りなど事業の運営体制は整っているかを質問いたします。

○議長（吉田茂広君） 高瀬水道課長。

○水道課長（高瀬正人君） 再質問にお答えします。

まず、1点目の高度成長期に敷設された管路の更新及び水道事業の運営についてでございますが、議員御承知のとおり、地方公営企業法によりますと管路更新の法定耐用年数は40年でございます。しかし、法定耐用年数が過ぎたからといたしまして、すぐに更新しなければならないわけではございません。地質状況や管路に与える水圧変動の状況、また管の種類もございまして、実際に使用できる年数は一律ではなく、管種によっては40年以上使用できるものもございます。

こうした中で、山口市におきましても、法定耐用年数にとらわれるのではなく、過去の漏水修繕箇所や配水管路の重要度などを踏まえ、水道事業経営戦略に反映させ、効率的な経営に沿った管路更新等を図りながら、今後の水道事業運営を考えております。

2点目に、人口減少による需要と供給の維持が困難になるのとはについてでございますが、現在の水需要は、節水意識の高まりや節水機器の普及などによりまして、近年1人当たりの水使用量が減少傾向にあるとお聞きしております。今後、さらに人口減少が進めば水需要の減少は加速することが予想され、サービスの低下にもつながり、経営状況の維持に支障を来すと思われまますので、これも来年度策定予定であります水道事業経営戦略の上で考えてまいりたいと思っております。

3点目の水道事業運営における職員養成についてでございますが、社会的に言われておりますのが、職員の減少、人材育成を行うことが困難な環境であるとお聞きしております。山口市におきましても、今後は水道の技術を習得した職員や、退職した技術職員の指導のもと、技術継承を積極的に行っていくことが必要だと考えられます。

今後におきましては、若手職員を水道技術管理者の資格を取得する講習会及び各種研修会に積極的に参加しつつ知識の向上を図り、水道事業に精通した人からの指導、助言が受けられるような対策を考えていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） きょうは市長への再々質問はありません。非常に残念だと思われるでしょうが、きょうは私は、もちろん爆弾発言ありません。きょうは、この一般質問を通じて市民の皆さんに啓蒙活動というか、よくわかっておいていただきたいなと思ってこんな質問をするんですが。

長期にわたる管路の改修計画を立てて計画的に更新することで、持続可能な水道事業に期待をするわけですが、水道管の予防医療政策が始まっています。AI技術によって、水道管の埋まっている土壌のpHや管の上を通る道路の交通量、あるいは山や海からの距離など全てをAIで処理し、各種5年後の実態を見通す技術とのことです。こうした機能を最大限に発揮し、計画的に進めていただくことを切にお願いするわけですが、市民の皆様にも、もはや山から流れてくるただの水という認識は遠い昔の話だと啓蒙しなければいけません。全国の30%以上の水道事業は赤字だと聞いています。先ほどの答弁にあったように、しっかりとした運営方針を立てて、命の水の安全供給に励んでいくことをお願いしたいと思っておりますが、もう一度水道課長の決意を伺いたいと思っております。

○議長（吉田茂広君） 高瀬水道課長。

○水道課長（高瀬正人君） 再々質問にお答えします。

いずれにいたしましても、やはりまず経営戦略を策定すること、これはまず第一優先

でございます、その後はやはり啓蒙活動としては、今、先ほど申し上げましたようにホームページに掲載する等、あと市民の皆様はどういうふうな意向でお知らせすべきかということも考えながら今後の施策をとっていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○9番（山崎 通君） ありがとうございます。

○議長（吉田茂広君） 以上で山崎 通君の一般質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

17日に予定しております一般質問は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦勞さまでした。

午後2時29分散会

令和元年12月17日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

令和元年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 12月17日(火曜日)

○議事日程 第4号 令和元年12月17日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(14名)

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	浅野晃秀君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	安川英明君

理事兼
学校教育課長

鬼頭立城君

生涯学習
課長

土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼
事務局長

久保田裕司君

書記

棚橋輝英君

書記

長谷部尊徳君

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（吉田茂広君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、16日に引き続き、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位8番 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） それでは、議長より発言の許可を得ましたので、健康介護課長に在宅医療推進の課題というテーマでお尋ねをいたします。

今後、高齢者人口がふえて、今まで経験したことのない社会が訪れると、10月に研修会に行きましたら、冒頭にそういう話がございました。2025年には団塊の世代が75歳を迎える。もう22年から始まるようでございますけど、後期高齢者が全人口の18%を占める、これも経験したことのない未知の時代が来ると言われています。

医療機関で死亡する人の割合は年々増加をし、昭和51年に自宅で死亡する人の割合を上回って以来、近年では8割を超える水準となってきました。このまま進みますと医療機関は満杯となって、国の福祉事業は崩壊の危機を迎えると言われております。

先般、病床が幾つか報道されましたが、何を言っておるのや、国はという人が非常に多くありました。ところが最近のデータでは、6割ぐらいの人が、もう医療が危なくなったらそれは受益者負担にならざるを得ないと、賛成者がふえてきたと新聞報道されております。

この課題を乗り越える方策として、国は、今後、在宅医療で幸せに生きられるよう、政策を転換していくと言っております。基本の方向は地域包括ケアだということですが、地域といっても広くさまざまでございますので、非常に異なる状況下で難しい問題が出てきております。

本来は在宅医療という立場でお尋ねをしたいわけですけど、広がって何を言っているかわかりませんので、ここは絞って、介護についてお尋ねをしたいと思っております。ただ、在宅医療も関連してきますので、多少そういう話が出てくるかと思っております。お許しをいただきたいと思っております。

ことしの全人口に占める後期高齢者の本市の人数及び割合はどの程度でしょうか。

2点目、2025年の推定全人口に占める本市の後期高齢者の人数と割合はどんなもので

しょうか。

3点目、ことしの介護認定者の人数と在宅介護者数。

在宅医療はやっておりましたけど、新しく在宅介護ということになりますと医師の不足が心配されるのではないかと思います。その心配はないかどうか。

5番目、在宅介護をやる場合には、きちんと本人に即した計画を提出するという事になっておりますけど、そういった保健師、ケアマネジャー等の不足ということは心配ないのかどうか。

6点目、通いの場の予防活動の現状。予防活動はかなり山県市も進んで、充実してきていると思っておりますけど、あわせてその予防活動の状況についてお伺いをいたします。

○議長（吉田茂広君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

まず1点目の、ことしの後期高齢者の人数及び割合につきましては、山県市の令和元年10月末住基人口によりますと、後期高齢者数は4,597人で、総人口の17%です。

次に、2点目の、2025年の推定後期高齢者の人数及び割合につきましては、第7期山県市高齢者福祉計画の中で、後期高齢者人口を5,324人、割合は20.7%と推定しております。

次に、3点目の、ことしの介護認定者の人数と在宅介護者数につきましては、山県市の令和元年10月末現在の介護認定者数は1,340人。こちらの人数は全ての年代の介護認定者数でございます。施設入所中の方とサービスの未利用者を除く911の方が在宅で介護を受けておられます。

次に、4点目と5点目の医師やケアマネジャー等の不足の心配につきましては、後期高齢者の人口が急増する一方で、若い世代の人口と労働力は減少傾向となる見込みであり、医療、介護業界における需要と供給のバランスが崩れ、医師、看護師、介護士、ケアマネジャー等の人材確保が必要な状況になりつつあります。

最後に、6点目の、通いの場の予防活動の現状につきましては、現在、山県市内には、一般介護予防事業として行っているいこいの広場、男の生きがい教室などの教室が26会場、社会福祉協議会が開催するつどいの広場や、市民主体のふれあいサロンが合わせて50会場あります。

それぞれの定期的な活動やフレイル予防として、健康介護課の職員や社会福祉法人岐北厚生病院から御協力をいただいている管理栄養士、理学療法士や、山県市歯科医師会の先生によるフレイル予防教室を開催して、栄養や運動、口腔ケアなどの教室を開催いたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 今お聞きしますと、25年は割合でいうと20.7%と推計されております。全国平均もたしか18%ぐらいですから、そうすると山県市の割合はそれより高くなると。それで、国のほうが在宅で介護をという、最期の死に場所は自分の生まれたおうちでということ、あるいは嫁いできたおうちでということが主になってくる、もう方向性を出しているわけですね。

それで、ちょっと本当にできるのかなと。いろんな研修会も行きましたし、本も読んでおりますと、どうも危ない。医師の数というのは非常に問題が2つありまして、O E C Dの最近の調査では、医師数は28位なんですね。28位と非常におくれている。しかも、医師の偏在指標が大変高い。東京あたりはぐっと医師がたくさんいるんですけど、地方へ行くとぐっと少ない。首位が東京、最下位は岩手という数字が出ております。

それで、今後は全体的で2万4,000人ぐらい不足するということですので、国はふやしていくというふうに向向づけておりますけど、ふえて、山県市のようなところへ来てくれるかどうかということはちょっと問題なんですよ。今言ったように、医師の偏在指数によると、できるだけまちのほうがいいわけです。医師にとっては、狭い範囲で患者さんを抱えてやったほうが効率がいい。

そこで、やはり市としても、こういったところへ来てもらえるお医者さんというのが貴重な存在になってくるので、今からやっぱり働きかけを強めていく必要があるというふうに思っておりますが、本市が独自で医師の確保を考えていくような、そういう方策はないでしょうかということが、再質問の1点目です。

2つ目は、在宅で人生を終わりたいという、そういう高齢者がほとんどだと言われている。調査でそう結果が出ております。しかし、予防医療、予防介護と、最後の自分の医療、介護との橋渡しを今から考えていかないと、最期になったからといってその方策があるわけではないわけですので、そういったものを今からどういうふうを考えていくかと。考え方だけでいいですので、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

以上。

○議長（吉田茂広君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

1点目の山県市独自の医師確保の考えはにつきましては、山県市内の医療機関における、主として医師、看護師の確保を目的として行う地域医療確保対策に係る事業に要する経費に対して、予算の範囲内で山県市地域医療確保事業補助金を交付できる制度があ

ります。今年度は岐北厚生病院へ1,000万円の補助を行っております。岐阜大学と岐阜県厚生連の連携による寄附講座に対して助成することにより、岐北厚生病院の医師確保ができています。この制度を利用して在宅医療の医師を確保することも可能かと考えますので、山県医師会とも連携しながら進めてまいりたいと思います。

次に、2点目の、予防医療、予防介護と人生最期の医療や介護との橋渡しにつきましては、先ほどの答弁の中で説明させていただきました介護予防や閉じこもり予防事業、フレイル予防事業をさらに進めていく予定ですが、それでも病気になられたり、けがをされたり、それで医療や介護を必要とされた方や、病院を退院して自宅で生活を望まれる方に対して、山県市では多職種の方が連携して在宅でよりよい生活ができるように、在宅医療介護連携推進研修会を開催いたしております。

また、平成30年度より、岐北厚生病院に委託して医療介護サポートセンターを設置いただいております、住みなれた地域で生活できるよう、医師、歯科医師、薬剤師、介護士、ケアマネジャー等、多職種の連携をしています。

在宅で人生最期のときを迎えるまで安心して生活できる環境を、家族だけでなく地域や関係者がつくり、見守っていく必要があると考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 再々質問はいたしませんけど、3点ばかりお願いをしたいと思っています。

大体これ、自分の話なんですよね。もう75。そうすると、何かどういう社会になっていったらいいのかというのは身近に感じられる。だからテレビを見ておりましたが、そういう番組が多い。

1つは、私は受益者負担は大きくなってくるのは当然やと思っておるんです。そういうことをやっぱり市民もこれから考えていかないかんのではないかと。国の国保が破壊するようなことになったら大変なことになるでしょう。

それで、1点目、お願いしたいのはやっぱり、例えば最近の新聞ですけど、アデュカヌマブって御存じですか。アデュカヌマブ、これはアルツハイマーの予防の薬なんです。アメリカの会社とエーザイが組んで、もう21年には出てくるだろうと言われておられて、株の好きな人は、こんなことはあるかと思うぐらいですよ。株が、その発表があった日に604円上がったんですよ、エーザイの。こんな1日でそれだけ上がるということはほとんどないですよ。そのくらい注目されている。

だけれども、それが使えるようになるのはお金がかかる。月に1回、年間12回で1,200

万円。1回で100万円なんですよ。そうすると、それは当然、個人負担か国保になるのか、それは推移を見なければいけませんけど、それを飲めば確実に認知症、アルツハイマー病が、75で起こる人は10年は持つと。要するに発生をおくらせる薬なんですね。それはもう実験をして、きちんとパーセントまで出ておりますので、間違いなく認定されるだろうと言われております。そうすると、そういう負担もこれから考えていかなきゃいけない時代なんですよ、個人で。

それから、2つ目は、医師会にどうしてもお願いしていかないかん内容ですので、医師会とコンタクトをはかっていかな、これ、進みませんので、医師会に、例えば、この山口市で医療をしたいという先生が1人でも2人でも出てくるような、そんな方法というものをやっぱり求めていかないと、そんなことを言っちゃ悪いですけど、来ない。医者のデータを見ますと、なくなっていく。

それから、もう一つ、これはテレビで見ておって感じたんですけど、医師会が研修医をずっと雇うんじゃないな、研修させるでしょう。そのときに在宅医療をやらせた。そうしたら、6人ついていましたけど、みんなが在宅医療をやりたいと思った、その研修で。何でかと言ったら、今までは自分の専門の分野だけこうやって、ずーっと見ておった。循環器の人は循環器、消化器の人は消化器、そういうふうに見がちなんです、みんな言っていますから。そうすると、在宅をやると全体が見えてくると。そうすると、人というのはこういうところでつまずいていらっしゃるんだなど。そういうものにかかわりたいという人がふえてきたという研修の実態が発表されておりましたので、実際その人もしゃべっておるんです。だからぜひ、これ、岐大でもやっていますので、研修員研修というのを。そういう場合に山口市へ来てもらって、在宅のところを見てもらって、実感的に捉えていただくということが大事ではないかなと私は思っております。

最後、3点目ですけど、課長にはお話ししておりましたけど、八幡浜市、愛媛県ですよ。全体を6つに区切ると、ばざっと、ばばばーっと。そこの区に、人数によっては医師が2人入る場合もありますけど、原則的には1人、それから保健師が1人、それからケアマネジャーが1人。最低限この3人が入って在宅医療をやるんですよ。大体、車で行くと5分から10分ぐらいの範囲。だから、真夜中に電話がかかっても行けるとか、あるいは保健師に指示して、保健師が手当てをやるとかってやっておるんですよ。ものすごく機能的。すばらしいので、あれは一回見てくるといいと思います。

それで、何を大事にしているかということ、患者さんや家族とのコミュニケーションを平生から大事にしている。それで暇な時間を見つけては、そこでかるたとりをやる。このかるたとりは、外国から来たかるたなんだそうで、名前もついていましたけどちょっ

と記録しませんでしたけど、そこのかかるためには、自分が今欲しいものは何、今絶対にこの場においてほしい人は誰、死ぬときにはどういうふうに死んでいきたいという、そういう内容が書いてあるんですよ。それがだーっと60枚ぐらいあって、それを取り合う、こうやって順番に。それで自分の要らんやつは捨てていくと。そして最後に残った3枚だけ示して、そうして4人で話をする。私が一番今欲しいのはこういうこと。そうすると、その人が今何を望んでいるかというのがよくわかるというものをやっていました。アナウンサーも感心して、感動しておりましたが、私も本当に感動しました。

だから、日ごろからコミュニケーションが大事ですよと言っても、それは大事ということにはわかっていますけど、何をどうやるのがコミュニケーションかというのを私は示していると思いましたので、これから始まりますので、今までやってきたことは予防ですから、予防介護はものすごい進んでいます。間違いなく進んでいます。近代化されて質的にも高まっていますので、それについて言うことはないんですけど、これから在宅介護が始まるというときに何をやらなきゃいけないかという視点で、ちょっと端っこ、十分なあれじゃなかったんですけど、お話をさせていただきましたので、住んでよかったな、いいまちやったなと最後に思えるようなまちづくりを皆さんと一緒にやっていきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再々質問にお答えします。

私たちは今まで予防に力を入れてまいりましたが、やはり人材不足とかいろんなことがあります。これからふえていく在宅の方のためには、議員御発言のようなことをいろいろ取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。包括支援センター、それから各法人のケアマネさん、それから健康介護課、合わせて、いい方向をこれからいろいろ模索してまいりたいと思えますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上で答弁いたします。

○11番（上野欣也君） ありがとうございます。

○議長（吉田茂広君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

通告順位 9 番 福井一徳君。

○ 8 番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。指名を議長から受けましたので、一般質問を行いたいと思います。

6月の市議会に続いて、山県インター以北の国道256号バイパス4車線整備で早期着工を促進する立場から、市長にお尋ねしたいと思います。

後でも触れますが、この間の議会でこの問題を具体的に取り上げてきました。私が市長に2車線変更の理由をいろいろ聞くんですが、そのたびに変わるので、何を基本に考えたらいいか、非常に一般質問するに当たって戸惑っています。

最初に確認しておきたいことは、今現在、地元の要望があるからとかないとかではなくて、都市計画としてはインター以北の国道256号バイパスの整備は、4車線で整備をするということが法的にも決定されている結論だということです、今現在ですね。そして、公開された面談のメモ、この間これに当たって、具体的にどういう打ち合わせをされているかって、私もこの中身を全部読んで質問しているんですけども、それによれば県土木も、地元が2車線でいいと言っているからすぐに2車線に変更するというものではないというのを、市長同席の場で述べられています。

都市計画を変更せずに事業を進めることは当然できません。岐阜土木事務所は、正式な手続の順序という意味では、都市計画審議会都市計画を変更し、それを受けて見直し計画に基づき道路建設事業を進めるのが筋であるというふうに表明をされています。

市長の一存で都市計画、平成8年に都市計画4車線というのは決まっているんですけども、それを変更せずに事業は進められないということは明らかだというふうに思います。

そこで、1点、この点については、市長の確認、見解をお伺いしたいというふうに思います。

次に、私はこのバイパス整備は、都市計画に基づいて、早期に4車線整備を進めるべきだという山県市の将来の発展を願い、建設の積極的な推進の立場であるということ。したがって、建設反対派というようなレッテル張りはないと思うんですけども、誤解のないように明確な立場を表明しておきたいと思います。

いろいろ議論の中では、こうしたことを取り上げるからおくれるというような議論もありますけど、議会と行政の関係でいえば、山県市民、山県市にとって本当に必要な行政を進めるという意味では、議会としては、市民の立場から行政に対してさまざまな疑問を呈し、議論を進めていく中でよりよい結論を出していくというのが仕組みであります。そして、その役割を発揮するというのが議会の場だというふうに思っています。

6月の市議会ではその立場から、まちづくり企業支援課長に美山地域の水栓バルブ地場産業の拡大、強化拡大、牽引事業の現状と今後の展開について、また、馬坂工業団地などの整備状況や、誘致の協議状況と今後の見通しについてもお尋ねしました。今後、美山地域の地場産業の発展や、大桑地域や岩佐や椎倉地域の開発にとって、山県インター開通と以北の国道256号バイパスの4車線整備がいかに重要な課題であるかということが明らかになりました。

市長にバイパス整備の4車線から2車線への変更理由についてもお尋ねをしました。それまで市長が言われていた、地域の要望による2車線化したんだという理由について、大桑からのインターへの立体交差ではなく平面交差にすることは、4車線でも、実際には佐賀地域に実例があります。西から東へトラクターなどの移動も信号機の設置によって移動問題が解決をして、中央分離帯があっても、検討中の3つの信号交差点によって、左右どちらにでも通行できるので問題はないということがはっきりしました。盛り土工法による伊佐美地域の水害への対策は今後の解決課題として残っていますけれども、2車線化の根拠は以上で理由がなくなりました。

そこで、2車線への変更理由が解決したというふうに思ったら、今度は市長が、暫定2車線だと4車線になるのに20年かかると県に言われたので、地域住民の利便性を考えて、完成2車線で作るように県にお願いをしたと答弁されました。

私は、今回のこういう問題、市民の皆さんにもきちっとお知らせをしようということで、山県市民報、これ、毎回出しているんですけども、55号にこの中身をずっと書きました。詳しくは後で触れたいと思うんですけども、市長がそうおっしゃったので、私は、県土木と協議をして、これ、多分20年以上先だろうというふうに言われたので市長がこういう決断をされた。県は本当にそんなことを言ったのかということを確認しました。そうしたら県土木は、明確に決まっていけないのに、20年後と県として言うことは考えにくい。多分当事者じゃないからそう言われたと思うんですけど、考えにくい。市長の議会での答弁に疑問を呈されました。

私は市長の言われていることは、ここに議事録をしっかりと持ってきて話をしているんだということについては、一瞬顔が変わりましたが、それで6月の議会の市長の答弁の中には、残念ながら将来の活力ある山県市の発展、市長が公約で3期目に掲げられています。インターで活性化していくんだ。なかなかそういう姿が出てきません。少子化で人口が減るとか、1万人も減って美山地域はもっと減ってしまうと。子供も減ってしまう。だから2車線で十分なんだというふうな答弁をされました。人口減少は、調査で織り込み済みであり、かつ問題になっているのは、交流人口等による交通量の推移

が重要です。聞いていると、山口市が20年、30年後に何か消滅しちゃうような寂しいイメージしか浮かんでできませんでした。

市長が平成26年に県に相談に行かれた直接的な動機はわかりませんが、当時の計画では、山県インターが開通してから、以北の国道256号バイパスは確かに、10年かけて整備する計画でした。それは私も確認をしています。そこで、2車線なら早くできるだろう、10年もかかるんだったら困るということで、素朴な思いで、ぜひ2車線でいいから早くつくってくれ。そう言われた気持ちは私はわからないでもありません。理解できる部分があります。

問題はその後です。平成30年度に、東海環状自動車道につながるアクセス道路県下5カ所に国の補助事業が決まりました。国道256号バイパスは、従来の10年先ではなくて、東海環状西回り完成に合わせて整備をする、五、六年程度ということだと思います。しかも、山口市都市計画に基づく4車線整備に対して、予算が潤沢についている。これは30年5月7日の協議で県土木の発言、ここにも具体的に持っていますけど、発言されているでしょう。だから、平成30年度ですごく局面が大きく変わったんですね。市長はやっぱり10年かかるから、もう2車線でいいから早くつくってくれという気持ちで言われたと思うんですけど、いや五、六年で西回りで一緒に完成する、予算も潤沢についたということだから、局面が変わった。しかし、平成20年当時の要請に基づいて、その延長線上で議論がされていると。

山県インター以北の国道256号バイパスの4車線整備で、早期着工を促進する暫定2車線や4車線化ではなくて、完成2車線で整備したら、今でも美山地域の皆さんの伊佐美交差点付近の朝晩の大渋滞は解決しません。1万3,000台に減ると言われましたが、総交通量は増大をします。また交通量予測には加味がされていない美山地域の発展や大桑地域の開発など今後予想され、それにさらに交通量がふえてきても、完成2車線にしたら二度と4車線に広げることができなくなってしまいます。後になって、その当時議会は何をやっていたのかと言われたら、議会の役割は果たせません。だから私はここにこだわっています。都市計画の変更には、費用や全市的な説明の開催などを含めて今後手続のために時間が必要になってきます。ますます工事がおくれる要因にもなる。

そこで2点目、改めて市長に完成2車線の撤回の態度表明を求めます。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えします。

まず、1点目でございますけれども、岐阜土木事務所は、正式な手続の順序という意味では都市計画審議会でも都市計画を変更し、それを受けて見直し計画に基づき、道路建

設事業を進めるのが筋であると表明しています。そのとおりでございまして、御質問は、市の都市計画審議会都市計画なのか、県の都市計画審議会都市計画のどちらの御質問なんでしょうか。

○8番（福井一徳君） 市です。

○市長（林 宏優君） わかりました。

そういたしますと、都市計画審議会につきましては、都市計画法という法律がございまして、これは都市計画法の77条の2にうたわれております。その条文を読みますと、この法律によりその権限に属された事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ、諮問に応じですね、都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、都市計画審議会を置くことができるということで、市は置いております。ということで、あくまでも諮問に応じての審議会、都市計画でございますので、昨日の議員の御質問にもお答えしましたように、あくまで任意であるということが大前提でございます。

そういたしますと、ここにありますように、この道路建設事業が、市長の一存で都市計画変更もせずに事業は進められないことは明らかなと思いますが、今説明したように、あくまでも諮問に応じ、任意の組織でございますので、この審議会あるいは都市計画を変更しなければ、事業が県において進められないということではございません。

ただ、この岐阜県の状況の中にもこうした事例は幾つもありまして、都市計画があります、そして、県において道路建設が進められておりますが、審議会では、例えば山県市でいいますと、4であっても2で進められたり、計画の変更なしに、今現在進められている、過去にも進められた、そういう事例は幾つもございます。これはあくまでも県のそれぞれの土木事務所の方針だと思いますが、ここにもありますように、岐阜土木事務所としては、そうした変更を行って進めるのが筋であると。この筋というところが肝になってくると思いますが、ねばならないということではございません。これが1点目の答弁でございます。よろしく申し上げます。

それから、2点目の完成2車線の撤回表明についてでございますが、地元への都市計画の変更説明会においてもおおむね了解いただいていると認識しております。また、これは県との協議の上でございますけれども、現在、岐阜県の関係機関から示されている今の道路状況の将来推計の交通量では、撤回は難しいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 市長が、ここに書いてあることは、県土木が言っていることはそのとおりだけれども、諮問に応じて進めるということなので任意だという話をされまし

た。

実は、きのうの議員の答弁の中で、県が都市計画は決めると、市の考え方でいろんな計画が決まるわけではないと。県に調整してもらって進めているという答弁があったんですけども、実はことしの10月24日、県に行き、幾つか私、この質疑にかかわって疑問があったので話し合いに行ってきました。そこで幾つかのことを聞いたんです。こういう議事録というのはあっさり書かれるので、1時間協議をしたんですけど、その中で私のメモも全部あったので、それに基づいてこういう中身ですよということの確認の意味で、それを送りました。県の側で参加された方全員が見られてチェックをされて、それで、私のところにこういう中身ということに戻ってきました。その中身で私は質問をしています。

そこでは、山県市の市長から、平成31年1月8日に要請書を文書で正式に受け取り、都市計画を変更して2車線化にするという表明をもらったというふうに言われたんですけども、それに関連して、私は県に聞いたら、県としての認識は、現在はまだ山県市の都市計画見直し案ができていないので、山県市において都市計画の変更見直し案の作成、山県市においてですね。これに基づく住民説明会を開いた後、山県市の都市計画審議会で決定し、県に提出されることになるというふうに答えられているんです。これは、多分こういうルールでやられていると思うんですね。県としてはそういう答弁をされている。

先ほど市長は、都市計画法77条の2で、これこれこうと書いてあるからというふうにおっしゃったんですけども、きのうの答弁でもあるんですけど、県とは話し合って指導をもらいながらやっているということの関係でいうと、県はそういう見解を持っている。都市計画審議会で具体的な議論をし、説明して県に上げるということは必要だというふうにまず1点思います。

もう一つは、暫定2車線でも、きのう話があったんですけど、そもそも市長は暫定2車線だと東側に歩道がついて20年ほったらかし、ほったらかしは言っていないというふうに県は言っていますが、というふうになるという話だったことについて、きのう同僚議員は……。

〔「県は言っていない、何……」と呼ぶ者あり〕

○8番（福井一徳君） 言っていないというのは、要するに20年もかかるというようなことについては考えにくいというふうに言っているんですけど。それで、暫定2車線でも、東側じゃなくて西側に歩道をつけるとか、きのう議員の提案でありましたよね、同僚議員の。または、両側1車線ずつにして、要するに両方に歩道をつけるというような、暫

定2車でもそういう方法があるのではないかということを具体的に提案されました。

これは、私、何でこれを言っているかということ、県と交渉の余地があるということです。10月24日に話した中でも、山県市さんの具体的な要望があれば検討に応じるというふうに言っていますし、もっと先の直近で言いますと、11月13日、これは256について、伊佐美自治会からの要望書について回答書ですね。山県市の建設課は参加しなくていいと言われたそうですが、桜尾と大桑の自治会長に説明をされているんです。そのときに、完成2車線計画での事業説明を平成31年1月に行ったと。行っていますよね、議事録、私、見えています。山県市の要望があれば、4車線計画で事業を行うことを検討するというふうに表明されているんです。だから、全くだめではなくて交渉の余地があるから、今この話をしているんですね。暫定2車線の方法でも、具体的に改善をすればやれる余地がある。これは市長がしっかり県と話し合えば、要望を出してすり合わせればいいという中身だと思います。

それから、そもそも道路構造令からすると、先ほども答弁で、とてもこの交通量だったら4車線にならないというふうに市長はおっしゃったんですけど、きのう具体的に同僚議員は、さまざまな係数の補正について触れました。私が聞いていてもわかるんですけど、3.5メートルを3.25メートルにすると、係数0.94を掛けると。電卓ではじいたら1万1,270台ですよ。それで、パーソントリップ調査で出ているのが1万1,500台、それだけの係数で。だから、実際には9,600台ぐらいになるんだという同僚議員の発言でしたけれども、これは具体的に、要するに4車線扱いになる根拠。具体的な根拠になっている。ところが、きのうは、県と確認しているから、市長は問題ないと言われたんですよ。これ、問題ないと言われたら、具体的にどのような確認を市長はされたのか、私が納得できるような具体的な説明をしてほしいです。2車線でいいという説明ですよ。今言った係数問題も含めて。

それから、3つ目に、県の指導と、指導は要するに山県市の、先ほど言いましたように、都計で議論してということと言われた。去年の12月の市議会で、同僚議員が初めてこの問題を取り上げたときに、宇野副市長も言ってみえるんですね。山県市が原案を作成し、山県市の都市計画審議会や道路管理者、河川管理者、公安者との連絡調整をしてというふうに明確に述べられているんですけど、それはちょっと変わってきている。私は、きちっとやっぱり前のときにもあったと思うんですけど、これは都市計画なので、山県市全体にかかわる問題ですよ。だから、道路事業だったら、そのかかわるところの地域の人たちにきちっと説明をし、了解をしていければいいんですけど、都市計画なので、これは美山だって伊自良だって高富だって関係するわけですよ、どういふ山県市

をつくっていくかということだから。そういう点からいうと、きちっとやっぱりそういう場を設けて、山県市の都市計画の審議会をきちっと開催して、県が指導されているように、それをやっぱり進める必要があるというふうに思うんですが、その点について市長はどういうふうに思われるのか。

その3点について再質問をします。

[発言する者あり]

○8番（福井一徳君） 1点目は……。

議長、済みません。

○議長（吉田茂広君） どうぞ。

○市長（林 宏優君） まとめて簡単に3点言ってください。長いんですよ。

○8番（福井一徳君） 中身はわかるように言っているんですけど、1点目は、暫定2車線で作る場合。これは要するに、いろんな方法がある。これは県に具体的に交渉の余地があるのでどうかというのが1点目。

2点目は、設計基準の交通量について。何点か、きのう同僚議員が提案をしました。この点で市長は、県と確認しているから問題ないと言われたので、どういう確認をされているか具体的に教えてほしい。

3つ目は、市の都計、これを開いてやると。県の指導、県は山県市から上がってくるって言っているんだから、その点はどうなんですかという3つです。よろしいでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まず1点目の、暫定2車線のあり方という方法でございますけれども、私が最初に聞いたときは、暫定2車線は費用を少しでも安くするために、計画の東側に、山の形態が関係すると思いますが、具体的に4車線の中の東寄りに2車線でというお話でした。そういったお話を聞きまして、前回の議会的时候にもそれぞれの理由を述べさせていただきましたが、その理由につきましては、先ほどの発言の中で、そのたびに変わるということでしたけれども、私は全くそんな思いはございません。同じ説明をさせていただいておると思います。

それで、昨日の暫定2車線の方法で、そういった方法があればそうなのかなと思いました。よくまた県とも確認をさせていただきたいと思えます。

それで、要望書の撤回でしたかね、2つ目は……。

○議長（吉田茂広君） 発言を許します、どうぞ。

○8番（福井一徳君） 県と確認しているから問題はないという、交通量……。

○市長（林 宏優君） わかりました。

今、都市計画の変更に係るスケジュールというのがございまして、これは県の部分と市の部分、それぞれどういった時期にスケジュールを進めていくかということでございます。

まず最初に、都市計画の原案を市がつくります。その原案に対して、このスケジュールによりますと、都市計画原案の相談ということで協議を行っています。その協議の中で、昨日のような道路交通、車の台数ですとか信号の台数ですとか、そういった専門的なことを協議して、おおむね県から了解をいただいて進めておりまして、市によります原案の作成の後に、都市計画原案のまず確定をさせていただきます。その確定の段階におきましては、県におきましては都市計画原案の調整、都市計画原案の下協議を行います。その間に、県は中部地方整備局にまた下協議を行いまして、こうしたのも2カ月ほどと定められておりますけれども、そういった状況できておりますし、確定の後に市では地元説明会等を行いまして、ここまで今、来ている段階でございます。そういった段階で、詳しい協議の内容、それぞれの詳細につきましては、私は、直接協議は行っておりませんし、また必要なら担当課長に答弁させていただきたいと思っております。

その次に、都市計画の……。済みません。3点目は。

○8番（福井一徳君） 3点目は、県の指導と違うので、具体的に山口市における都市計画審議会を開いて、きちんと要するにやる必要があるのではないかと。

○市長（林 宏優君） わかりました。

先ほど、任意の審議会ということをお話し申し上げましたが、現在、先ほどお話ししたように、地元説明会を行いまして、この後、市では都市計画原案の確定を行います。それと同時に、都市計画原案ができたと同時に、県は県の都市計画原案の作成を行います。そして、市では意見聴取を行いまして、どういった形であるかということをお知らせいたします。そして、縦覧の期間を設けます。その間に、県は都市計画原案の、先ほど作成でしたから確定を行っていただいて、その次に、都市計画、県におきましても公告縦覧があります。その後に、市は公告縦覧の後に市の都市計画審議会を行いまして、その内容について審議していただきます。

その後といたしますか、そこまでが市の役割でございまして、その後、県は、市のそうした回答によりまして都市計画審議会を開催していただいて、その間、国の、これは大臣の同意が必要でございますので、都市計画決定をしていただくという順でございますので、任意とは申しましたが、一般的には広く知っていただくという意味でも、こうし

た審議会は開催をするのが、順序立てて説明をしながら進めるのが、この都市計画の変更になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 市長に再々質問をしたいと思います。

今、具体的な進め方、都市計画の変更にかかわるスケジュールについて、るる説明をいただきました。

今説明があったように、市として原案の確定をして、下協議をして、中部地方整備局の中で議論をしながら地元の説明会をやってという話で、県原案ができたなら、意見聴取、公告。それで、変更の説明会をやるということなんですね。それ、順序はそのとおりだと思うんですよ。私が県と話し合ったときにも、この時点で都市計画変更の説明会なんです、市民に対する。今までやってきたのはそれに向けた協議なので、まさに任意の説明会なんですね、これは。でも、地元でどういうふうの説明されているかといったら、都市計画を変更しました、2車線です。4車線の具体的な図案、県のやつを、私、持っていますけど、検討した図面なんか全然提起されてないんですよ。私のところにいっぱい住民の人が来ていて、あそこ4車線って、前からそういう話を聞いているのに、いつからそうなったのという声がいっぱいありますよ、市民に聞けば。市民報のところもいろいろ書いてありますけど、市民の中では話が違うんじゃないのって。そりゃそうですよね、全体に聞いていないんだもん、一部のところだけで聞いてやっているから。だけど本来的に言えば、そうなのにもかかわらず、都市計画は変更されたがごとく、これでいきます、それでということだから、選択肢、ないんですよ、最初から。これ、やり方がおかしいですよ、絶対。そう思いませんか。

やっぱり僕は、本当に市長が、市民の対話と共感って、每期每期掲げられていて、私はそれ、いいスローガンだと思っているんですね。本当に市民と対話して共感を得ているんな施策をやっていく、そのとおりだと思うんですけど、どうもそのスローガンと、実際に進んでいる中身がちよっと違う。

それで、先ほど暫定2車線でもいろんな方法があるから、市長は、県と具体的に話をしてみたいというふうにおっしゃいました。私、いろいろ質問していますが、やっぱり決定権は市長ですよ。私ではないんですよ、やっぱり。私は、こういう問題があるんじゃないかって、市民の皆さんのいろんな声をここで挙げて、こうじゃないかということとは言えるんですけど、市民のそういう声や山縣市全体の将来のことを考えて、意思決定をして、県との関係で交渉できるのはやっぱり市長なんですよ。だから、ぜひ市長に、

山県市の将来のことを考えて、きちんとやっぱり協議をしてほしい。

先ほど言いましたように、交渉の余地はあるんです。現に言っているんだから。ここに書いてあるんですよ。山県市が4車線というふうに言えば、それで事業をやりますと言っている。私も直接話した中でそういう答弁をもらっているんですよ。市長は、全部県が決めるから市は言うことがないというふうにおっしゃったんですけど、そうじゃないんです。市のことを聞くとおっしゃっているんですから。そういう意味で、ぜひそうした具体的なことについて聞いてほしい。

それから、もう一つ、これはいいことだというふうに思ったんですけど、台風19号が終わった後に県と協議をしたんですね。そうしたら、伊佐美地域で水害問題あるじゃないですか。その議事録をとったときにも、水はちょっとふえるかもしれんけど、被害が広がらないからいい、これ、私、議会で言いましたよね。ちょっとふざけているって。この問題について聞いたんですよ。台風15号で、19号で、全国でこんなに被害が起こっているときに、じゃ、あそこで盛り土にして、水害が起こったら県はどういう責任をとるんですかと言ったら、それは地元からいろんな要望もいただいているので、改めてそこについては検討したいという話はされて、その後、11月13日の自治会の人たちには、盛り土構造を取りやめて高架構造で道路をつくりますと、そういう方向で検討しますというふうに言っているんです。これは僕はいいことだと思うんです。きちっとやっぱりそういうことを取り入れられたと。この件については、市としても要望を出すというふうにおっしゃっていただきましたよね。課長に聞きましたし、市長もおっしゃっていました。その件は実現できたからいい。だから、具体的にそういう中身を、県と、要するにぜひ交渉してほしいと。それができるのは市長ですよ。

市長にぜひ山県市の将来を思って、いろいろ問題はあると思うんですけども、やっぱりともに私も本当に山県市のためにいい道路を整備したいんですよ。早くつくりたいというのも同じ思いです。県は必ず、インターの開通と一緒につくるというふうに言っているんだから、ぜひ、その点、市長、最後よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

具体的な協議につきましては、また今後とも進めていきたいと思っております。また、地元の皆さんの意見も十分取り入れられるような方法で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前10時59分休憩

午前11時00分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔「反問の時間はとめるんですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） いやいや、含めない、今回は。

林市長。

○市長（林 宏優君） 幾つかございますので、まず1つずつお願いしたいと思いますが、まず御質問の中の2つ目の中段下の、山口市都市計画に基づく4車線整備に予算が潤沢に、十分についていますということで、そういった御発言でございましたが、具体的に県の、私もそれ、初めて聞きましたので、今、これから協議していく上で、いつ、どんな発言の件の回答であって、この発言につながったのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 市長、一遍に行きましょう。

○市長（林 宏優君） そして、2問目は、その後のほうで、二度と4車線化に広げることとはできなくなってしまいますとありますが、私はよく、2車線でまた広げることとは十分可能なことで、多少時間と費用は余分にかかるのかもしれませんが、二度とできないということと言い切ってみえますので、その点につきまして、県の事業として、道路事業として、そういった、もう100%決まりということはございませんので、その部分の訂正をお願いしたいと思います。

それから、3点目に、人口の減少は調査で織り込み済みであるという発言でございますが、これはパーソントリップの調査で、5年ずつ、今回は27年の2015年の、2035年を想定したパーソントリップでございまして、またこれは、5年ずつ先へ延びていくわけですが、もう今19年で20年としましても、15年先までの交通量の調査しか数字にあらわれておりません。これから工事が順調に進みましても、暫定2で進んだ場合には、おおむね15年ぐらいこの先に、あとの暫定2を整備するのかもしれないのか決定されると思いますので、そうしたことからしますと、織り込み済みであると、将来、15年先までしか見ていませんから、その先が非常に人口の減少ですとか、そういったことが大きく変わってきますので、2車線で十分だという、織り込み済みであるということにはならないと思います。

それから、前から言ってみえます、ここにありますように、2車線でいいから早くつくってという、そうした気持ちはわかるがということですが、私は4車から2車に変更した場合に、ただ早くつくることが2車線というお話はしておりません。前回の6月

の議会に説明をしましたように、暫定2でいくと片側の歩道のみであると。その状況がおおむね20年は続いていくと。その先に、完成されるのに数年、少なくとも数年近い年月が必要だと。4車線になるのに30年近くかかる。その不都合な地域の西深瀬の皆さんの思いを伝えましたので、その点についても、4から2に早くつくることのみが目的ではございませんので、そうした説明を常にしてまいりましたので、その点につきましても回答をお願いします。

そして、次に、私が人口の減少について、過去の美山地域のこの20年間、出生率、20年間で数値を示して20年前の数値を示すと、山口市では子供の数が2分の1に減っていた。これ、山口市全体ですね。そして、美山地域では3分の1に減っています。そうしたこと、それから、これから人口の減少が、統計によりますと20年の間で、この2万7,000人が1万人減りまして、1万7,000人になると。私は、この20年間の過去の人口の推移を調べましたら、4,860人減っておりまして、その中でも、この4,860人の中の美山地域の減少が2,837人。それから、高富が1,777人。そして、伊自良地域が228人でございまして、こうした事実を述べるのが非常に、山口市のこの事実を理解して、新しい政策をつくっていくのが私どもの役目でございまして、ちょうどこのパーソントリップの調査の27年のときには、人口の減少率は42市町村の中の、山口市は1番でしたので、少しでも減少を食い止めたいということで、27年の10月から補正予算で、全国に先駆ける段階で、保育料の無料化を毎年1億円ほどかけまして実施したわけでございまして、そうした事実をしっかり理解した上での次の政策でございまして、あたかも私が未来のイメージがないというような発言をした思いは全くございませんので、その点につきまして答弁を、返答をお願いします。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 質問なんですけど、反問権の時間と、それに対する私の答弁の時間は省いて……。

○議長（吉田茂広君） 時間は省いてございます。

○8番（福井一徳君） ありがとうございます。

〔「暫時休憩して」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前11時06分休憩

午前11時07分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 質問する側で答弁をするという、貴重な経験をいただきましてありがとうございます。

何点かおっしゃいました。1つは、潤沢についているというのは何を根拠にと言われていますが、これは平成30年5月7日、9時から10時、県土木整備部第3会議室、打ち合わせ結果整理票にあるんですけど、これは岐阜土木と都市政策課で打ち合わせしている中身に、具体的に、補助事業であり予算が潤沢についているためということが書かれています。私はそれを引用しました。

それから、二度とできないということですが、完成2車にしたら多分、それが課題に上ってくるというのは極めて厳しい。もうほぼ絶望的だと思います。暫定2車にしておけば、その可能性はあるんですよ。先ほど市長もおっしゃったように、暫定から4車ではなくて完成2車でやっても、時間と費用をかければ4車に変えられる。そりゃそうです、物理的にはできると私も思います。だけど、現実的にそういうことは可能性があるか。要するに、せっきゃ可能性はあるんだから、暫定2車でやればいい。暫定2車の方法はいろんな方法があるから、先ほど県と打ち合わせをしたいというふうに市長おっしゃったので、ぜひそのあたりは詰めていただいたらいいのではないかとというのが2つ目です。

○市長（林 宏優君） 答弁になっていません。二度と4車線化に広げることにはできなくなってしまいます。ですから、全く違いますよ、今の話だと。

○議長（吉田茂広君） それは私が判断します。

福井一徳議員、どうぞ。

○8番（福井一徳君） 3つ目、人口の減少ということでした。それで、工事が済んでもおおむね15年先だと。その先、大きく割り込むかもしれない。私は織り込み済みだと言ったのは、具体的なそういう事業計画を立てるときはそれで立てるしかないんですよ。さあ事業始めようというのに、これからあと5年先に出るからもう少し待っておってなんてことはありえないわけで、そう言われたときに、ずっと15年先、人口がもっと減っちゃってどうするかって、それはその時点での判断だと思いますけど、でもそれはそういう可能性もあるし、一方で減らない可能性もあるんです。

私、ものすごくそういう意味では、このパーソントリップ調査で具体的に出された中身、これに基づいてやっぱり進めるということが大前提だと思います。人口減少そのものが研究のとおりになっているかということ、必ずしも、全国平均で言えばそうですけど、

それぞれ都市によってやっぱり違うので後で触れますが、そういう意味で織り込み済みで、それで失敗するしかない。

4点目、2車線でいいから早くつくってと言っているわけではないと。暫定2車にしたら、要するに西深瀬の人達が非常に困るので、そういう願いを含めて、それを4車で30年もそのままほかっておいていけないのでという話があった。それは先ほど、市長が表明されたように、西側につくってくれという交渉をすればいい。ないしは両側につくってやってくれ、これは今後の交渉課題だと思うんですけど、2車線でいいから早くつくってというのは、これも具体的に議論の中で出ているんですよ。これは都市政策課と県土木、道路課、山県市の柴田理事、大西建設課長もみえたと思うんですけど、課長含め。30年の6月6日の会議の打ち合わせ内容詳細ということの中に、こういうことが言われているんですよ。これ、柴田理事がおっしゃっているんですけど、元柴田理事ですね。昨年度までは、岐阜土木からは、都計4車線のままで暫定2車線という話を聞いていたが、今年度になって……。都計で2車線に変更し、詳細設計の後、都計にのり面を追加という話を聞いたと。それで、都計変更の手間がふえるので、現場としてはそんな大変なことはやりたくないという思いですけど、思いとしては早く道路をつくってほしいということだけであるというふうに答えられているんですよ。

〔発言する者あり〕

○8番（福井一徳君） 執行部の中での不一致ですかね。私が言っているのは、これは単に個人が言っているわけではなくて、行政が代表して市長の分身でいろんな協議をされているというふうに思うんですけど……。

〔発言する者あり〕

○8番（福井一徳君） じゃ、それは山県市としてということで訂正しても、大筋は変わりませんでいいかと思います。

5点目、人口減少についてはおっしゃるとおりで、私も18歳人口、本当に半減しているというのは実感していますし、それぞれ美山地域に多いということもわかっています。事実を理解して、具体的にそこからどうするかという意味で新しい政策をつくっていく。それはそのとおりだと思います。市長がおっしゃるとおり。私もそう思うんですね。だからこそ今、何をやるかということが大事だと思うんですよ。

だから、これ、減少していったら、じゃ、どうするかということじゃなくて、美山の人たちも含めて、やっぱり我々は、じゃ、何ができるのかということ、市民を挙げて具体的に突き進んでいかないといけないのではないかと。

だから、今、美山地域では具体的な水栓バルブの事業をもっと強化したらどうか、医

療機器分野でどうかって、私は高い本を買ってきて、いろいろ見て、話もしました。そういう中で、実際に例えば廃校を利用した下請工場をつくって仕事をふやしたらどうか。いろんなことを考えているんです。市長だけではなくて、私は保育の無料化についても賛成しました。それは、本当にこういう状況を変えたいということからです。だから、その思いは市長と私は変わっていません。そこは変わっていないんだけど、具体的にどうも話を聞いていると、そういうふうに分らなくなって、じゃ、頑張ろうというふうに見えないんですよ。それは、みんな見えるように頑張らなきゃいけないんです。やっぱり市長、リーダーですから、みんなに展望、希望をぜひ与えていただきたいということで、市長の反問についての私の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。議場の時計で午前11時30分より再開します。

午前11時15分休憩

午前11時30分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） それでは、引き続き2番目の質問に入りたいと思います。

公立学校の教員給与特別措置法改定による教員の変形労働制導入についてお尋ねをしたいと思います。

12月3日現在、国会で1年単位の変形労働時間制導入をする特別措置法案が審議されていきました。その後、この法案は国会で、自民党、公明党、維新の賛成ということで多数で決まりました。この具体的な法律の中には、実施については各自治体が条例を制定して行うことが明記されています。これは県が条例を制定するということになると思います。

そもそも1年単位の変形労働時間制は、閑散期の労働時間を繁忙期に回して、残業代を支払うことなく、1日8時間週40時間を超えて働かせるものです。しかも、今回の変形労働制時間は、当事者である教員の同意がないままに8時間以上働くことを自治体の条例で決めることもできるようになります。

御存じのように、一般に残業させる場合は、労働基準法36条に基づく労使協定、いわゆる三六協定が必要です。それで可能な時間外労働時間数の上限を定めます。文部科学省は、労働基準法の上限時間規制をガイドラインで教員にも当てはめようとしています。が、教員には労使協定の縛りがなく、給特法により残業代もなく、月100時間、年間720時間を超えた場合の使用者への罰金や懲役が科されることもありません。

教員の現場の状況は、夏休みも保護者面接や地域の行事への参加、繁忙期にできない教員研修、さらには部活指導など、実態として閑散期はありません。今回のような1年間単位の変形労働時間制を導入すれば、学校現場での、気になる生徒の話をじっくり聞きたいとか、きょうは家庭訪問したいなど、多忙な時間の中での努力がさらに厳しくなり、子供の教育へのしわ寄せに拍車をかけることとなります。また、教員の働き方改革に背を向けることとなります。

条例を制定して現場に導入をさせることになれば、直接的にかかわってくる内容でもあります。教育委員会として、1年間単位の変形労働時間制導入についての見解を求めたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 御質問にお答えします。

今般の国会で成立しました、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律、いわゆる教員の変形労働時間制の導入については、教員の働き方改革の新たな選択肢の1つと捉えています。

これまでも、平成31年1月25日付、文部科学省通知、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの制定についてを受け、山県市においては、時間外勤務命令の上限を原則一月45時間かつ1年360時間とし、学校に出勤で到着した時間から帰宅のために学校を出る時間まで、さらには休日等の部活動等、学校教育に必要な業務を行った時間も含めた在校等時間を勤務時間として管理を始めたところです。

在校等時間を記録し始めた本年6月から11月までの6カ月間において、毎月の時間外勤務時間を学校ごとの平均値で見ても、上限とされる月45時間を超えないのは、一部の小規模校を除けば、小中学校ともに8月のみで、それ以外は長時間勤務の傾向にあり、中学校は小学校より1人当たり月5時間から10時間多い状況にあります。

教育委員会としましては、教員の負担改善のための施策として、教員の業務をサポートする支援員の配置や学校閉庁日の設定などにより、わずかではありますが教員の時間外勤務時間の縮減や年休取得の増加につながっていると捉えています。

まずは、教員の業務改善につながる手だてこそが必要であるという立場から、勤務時間をきめ細かく分析し、効果が期待できる、かつ実施可能なものは全て取り組むという方針で進めているところです。

今後、改正法や附帯決議事項及び具体的な運用に関する指針等を整理するとともに、教員は県費負担教職員であるため、勤務時間やその割り振りのあり方について、県教育委員会の指導を踏まえて、山県市として主体的に検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、教育長から御答弁をいただきました。

それで、実は小学校の校長にも実際に訪問して、いろいろ現状を聞いてきました。月平均の残業は60時間と、行事なんかがある場合は80時間をやっぱりどうしても超えると。修学旅行だったり運動会であったり、主に担当している人はもっとすごいと。年度初めのときも忙しいと。ずっと聞いていると、およそ45時間におさめるとか、そんなような実態では全然ないということが語られました。

私、何でこれを質問しているかということ、決めるのは県の教育委員会で決めるわけですね。ただ、こういう実態が教員の現場で起こっているということをやっぱり保護者や市民の皆さんにもぜひ知ってほしいと。こんなことをやったら教員も大変なことになるし、全国で毎年何十人って過労死が生まれているんですね。これで働き方改革でこれを改善すると言っているのにもかかわらず、今度またこれに追い打ちをかけるような制度を入れるということで、もう全く改革に背を向けたような中身だということが、実際に現場に行くとよくわかりました。

先ほど教育長は、支援員を充実したりということで、ここの小学校も、県から3人、市から4人入れていただいていますと、非常に助かりますというようなお話をされました。でも、根本的には、要するにもっと業務を減らすということをやらないし、教員のやっぱり数をふやさないと解決しないんですね、これ。そのことを本当に、市民の人を含めて、私は今後とも、やっぱり現場にこんなことを導入したら絶対いかんという意味では、いろんなところで事あるごとに問題にしたいというふうに思います。

それで、もう時間がありませんので、一言だけ。こういう、先ほど原則1カ月45時間かつ年間360時間ですけど、半年間調べただけでも45時間をオーバーするという実態の中で、新たな選択肢の1つというふうに捉えるって言われたんですけど、現状からいったら、これは残念ながら選択肢に、私はならない、こういう制度があることはよく存じていますけど、ならないのではないかと。その点について、1点お聞きしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 時間外勤務の実態を調べてみると、今お話しされたように、45時間という時間は超えております。それはきちんと見詰めながら、今やるべきことは、業務改善が何ができるかということであって、時間を割り振りして、長時間を肯定するようなことはしたくないというふうに思っております。

今回の法律は、あくまで選択肢の1つであって、山口市はそれを取り入れると言っているわけではなくて、それが合った学校もある。であればその学校は取り入れればいい。現に、国立大学の附属学校については1年の変形労働制を取り入れています。ただ、そうした学校については、教育実習等の教員の業務がプラスアルファされている部分があるので、それが有効に活用されているというふうに捉えております。ですから、それも1つの選択肢として捉えて、本当に合っているなら取り入れればいいと思いますし、合っていないのなら取り入れないという立場でおります。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） これにて一般質問は全て終了いたしました。

19日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午前11時40分散会

令和元年12月19日

山県市議会定例会会議録

(第 5 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第5号 12月19日(木曜日)

○議事日程 第5号 令和元年12月19日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 承第 3号 財産の取得についての議決の一部変更の専決処分について
- 議第 97号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 98号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 99号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第100号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 議第101号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第102号 令和元年度山県市一般会計補正予算(第3号)
- 議第103号 令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第104号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第105号 令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第106号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第107号 令和元年度水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第108号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 議第109号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 承第 3号 財産の取得についての議決の一部変更の専決処分について
- 議第 97号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

例の一部を改正する条例について

議第 98号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

議第 99号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第100号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に
ついて

議第101号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する
条例について

議第102号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第3号）

議第103号 令和元年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第104号 令和元年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第105号 令和元年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2
号）

議第106号 令和元年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第107号 令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）

議第108号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数
の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する
協議について

議第109号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議
について

議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結について

日程第3 討 論

承第 3号 財産の取得についての議決の一部変更の専決処分について

議第 97号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条
例の一部を改正する条例について

議第 98号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

議第 99号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第100号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に
ついて

議第101号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する
条例について

議第102号	令和元年度山口市一般会計補正予算（第3号）
議第103号	令和元年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第104号	令和元年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第105号	令和元年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議第106号	令和元年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第107号	令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）
議第108号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
議第109号	岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
議第110号	防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結について
日程第4 採 決	
承第 3号	財産の取得についての議決の一部変更の専決処分について
議第 97号	山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第 98号	山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第 99号	山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第100号	山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
議第101号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
議第102号	令和元年度山口市一般会計補正予算（第3号）
議第103号	令和元年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第104号	令和元年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第105号	令和元年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議第106号	令和元年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第107号	令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）
議第108号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数

- の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 議第109号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結について
- 日程第5 観光整備特別委員会の報告について
- 日程第6 議員派遣について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員会委員長報告
- 承第3号 財産の取得についての議決の一部変更の専決処分について
- 議第97号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第98号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第99号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第100号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 議第101号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第102号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第103号 令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第104号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第105号 令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第106号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第107号 令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第108号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 議第109号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について

- 議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結について
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 承第 3号 財産の取得についての議決の一部変更の専決処分について
- 議第 97号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 98号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 99号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第100号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 議第101号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第102号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第103号 令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第104号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第105号 令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第106号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第107号 令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第108号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 議第109号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結について
- 日程第3 討 論
- 承第 3号 財産の取得についての議決の一部変更の専決処分について
- 議第 97号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 98号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 99号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第100号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 議第101号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第102号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第103号 令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第104号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第105号 令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第106号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第107号 令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第108号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 議第109号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結について
- 日程第4 採 決
- 承第 3号 財産の取得についての議決の一部変更の専決処分について
- 議第 97号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 98号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 99号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第100号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 議第101号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議第102号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第103号 令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第104号 令和元年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第105号 令和元年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

号)

- 議第106号 令和元年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第107号 令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）
議第108号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
議第109号 岐阜地域児童発達支援センター組合理約の変更に関する協議について
議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結について

日程第5 観光整備特別委員会の報告について

日程第6 議員派遣について

○出席議員（14名）

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	浅野晃秀君	農林畜産 課長	三嶋克之君

水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	安川英明君
理事兼 学校教育課長	鬼頭立城君	生涯学習 課長	土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼 事務局長	久保田裕司君	書記	棚橋輝英君
書記	長谷部尊徳君		

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（吉田茂広君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 古川雅一君。

○総務産業建設常任委員会委員長（古川雅一君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月11日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました承第3号、議第97号から議第102号、議第108号及び議第110号の所管に属する承認案件1件、条例案件5件、補正予算案件1件、その他案件2件の9議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、認第102号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第3号）（総務産業建設関係）については、歳入のふるさと応援寄附金1億円の補正に関して、ふるさと応援寄附金の現在の状況及びふるさと応援寄附金以外の一般寄附の状況について。第2表、繰越明許費の土木費、道路橋梁費、市道02011号線道路改良工事その2の事業が予定どおりに進まなかった理由、背景及び今後の用地買収のめどについて。林業費、林業振興費、野生鳥獣捕獲報償金に関して、シカによる被害が増加している地域について、有害鳥獣捕獲に従事する資格を含めた市職員の育成について、捕獲した鳥獣の処理について。議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結については、工事の概要に記載されている戸別受信機設備9,500カ所の根拠及び多世代同居の場合の戸別受信機の提供についてなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました承第3号、議第97号から議第102号、議第108号及び議第110号の9議案は全会一致で、原案のとおり承認または可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 続きまして、厚生文教委員会委員長 加藤裕章君。

○厚生文教常任委員会委員長（加藤裕章君） それでは、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月12日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第102号から議第107号及び議第109号までの7議案の所管に属する補正予算案件6件、その他

案件1件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第102号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第3号）（厚生文教関係）では、民生費においては、美山老人福祉センター管理修繕料98万4,000円について、修繕に係る費用は全て市が持つのか。母子福祉費の償還金について、自立支援教育、高等職業訓練などの補助金であるが、こちらの事業を活用しなかったのはなぜか。高等職業訓練、ドメスティックバイオレンス支援事業の内容、また、ドメスティックバイオレンス支援事業の対象者は誰か。生活保護費の扶助費がふえたのはなぜか。生活保護世帯が、伊自良地域が高富地域、美山地域と比べると極端に少ないのはなぜか。補正後の生活保護費1億8,498万1,000円のうち医療費扶助費総額は幾らになるのか。また、医療扶助の延べ人数及びこの3年程度の実態はどうか。教育費においては、小学校管理、小学校トイレ改修工事実施設計委託料におけるトイレ改修工事の内訳と箇所数について。小学校のトイレ改修事業はこれで全て終了することになるのか。小学校トイレの改修は、学校教育の立場から和式トイレ、洋式化トイレのどちらかにそろえていくのか。中学校体育館空調整備、総合体育館空調整備について、ランニングコストなどを考えて検討していくのか。中学校体育館空調整備について、完成後の空調の運用計画はどのように考えているのか。中学校体育館空調整備実施設計委託料は、3校分で1,108万8,000円、1校平均で約367万円ほどだが、総合体育館の空調整備実施設計委託料は金額が1.7倍になっている。この金額の根拠について。また、運用に当たっては、避難所として使用するだけでなく、通常も活用する予定か。その際のランニングコストは市か指定管理委託先が負担する予定なのか。緊急防災減災事業債を使つての中学校体育館空調整備だが、目的外使用とはならないか。総合体育館の空調管理は指定管理者に委ねると言われたが、経費の面でもう少し抑えられないのか。中学校体育館は建築年等それぞれ同じような状況ではないが、中学校に空調を取りつける際、体育館自体のメンテナンスなどもこの金額に入っているのかなどの質疑内容がありました。

採決の結果、付託されました議第102号から議第107号及び議第109号までの7議案は全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

山崎 通君。

○9番(山崎 通君) それでは、厚生文教委員会の委員長報告について質問をしますが、2ページの上から3行目のところに、1校、委託料について、3校分についてですけど、367万円という金額でしたが、その下段に1.7倍、これは総合体育館ですね。1.7倍なんです。何で1.7倍かという、ものすごく広い大きなところなんです。ですから、同じような金額ではできない、367万ではできないということと、こんなに金額が多いということは、ものすごいお金がかかるという意味なんですわ。これ、20年ほど前に、もう既に体育協会やとか体育振興会、あるいはそういう関係の人みんなで何回も話し合ったという経緯がある。ここでは絶対無理だと。無理。だめというんじゃない、無理やという結論が出たんですが、その後、世の中が変わって、何か特殊なものがあったというような話ならば、ああ、そうかなと思うんですが、私はここに対して本当に必要かという議論が、私はずっと傍聴しておったんですが、そういう議論はなかったんですが、そういう点については委員長はどう思われますか。

○議長(吉田茂広君) 暫時休憩します。

午前10時09分休憩

午前10時15分再開

○議長(吉田茂広君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

厚生文教委員会委員長 加藤裕章君。

○厚生文教常任委員会委員長(加藤裕章君) ただいま、山崎議員の質問に対してですが、委員会のほうでは、実際に各委員から、実際に設置した後のランニングコストはどのくらいかかるのかとか、あと、メンテナンス等も費用がかかってくるわけですので、そのあたりの質問をされまして、執行部からそれぞれお答えをいただいた上で、まずは実施設計をということで皆さん判断されて、その場では賛成ということで決定いたしました。

以上であります。

○議長(吉田茂広君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田茂広君) 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（吉田茂広君） 日程第3、討論。

これより、承第3号から議第110号までの討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議長から指名されましたので、討論したいと思います。

議第100号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、議第101号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について、賛成討論を行います。

来年度から実施される会計年度任用職員制度については、この間、市議会において、保育士の労働条件整備に関連して、その具体的な制度設計について理事兼総務課長にお尋ねをしてきました。そうした経緯も踏まえて、提案されている条例について、今回の議会で具体的にお尋ねいたしました。

新聞では、自治体の中には、財政不安から月給を下げ期末手当に回すなどの本来の趣旨に反する改悪案が提起されている状況も報道されている中、山県市においては、会計年度だからといって1年で雇いどめをするようなことは考えていないこと、雇用者の待遇改善の趣旨に基づき適切な措置をとることが質疑の答弁の中で確認されました。

また、以前から、非正規雇用の皆さんの不利益変更にならないように求めていた、勤続5年、勤続10年の勤続加算も制度の中で確保したと明言されました。

この制度導入に当たり、職員労働組合のない山県市において危惧される内容を質疑で取り上げてきましたが、今回の質疑を通じて、市役所で市民サービスのために働いていただいている330名の労働者の皆さんの立場を尊重した措置が図られるものとおおむね確認できました。

ただし、フルタイム扱いについては、規定では7時間45分勤務がフルタイムということなので、契約が最長7時間の規定では、最初から1人もフルタイムの方がいないこととなります。そうした状況で、週35時間勤務の方は106名で、全体の3分の1に当たりますが、このうち41.5%に当たる44名は保育士の方々です。

山県市は公立保育園ですが、赤字対策で退職職員の不補充政策を長年続け、そのかわりをパート化する人事政策をとってきた結果、実にパート比率は61%強と、他市と比べてもその依存度が2倍近くになっています。私は、山県市の保育の質の維持を図るには、民営化の議論の前に、正規保育士の比率の向上が最重要課題であることを一般質問の中でも何回も強調してきました。保育を労働時間単価の違う非正規雇用に依存している現状の中で、子供の命を預かり、未就学児童を1日通して保育することの重要さは言うま

でもありません。その点で、7時間勤務の非正規雇用の保育士はフルタイム扱いとすべきではないかと尋ねました。

質疑を通じて最終的に理事兼総務課長から、フルタイムの時間扱いについては、担当課とも相談をするとの答弁をいただきました。その点では総務省にぜひ確認していただきたいのですが、本年11月19日の衆議院総務委員会で、総務省の大村慎一公務員部長が、我が党の本村伸子衆議院議員に、マニュアルを提示はしているが、支給対象の勤務時間は地方公共団体の実情等に即して適切に判断されるべきだとの答弁もあり、ぜひこの答弁に基づき、7時間勤務をフルタイム扱いにする、山口市の実情に即した勤務時間としていただくことを重ねてお願いして、賛成討論といたします。

続いて、議第102号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第3号）について、反対討論を行います。

〔発言する者あり〕

○議長（吉田茂広君） 通告をいただいておりますので、全部。

○8番（福井一徳君） 土木費の道路橋梁費、市道02011号線道路改良工事その2の繰越明許費について反対します。

ことしの第1回市議会の平成31年度山口市一般会計予算の審議において、インターチェンジ周辺における開通後の自家用車と歩行者等の行動において、交通事故や交通渋滞を回避するために、西深瀬地内の農免道路に歩道設置等の道路整備工事を実施するほか、市内各所の道路改良を実施するという予算提案がありました。

私は、第1回市議会の予算審議で、インターチェンジ周辺の整備ということであれば、富岡橋以东の新川にかかる深瀬橋、富岡小学校前の信号の橋など、今議論になっているインター以北の国道256号バイパス整備がされるまでは、当面の間、インターチェンジに美山方面から向かう場所こそ市民からの要望もよく出されているし、道路整備の対策が緊急であるとして、道路整備計画と予算の見直しを求めましたが、見直しはされませんでした。

今度は6月の第2回市議会で、岐北厚生病院周辺道路の整備が用地買収でめどが立たないので、西深瀬地内の農免道路の道路整備を進めるとの流用提案が出された際にも反対意見を述べました。同じパッケージ55の事業なので、流用しても問題ない。岐北厚生病院周辺道路の整備から流用して、西深瀬地内の農免道路に歩道設置等の道路整備工事を実施するとの答弁でした。

それが今回の12月第4回市議会になって、結局この事業が、用地買収がうまくいかないので、繰越明許費とするという提案がなされています。

インターチェンジ周辺の整備と言いながら、インター完成には間に合わず、一方では、来年4月、インターが開通しても、美山や岩佐、大桑地域の皆さんは、五、六年は富岡橋を渡って、信号を右折してインターを利用するしかありません。その間、危険防止の観点から、現状の渋滞解消や歩道がない危険な区間の歩道整備や橋梁の拡幅など、富岡橋以東の新川にかかる深瀬橋、富岡小学校前の信号の橋などの整備の切実な要望は無視されたままになりました。このような道路整備のあり方について認めるわけにはいきません。もって、反対討論といたします。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 次に、寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議第102号 令和元年度山県市一般会計補正予算に賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算には、いわ桜小学校、伊自良北小学校と市内でも児童数の少ない小学校のトイレ改修工事実施設計委託料が含まれています。委員会では、今回の工事が完了すれば、全ての小中学校のトイレ改修工事が一度終了になるとお聞きをしました。2町1村が合併した山県市では、その地域によって抱える課題や特色もさまざまです。各地域の環境の違いはあっても、市内のどの地域の子供たちも一人一人、二度と来ることないかけがえのない時間を過ごし成長していきます。今回のように地域格差のない教育現場の整備に今後も御尽力いただきますことを期待して、賛成討論とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 以上で発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 最初に、反対討論はありませんか。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 私は、議第102号の一般会計補正予算の第3号の教育費と保健体育費の総合体育館の空調整備実施委託料について、反対の立場で申し上げますが、これ、本当は私の立場からすると余り反対は、市長、したくないんですわ。けど、これだけは聞いておいてほしいと思うもので、断腸の思いで反対討論をするんですが、さっきもちよっと触れましたけど、そもそも20年前にも体育振興会とか体協とか、そういうところと、あそこに空調設備が必要かということは何回もやったんです。結論としては、あそこは今、必要がないという。

それと今、T S Cは必要やということで、恐らく市長に頼みに来たんだと思うんですが……。

○市長（林 宏優君） 来てみえません。

○9番（山崎 通君） 来てみえませんか。誰かが必要だと思ってみえるんですわ。でも、それは……。

〔発言する者あり〕

○9番（山崎 通君） あくまでも意見で、あんたが悪いと言っておるわけやないので、ちょっと誤解のないように。経緯をお話ししたいんです。

それで、当然この体育館について反対をすると、それじゃ、中学校はどうなんやという話になるんですけど、委員会のときもちょっと出たんですが、中学校は多目的に大いに利用されるんです。例えば、卒業式とか入学式とかいろいろあるんです。でも、ここは非営利団体でありながらお金を徴収してやる場所なんですわ。それで、随分と利益を上げていらっしゃるんです、その中身は。それで、そういうところに、なおかつこういうものを入れて、そして、お金をどんどん吸収させるようなことはあってはならないことなんです。それが証拠に、ちょっと議長、長くなるけど、いいですか。これだけは話しておきたいんですわ。

この間、議長が納得のいくまで議論をしてくださいということを書いてくださったので、ちょっと長引きますけど、そもそも、京ヶ洞のグラウンドで三塁方向へファウルを打つと、星ヶ丘へボールが飛び込むということで、ネットを高くしてくれという話だった。こちらにみえる方も、そのときは私と一緒に反対を試みえた。なぜかという、その当時、私、高富町軟式野球連盟のそもそもの発起人なんです、私が。それで、ずーっとあそこのことはかかわってきて、ファウルボールが星ヶ丘へ飛んでいくなんてことは考えられなかった。それで、その当時、その人たちに、そんなことはあり得んでよく調査してくれと言ったんですけど、いやいや、決めてしまったことやでって無理やりやりました。それで、その後に私がそれを検証に行ったら、ショートの方から三塁ベースの方へ向かってトスバッティングやティーバッティングをやっていたんです。そのボールが星ヶ丘の方へ行って、このくらいの箱にあった。それを、あそこの事務所へ持って行って、こんなことは困ると言っただけで、何もクレームをつけたわけではない。今度から気をつけてくれと言われる。私は実際にそこへ行って調査してきた。それを何でもいいでやってしまえってネットを高くした。それ以来、それはなるほど、そもそもボールが行くわけがない。もしそうであったら、当時の設計に大きな間違いがあった。

それで、さっきもちょっと触れましたが、まだあるんです。そのホームベースのところから天井ネットをやると言ったんです。私は、それは全く必要ないという話をした。

けれども、これも、まあいいよ、やってしまえという御挨拶やった。それで、その後、そのネットがどこにあるかという、ずっと倉庫の中にあるんです。そういう彼らは組織なんですよ。

それに、前も自販機の飲料水の話をしましたわね。今のテニスコートのところに2台、それから、総合体育館の入り口の左側に3台、体育館の中に2台、それから、梅原のスポーツランド、あそこに2台。業者はあそこへどんどん置いても負担がかからないもので、たくさん置いていけばそれだけ利益になる。そういうやり方なんです。

ですから、私が言うのは、そんな親方日の丸でどんどんやるというようなやり方は間違っておる。公共の施設に自販機を置くんですから、当然、山口市の中の人たちが利用できるようにするというのが私は第一原則やと思う。この間、市長も商工会へ行かれたときに、中小企業振興のこういう条例ができましたので、大いに皆さん活用してくださいと言われた。そのとおりなんですわ。そんな遠くのほうのどこの人かわかんような人たちが何十台も自販機を置いて営利を目的でやっておるといことは、僕は断固として許せん。

それと、この間、防災の話で、後ろの藤根さんも御質問されましたが、あそこには何にも備わっていないんです。それで、ある団体が行ったら、毛布はと言ったら、毛布は二、三枚しかないと言うんです。それから、この間の9月に停電したときに、放送がされたので、高木の人たちがあそこへ走っていったんです。そうしたら、まだ今、これから準備するで、まだ来てもらってもあかんというお断りやったと。さらに、そこに、今の太陽光発電のその電気でもつのは最長で8時間やで、それ以上おってもらってもあかんで、トイレも使えんようになると言われたので、私たちは帰ってきましたと言うんです。

そういういろんなことを思うと、全く誠意がないんですわ。皆さんが一生懸命このまちのためにやっておってくださるのに、そういう話がどんどん私の耳に入ると、やっぱりもっと考えて、ああいう組織を、いわゆる指定管理者を使っていかないかんということを私は思うんです。

それから、また話が戻りますけど、あそこで、例えば、教育長がどうしてもあそこにつけるんやおっしゃるのなら、あその上に、暖房だと、暖かい空気は上へ上がるので下へ行くには当然扇風機をつけなん。そうすると、バスケ、バレーボールやとかそういう球技ですから、やっておったら、そこへ当たるとい可能性が多分にあるわけです。そういうことから、私はもっともっと研究をして、そして、こんな予算を最初に組んでしまうと、さっきもこれは組むだけやというような話が出ましたけど、組んだらもう99%

つくるんですよ、役所というのは。ずーっとそういう方法でやってきたので、私はあえてきょう反対討論をして、もっと吟味して利用していただきたいことをお願いして、反対とします。

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（吉田茂広君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

承第3号 財産の取得についての議決の一部変更の専決処分について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

議第97号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第98号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第99号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第100号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第101号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第102号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第103号 令和元年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第104号 令和元年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第105号 令和元年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第106号 令和元年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第107号 令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第108号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第109号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第110号 防災行政無線同報系設備更新工事請負契約の締結について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 観光整備特別委員会の報告について

○議長（吉田茂広君） 日程第5、観光整備特別委員会の報告についてを議題といたします。

本件について、観光整備特別委員会委員長の報告を求めます。

観光整備特別委員会委員長 山崎 通君。

○観光整備特別委員会委員長（山崎 通君） 議長から御指名をいただきましたので、観光整備特別委員会最終報告をさせていただきます。

本委員会は、昨年6月定例会の最終日において、委員会の設置目的を大河ドラマ放送

に伴う観光整備に関する調査研究を行うこととして、観光整備特別委員会の設置が決まりました。

具体的には、2020年1月から、明智光秀公が主人公となるNHK大河ドラマ「麒麟がくる」の放映が決定されたことにより、山口市には大桑城など大河ドラマにかかわる歴史上の貴重な史跡がたくさんあることから、それらの地域資源を観光資源として、大河ドラマをきっかけに訪れる観光客誘客や地域の魅力発信について、放映前に市が積極的に取り組むべき喫緊の課題に対し協議してまいりました。

審議経過としては、昨年6月21日に第1回を開催して以降、計12回にわたり委員会を開催してまいりました。昨年10月の委員会中間まとめについては、本委員会に付託された調査研究結果の概要として、議長を通じて市長に対し、観光整備における取り組みへの要望書を提出し、本年度予算にも反映していただきました。

本年5月13日には正委員長が交代し、8月28日の委員会では、「麒麟がくる」に伴う観光整備事業等の進捗状況、調査事項の確認及び年間計画について協議をしました。

12月17日の委員会では、「麒麟がくる」放映開始直前における観光整備事業等の進捗状況、今後の観光整備事業に係る計画についての確認をしました。

来年1月19日には、いよいよ大河ドラマが放映されることに当たり、本委員会の設置目的である、大河ドラマ放映に伴う観光整備に関する調査研究については目的を達成したということで、本定例会最終日に観光整備特別委員会最終報告をすることに決定しました。

なお、観光振興については今後も継続することが大切であり、私たち委員も含め、多くの市民の皆様とともに、官民協働による観光推進体制づくりを進めていかなければならないと考えています。

以上、観光整備特別委員会の最終報告といたします。

○議長（吉田茂広君） 観光整備特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま観光整備特別委員会の調査終了が報告されましたので、観光整備特別委員会の調査を終了したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、観光整備特別委員会の調査を終了することに決定されました。

日程第6 議員派遣について

○議長（吉田茂広君） 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び議会会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定されました。

○議長（吉田茂広君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて令和元年第4回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦勞さまでございました。

午前10時45分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 吉 田 茂 広

3 番 議 員 古 川 雅 一

4 番 議 員 加 藤 義 信